

令和 6 年第 6 回定例会

嬭恋村議議会議録

令和 6 年 12 月 3 日 開会

令和 6 年 12 月 13 日 閉会

嬭恋村議議会

令和6年第6回婦恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月3日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第10号の上程、説明、質疑	11
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案調査について	16
○日程の変更について	16
○議案第51号～議案第57号の一括上程、説明	17
○議案第58号の上程、説明	23
○議案第59号の上程、説明	24
○議案第60号の上程、説明	24
○議案第61号の上程、説明	25
○請願書、陳情書等の委員会付託について	27
○議員派遣の件について	27
○休会について	27
○散会の宣告	28

第 2 号 (12月10日)

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○事務局職員出席者	30
○開議の宣告	31
○議事日程の報告	31
○議案第51号の質疑、討論、採決	31
○議案第52号の質疑、討論、採決	32
○議案第53号の質疑、討論、採決	33
○議案第54号の質疑、討論、採決	33
○議案第55号の質疑、討論、採決	34
○議案第56号の質疑、討論、採決	35
○議案第57号の質疑、討論、採決	36
○議案第58号の質疑、討論、採決	37
○日程の追加について	38
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第60号の質疑、討論、採決	39
○議案第61号の質疑、討論、採決	40
○休会について	41
○散会の宣告	41

第 3 号 (12月12日)

○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	43
○出席議員	43
○欠席議員	43
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	43

○事務局職員出席者	4 4
○開議の宣告	4 5
○議事日程の報告	4 5
○請願書、陳情書等の審査報告について	4 5
○一般質問	4 9
伊 東 正 吾 君	4 9
大 野 克 美 君	6 0
黒 岩 智 未 君	7 0
土 屋 幸 雄 君	7 7
土 屋 哲 夫 君	9 2
○延会について	1 0 3
○延会の宣告	1 0 4

第 4 号 (12月13日)

○議事日程	1 0 5
○本日の会議に付した事件	1 0 5
○出席議員	1 0 5
○欠席議員	1 0 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 5
○事務局職員出席者	1 0 6
○開議の宣告	1 0 7
○議事日程の報告	1 0 7
○日程の追加について	1 0 7
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○一般質問	1 1 3
大久保 守 君	1 1 3
松 本 幸 君	1 2 7
伊 藤 洋 子 君	1 4 4
○閉会中の継続審査申出について	1 6 0
○閉議及び閉会の宣告	1 6 0

○署名議員.....	1 6 3
------------	-------

令和 6 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和6年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年12月3日（火）午前9時59分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第10号 専決処分の報告について（小石飛散による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 6 承認第 3号 令和6年度嬭恋村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 4号 嬭恋村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 8 議案第51号 令和6年度嬭恋村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 9 議案第52号 令和6年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第53号 令和6年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第54号 令和6年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第55号 令和6年度嬭恋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第56号 令和6年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第57号 令和6年度嬭恋村下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第58号 嬭恋村債権管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第59号 指定管理者の指定について（嬭恋村農産物等直売所）
- 日程第17 議案第60号 工事請負契約の変更について
- 日程第18 議案第61号 工事請負契約の変更について
- 日程第19 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第20 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	黒 岩 智 未 君	２番	土 屋 哲 夫 君
３番	伊 東 正 吾 君	４番	下 谷 彰 一 君
５番	黒 岩 敏 行 君	６番	石 野 時 久 君
７番	佐 藤 鈴 江 君	８番	土 屋 幸 雄 君
９番	松 本 幸 君	１０番	伊 藤 洋 子 君
１１番	大久保 守 君	１２番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	熊 川 明 弘 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	黒 岩 孝 義 君	建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	黒 岩 治 信 君
観光商工課長	竹 渕 幹 雄 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	滝 沢 勇 司 君

事務局職員出席者

議会事務局長	目 黒 康 子	書 記	横 沢 右 京
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時59分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

これより令和6年第6回婦恋村議会定例会を始めさせていただきますと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和6年第6回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、1番、黒岩智未議員、2番、土屋哲夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、11月26日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

土屋委員長。

〔議会運営委員長 土屋幸雄君登壇〕

○議会運営委員長（土屋幸雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、11月26日、委員会を開催し、当局から副村長、総務課長の出席により、令和6年第6回議会定例会の運営について協議をいたしました。第6回議会定例会の会期は12月3日から13日までの11日間とし、一般質問の通告期限は9日の午前10時までと決定をいたしました。

提出予定案件は、報告1件、承認2件、議案11件です。

主な内容といたしましては、令和6年度各会計補正予算、条例の制定、工事請負契約の変更についてなど、11件の議案が提出される予定となっております。

また、当局より提出議案並びに課題となっている案件の説明を行いたいとの申入れがあり、本議会終了後から4日の全員協議会において行うことと決定をいたしました。

今回、請願・陳情等については、陳情3件、要望1件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表配付のとおり、付託等を行うことと決定をいたしました。

各常任委員会並びに特別委員会は、12月10日に開催することと決定をいたしました。

また、一般質問については、これまでと同様に一問一答方式で行うことと決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書9月から11月分を受理しましたので、配付のとおり報告をします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに9月定例会以後の主な諸行事は、配付したとおりであります。

次に、令和6年12月2日に、婦恋村教育長から令和6年度教育委員会点検・評価報告書が

本職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

◎行政報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 12月定例会におけます行政報告をさせていただきます。

12月2日からマイナンバーカードに、全て国民皆保険でいただきますので、どんな方もマイナンバーカードを新たに発行する場合は、マイナンバーカードということであります。暫定的に、今ある保険証を使えということでございますので、大きく制度が変わりましたので、皆さんもご承知おきいただいておりますが、頭に留意していただけたらなと思っております。

まず、国際情勢についてでございますけれども、アメリカにおいて、トランプ政権が1月20日に、就任演説で政権が新たに発足するということでございます。それに合わせまして、現在世界では、イスラエルとパレスチナの紛争、昨日ではレバノンのほうも併せて、戦争が拡大しそうな雰囲気が、シリアのほうも含めて、戦争拡大というような状況のようでございます。

また、ロシアとウクライナにおきましても、依然として、まだ解決の見通しが立たんということでございます。力による自由主義陣営と権威主義陣営と申されておりますけれども、いろんな国際的な対立があるという現実があるわけでございます。

そんな状況下でございますが、我が村にも直接的に関係のあるのは、基幹産業の農業を守るための食料安全保障という見地をしっかりと我々も考えていかなくちゃならんし、お願いするところには、しっかりお願いしていく必要があるのかなと思っております。

また、同じく、人間誰でもエネルギーが必要です。生きるためには、エネルギーということで、エネルギーの安全保障についても、しっかりと我々も注目して、村民の生活確保のためにしっかりと認識をしながら、対応してまいりたいと思っております。

あわせまして、地球全体の気候変動ということでもあります。COP29がアゼルバイジャン

共和国で開催されましたが、自然災害の激甚化・頻発化、さらには広域化ということでもあります。特に日本においては、プラスして地震国であり火山国であるということもございますので、地域住民の方々の安心・安全により一層、注意深く対応していく必要があると、こう思っておるところでございます。

国際情勢、特にトランプ政権ができたときに、またさらに我々の日常生活にも影響がある部分もあるなと思っておりますので、注視していきたいと考えております。

国内情勢でございますが、衆議院議員選挙が秋に行われました。与党の過半数割れということで、衆議院の選挙が終われば、国会法に基づきまして、解散以降40日以内に特別国会を開きなさいということで、首班も指名され、さらには現在は、11月28日から今月の18日まででございますが、補正予算編成等の国会が開会中でございます。

国のほうでは、景気回復対策等も含めて13億9,000万円の補正予算を、現在、これから審議に入るとということで、衆議院、参議院予算委員会がこれから開催されるという状況でございます。

中でも補正予算のほうで、地方創生交付金の倍増ということのようでございます。また、能登半島地震の復旧・復興の加速化並びに、私どもの地域にも直接関わりがございます国土強靱化予算、これの審議が行われるということもございます。

さらには、昨年も、今年も行われましたが、1月から3月にかけて、電気代、ガス代、この負担金を政府のほうが持ちましょうという提案をしておりますので、国会でこれから審議されると思っております。

なお、高校生以下の子供一律2万円、あるいは非課税世帯への3万円給付ということも、補正予算の中にあるわけでございます。注意深く見守ってまいりたいと思っております。

中でも最も問題なのは、年収103万円の壁でございます。年収103万円とは、所得の基礎控除が48万円、給与所得税の控除額が55万円、両方合わせると103万円でございますが、皆さんご承知のとおり、パートタイマーで働く女性と、あるいは大学生等が、103万円を超えると税金を払わなきゃならんと。ぜひとも、働き手の少ない世の中ですから、これを何とか103万円を、現在では178万円に上げたらどうかという提案がありまして、それに対して国会で議論されておるという状況でございます。

それに対しまして、群馬県知事さんのほうは、上毛新聞さんのトップにも出ておりましたとおり、群馬県に来る、県に来る分と、35市町村に来る分でございますけれども、全体で825億円ほどが地方に入ってこない、これでは弱るということで、知事さんの発言もござ

いました。

全国町村長大会も急遽、私も提案させていただきました。全国町村会会長の吉田会長は、NHKホールの全国大会において、末尾に、我々基礎自治体の財政に影響が出るような解決方法では弱ると、十二分にそこは考慮して確定していただきたいという要望を町村会でもさせていただいておるところでございます。

これから、政府与党あるいは野党の皆さんとも、しっかり協議をしていただきまして、労働力の確保は私個人も認めております。どうしても必要だと思っております。しかしながら、市町村あるいは都道府県に対して予算が来ない、あるいは地方交付税が来ないということになりますと、我々の業務の執行に影響がありますので、それだけは避けていただけるような解決方法をお願いしたいと、こう思っておるところでございます。

18日までには補正予算の審議が行われますので、注意深く見守ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

村内の産業状況について触れさせていただけたらと思います。

第1次産業、キャベツでございますけれども、農協さんベースの話で、昨日反省会が行われました。来年度に向かって、農協さんの幹部と、それから卸会社の皆様方との会議というのが、昨日夜、夕方会議が行われました。キャベツでは、目標に対しまして1,780万ケース、売上で176億円というのが農協さんの公な発表数字でございます。対前年で若干少ない、目標額より若干少ないんですけれども、96%以上達成したというような状況であるというふうにお聞きしたところでございます。

冒頭に申しましたが、食料安全保障の見地、あるいはエネルギーの、ガソリンが上がっているんでコストも上がる、それから資材のほうも高騰しておる、さらには運賃も非常に高く上がっておるということでございまして、引き続き来年度に向かって、卸会社の皆様方あるいは全農の皆様方の指導をいただいて、安定的に生産者が来年度も事業ができる、生産ができる体制づくりをとということで、来年度に向かっての基本的な合意、話合いができたところでございます。

我々も労働力確保については、議会の皆さんとも、お願いするところにはしっかりお願いをしてまいりたいと思っております。

なお、今月の、明後日でございますが、小渕優子先生並びに農林水産省副大臣であります笹川博義先生のところに、議会の皆さんと共に私も行って、しっかりとお願いをしてまいりたい。特に労働力確保の問題、あるいは婦恋に在住する外国人の皆様方が安心して共生でき

る社会づくりについてのお願いということで、明後日は議員の皆さんとも陳情に行く予定でございますが、よろしくをお願いをしたいと思います。

第1次産業はそんなことで、来年に向かって、しっかりまたみんなでスクラムを組んで、共通課題、みんなで力を合わせて、お願いするものはお願いをして、来年の生産体制を確立してまいりたいと思っています。

第2次産業の関係でございますが、本年度に入りまして、12月の段階ですけれども、合計で入札を9回やってまいりました。合計金額で3億254万円ということで、対前年ですと、マイナス1億460万円という状況でございます。村が発注する事業につきましては、しっかりと発注をし、年度内に、予算はお決めいただいておりますので、しっかり執行してまいりたい。また、第2次産業の皆様方には、しっかりと工事を完遂していただきますよう、お願いをしておるところでございます。

国・県の事業の上信自動車道あるいは利根川水系砂防工事事務所の浅間山減災・防災対策事業16億円、その他、治山事業等も、あるいは河川の改修事業等も行っているということで、引き続き国土強靱化の計画の予算確保のお願いもしますし、さらには地域の強靱化のための事業もしっかりしてまいりたいと思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

第3次産業の件でございますが、7月から9月の観光客入り込み数の実数が出てまいりまして、56万1,360人ということで、前年比で98%アップだという結果が出てきております。秋口に入りまして、インバウンドのお客さんが増えてきているということと、あるいは最近ですと、万座温泉が某テレビにおきまして、全国のチャンピオンというふうなニュースも流れてということも影響して、そういうものも含めながら、しっかり観光協会の皆様、関係者の皆様とも協議をしながら、PR活動に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

なお、今後、冬シーズンでございますので、しっかりとまたスキーのPRもしてまいりつもりであるわけですが、特に万座におきましては、株式会社プリンスホテルさんのスキー場については、マスコミで出ておるとおり、全国規模のニュースになっておりますので、非常に厳しい現実があると思っています。しかしながら、規模を縮小しながら、対応できることをしっかりと取り組むと申しておりますので、我々もしっかりと対応して、協力できることをしっかりやってまいりたいと思っています。

それから、パルコールさんでございますが、確認しましたところ、正月はインバウンドのお客さん、特に外国の方が、非常に多く予約が入っておると伺っております。しっかりと

我々もサポートをして、対応してまいりたいと思っています。

なお、11月17日には鹿沢のスノーエリアさんがオープン、12月11日にはパルコール嬭恋リゾートさんの安全祈願祭、12月19日には万座温泉スキー場安全祈願祭という予定になっております。しっかりと冬場の対応に対応してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、予算編成の考え方でございますが、ご存じのように、国のほうでは約117兆円の概算要求でございますが、これはもう既に各省庁が財務省に提案をして、財務省でまとめた数字が117兆円、ざっくりですけれども、対前年よりも5兆円増えた予算編成の概算要求の段階でございます。これから政府税制調査会、与党税制調査会、また各党の税調の関係者が議論をしたりしながら、歳入についてしっかりと、税収の議論がしっかりと行われるということでございます。

先ほど申しました103万円の壁についても、中心的な議論の対象になるわけでございますので、税制調査会の議論を踏まえて、政府税制調査会の議論を踏まえて、12月23日頃には政府の予算原案が決まってくると思っております。

なお、群馬県議会におきましても、既に予算委員会を開催しております。国・県の動向をしっかりと確認しながら、嬭恋村の予算編成に取り組んでまいりたいと、こう思っております。

サーラ嬭恋で約25億円の予算を、債務負担行為ということでやってきておりますので、村としては財政が非常にタイトであるという状況でございます。その辺をしっかりと踏まえまして、また各種団体、あるいは各地区の要望も、お伺いはしっかりお伺いさせていただく中で予算編成作業をしてまいりたい。また、議員の皆様方にも、議員のしっかり意見を賜りながら、予算編成作業に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

その中でございますけれども、上信自動車道でございますが、群馬県のほうの県土整備プランの、次期の県土整備プランを今まとめていただいております。県からも、昨日も報告を受けました。上信自動車道については、県の重点項目ということに取り上げられております。また、国のほうにも、上信道につきましては、長野県、群馬県も期成同盟会のほうで陳情を全てしているそうであります。その中で、群馬県としても、群馬県で最も重要な道路は上信自動車道であるという位置づけをいただいております。

その他、群馬では、いろんな事業道路がございますけれども、上信自動車道は最も重要な

群馬県の道路であるという認識で、陳情もしてきておるところでございますので、我々もしっかりと、お願いするところにはお願いしてまいりたいと、こう思っています。

その中で、令和7年度、来年度には、婦恋バイパス、鎌原から田代までの間、整備区間の格上げというお願いをしております。さらに、今の現状の予定からしますと、あと5年後に渋川から鎌原までが開通の予定になって、進めていただいております。

文化財等が出ないで、強靱化予算の補正予算も含めてでございますけれども、しっかり予算の確保ができて、事業がスムーズに行われれば、あと5年後に鎌原までが渋川からつながるという状況になっておりますので、議会の皆様方並びに村民の皆様方にもご理解とご協力をいただきながら、しっかり進めてまいりたいと思っております。

なお、上田インターチェンジから寒川までの約4キロでございますが、こちらは4車線で計画が進んでおります。また、渋川バイパスにつきましても、金井までは4車線で来る予定になっております。渋川西バイパスについては、来年度完成ということでございます。それから、トンネルにつきましても、国の代行でお願いするというので、しっかり重点陳情ということで、内容もトンネルのお願いで来ておるところでございます。

ということで、上信自動車道、しっかり中長期の考え方を、関連する我々の村の在り方も含めまして、ランドデザイン計画の中でしっかり取りあげて進めてまいりたいと、このように思っております。

その他、村とすれば、公共施設の再編計画等がございます。上信自動車道の将来計画と公共施設の再編計画、村が必ずやるべき重要課題でありますので、議会の議員の皆さんともしっかりと議論させていただき、地域の皆さんの要望もしっかり確認しながら、各種団体の意見も取り入れながら、しっかりと青写真を作って、なおかつ、種銭と言っては何なんですけれども、基本的な基金をしっかりためた中で、いつ頃までにどこにどういう形で造るかを定めていくべき課題でございますので、議員の皆さん方にもご理解とご協力を切にお願いをするところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今後の私の主な日程につきましては、公務につきましては、ホームページのほうをご覧になっていただければ、全て公になっておりますので、ご確認をいただけたらと思っております。

12月議会でございます。今後もしっかりと当局は、議会のほうに重要な政策課題につきましては、全員協議会等の場所におきまして、しっかり説明を申し上げ、また議員の皆様方のご意見を賜りながら、よい方向に進むようにしっかりと努めてまいりたいと思っております。

ので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、報告第10号 専決処分の報告について（小石飛散による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第10号 専決処分の報告について（小石飛散による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）報告をさせていただきます。

本件につきましては、村道浅間開拓線大笹地内におきまして、草刈り作業中に小石が飛散し、走行中の車両に損害を与えたもので、損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について専決処分したものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号によりまして、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） 報告第10号 専決処分の報告について、詳細説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

令和6年専決第4号。

専決処分書。

1、専決処分事項。

道路管理瑕疵（小石飛散）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について。

2、専決処分内容。

(1) 事故発生日時、令和6年7月24日15時30分頃になります。

(2) 事故発生場所、婦恋村道浅間開拓線、こちらはパノラマラインの南ルートの大笹地内になります。

(3) 相手方、渋川市在住の方になります。

(4) 事故状況、上記日時場所において、現場を通行中の相手車両を破損させたことによります。当日、パノラマライン南ルートの大平地区において、田代方面に向かう車線の路肩の草刈り作業をしているところを、相手車両が通過する際に小石が車道に飛散し、ボディーの左側後輪付近に当たり、傷をつけてしまったという事故になります。

(5) 和解の内容、本件事故による相手損害額は5万9,763円で、村は損害額の全額を村の加入する損害保険会社より相手に支払うものです。

(6) 和解年月日は、令和6年9月30日となります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） このときの状況で、よく草刈りをしているとき、幕、ネットみたいなのをやりながら、車に飛散しないようにやっている様子を見るんですけども、このときの現状はどうだったんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

一応そういった対策は取っていたんですけども、ちょっと対策が不十分というか、しっかりこうにガードできていなかったということで事故が起こったと聞いています。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第10号 専決処分の報告について（小石飛散による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定）を終わります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、承認第3号 令和6年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第3号の提案理由を申し上げます。

一般会計補正予算（第4号）は、補正額1,003万5,000円を追加し、歳入歳出総額を91億8,574万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、第50回衆議院議員選挙の実施に当たり、緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、婦恋村一般会計補正予算（第4号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 承認第3号 専決処分を行いました令和6年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,003万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億8,574万3,000円とするものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入ですけれども、16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正額が1,003万5,000円です。内訳ですが、衆議院議員選挙事務委託金1,000万円、最高裁判所裁判官国民審査事務委託金3万5,000円であります。

続いて、6ページをご覧いただきたいと思います。

歳出ですけれども、2款総務費、4項選挙費、8目衆議院議員選挙費、補正額、先ほどの

歳入と同額の1,003万5,000円でございます。全額国負担という内容になっております。

衆議院議員選挙実施事業1,003万5,000円の主なものですけれども、職員手当と人件費、こちらが500万9,000円です。それから、事業費297万8,000円が主なものでございます。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、承認第4号 嬭恋村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第4号 嬭恋村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について説明させていただきます。

令和6年12月2日以後、新たな被保険者証、保険証の交付ができなくなりましたが、これに伴いまして、本条例の規定の一部を改正する必要が生じ、施行日を令和6年12月2日とす

る必要があったため、令和6年11月28日付専決処分としたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上、承認第4号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に係る説明となりますが、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、ご承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

承認第4号 嬭恋村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございますが、新旧対照表をご覧ください。一番最後のページになります。

第15条であります、この第15条の規定は罰則規定であります。虚偽の届出等によって資格の取得及び喪失をした場合に被保険者証の返還を求め、応じない場合には過料を科するという規定になっておりますが、保険証が令和6年12月2日以降、新たな被保険者証の発行・交付が廃止されました。これに伴いまして、被保険者証の返還を求める必要がなくなることから、この部分を削除する改正となります。

なお、令和7年7月31日まで有効の現行の保険証が既に交付はされておりますが、これにつきましては、附則において、従前の例によるという経過措置が設けられております。

施行日が令和6年12月2日でありましたので、11月28日付で専決処分により改正させていただきます次第であります。

以上が、承認第4号 嬭恋村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に係る説明であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、承認第４号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第８から日程第18までの各議案等につきまして、本日は提案のみとさせていただきます、審議は10日に行うこととし、本日から９日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程第８から日程第18までの議案等は提案のみとし、本日から９日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りします。日程第８から日程第14までは、いずれも令和６年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程８から日程14までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第51号～議案第57号の一括上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8から日程第14までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第51号 令和6年度婦恋村一般会計補正予算（第5号）から議案第57号までの各特別会計及び公営企業会計補正予算につきまして、提出をさせていただきましたが、私のほうからは、一般会計補正予算（第5号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計、公営企業会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出それぞれ1億2,483万5,000円を追加し、歳入歳出総額93億1,057万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国・県支出金を1,425万7,000円増額、同じく村債を1,780万円増額、また、財政調整基金繰入金を9,277万8,000円の増額としております。

歳出につきましては、人件費の増額が大半を占めております。これは、人事院勧告に伴う増額でございます。先日の議会運営委員会でも説明させていただきましたが、国家公務員の給与改定について、国会でまだ審議されておりましたが、例年どおり補正予算に計上させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

このほか、土木費において、村道石津地区3号線の災害復旧工事で3,400万円、また、農林水産業費において、小規模農産整備事業で2,000万円を追加しております。

以上が、令和6年度婦恋村一般会計補正予算（第5号）の主な内容となっております。大変雑駁ではありますが、補正予算の提案説明とさせていただきます。

なお、一般会計をはじめ各会計補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第58号 婦恋村債権管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、議案第51号 令和6年度婦恋村一般会計補正予算（第5号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第51号 令和6年度嬭恋村一般会計補正予算（第5号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,483万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,057万8,000円とするものでございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。15款国庫支出金ですが、保険基盤安定制度補助金100万2,000円でございます。

続いて、16款県支出金ですが、中ほど、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業補助金285万4,000円、その下、小規模農村整備事業補助金1,100万円。

続いて、19款の繰入金、財政調整基金繰入金9,277万8,000円です。

22款村債、緊急防災・減災事業債1,780万円でございます。

内容につきましては、後ほど歳出の中で説明させていただきます。

続いて、8ページをご覧いただきたいと思います。

歳出ですが、人件費の補正が約半分、大半となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

ちょっと飛びますが、21ページをご覧いただきたいと思います。

6款の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業285万4,000円です。内容的には、キャベツ苗の移植機器購入の補助金です。100%県の補助事業となっております。

その下、5目の農地費、小規模農村整備事業2,000万円です。内容ですが、大平地区ウダラ沢の上流の護岸擁壁が災害で崩れまして、その復旧工事費に入ります。

続いて、23ページをご覧いただきたいと思います。

8款の土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費です。道路改築事業としまして、3,400万円の増額でございます。村道石津地区3号線の路肩の崩壊がございまして、その復旧に伴う工事費になります。

続いて、24ページをご覧いただきたいと思います。

9款消防費、1項消防費、3目の消防施設費、消防施設整備事業300万円の増額でございます。こちらは、第9分団袋倉地区の消防ポンプ倉庫の設置位置の変更に伴いまして、舗装面積の増加と、あと電気の引き込み工事を追加しなければならなくなったことによる増額でございます。

その下、5目の災害対策費ですが、災害対策事業として40万円の増額でございます。こちらは、Jアラートのアンテナ機器設置工事費ですが、当初120万円の購入費を見込んでいたわけですが、屋内外の配線工事等含めまして、40万円の増額をさせていただきたいという内容でございます。

以上の2つにつきましては、先ほど歳入で説明しました緊急防災・減災事業債です。こちらのほう、合わせて460万円を財源としております。

続いて、28ページをご覧くださいと思います。

10款の教育費、5項社会教育費、2目の公民館費です。こちらは、財源更正というふうになっておりますけれども、サーラ婦恋の建設事業において、太陽光発電と蓄電池、それから地中熱を利用した空調設備の導入工事を予定しておりますけれども、その件について、1,320万円を緊急防災・減災事業債で借り入れて行っている財源更正になります。こちらのほうは、充当率が100%、交付税措置率が過疎債と同じ、元利償還額の70%となっている起債でございます。

以上で、一般会計補正予算（第5号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第52号 令和6年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 議案第52号 令和6年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ888万1,000円を追加し、歳入歳出総額16億2,554万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、5ページをご覧ください。

歳入の3款国庫支出金であります。補正額214万9,000円、これは、令和6年12月2日以降、マイナ保険証の本格運用が始まりましたが、これに伴いましてシステム改修が必要となり、その改修に係る経費、これが国の補助金が確定し、補正するものとなります。補助率は10分の10であります。

次に、6款繰入金であります。一般会計の繰入金となります。保険基盤安定負担金のほか、金額の算定が終わったことに伴いまして、それぞれ補正をさせていただくものとなりま

す。

続いて、歳出の８ページをご覧ください。

９款諸支出金であります。３目償還金、６目保険給付費等交付金償還金、９目の特定健康診査等負担金償還金、これらは、いずれも令和５年度の実績に基づきまして交付を受けたものでありますが、超過交付を受けていた分を返還する補正となります。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第53号 令和６年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 議案第53号 令和６年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ358万1,000円を減額し、歳入歳出総額を１億9,997万円とするものであります。

補正の内容であります。最後の６ページをご覧ください。

補正額358万1,000円の減額補正であります。群馬県後期高齢者広域連合への納付金のうち、基盤安定負担金分の額が確定したことに伴い、補正するものであります。

歳入につきましては、１ページ戻っていただきまして、５ページをご覧ください。

基盤安定繰入金の額の確定に伴い、繰入金の額を補正する内容であります。

以上、雑駁であります。補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第54号 令和６年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第２号）について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 黒岩孝義君登壇〕

○健康福祉課長（黒岩孝義君） それでは、議案第54号 令和６年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,965万6,000円とするものであります。

歳入になりますが、5ページをご覧ください。

第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金になりますが、令和5年度からの繰越金として、725万1,000円を計上させていただきました。

続きまして、歳出になりますが、6ページをご覧ください。

第1款総務費及び第2款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費、第4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の補正につきましては、人件費の補正となります。

続きまして、7ページになりますが、上段のほうになりますが、第5目任意事業費、地域自立生活支援事業の緊急通報システム事業委託料につきましては、実績見込みにより減額補正とさせていただきます。

その下の第3款介護予防・生活支援サービス事業費になりますが、右の欄にある二重丸のところの介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、実績見込みによる減額、その下の欄の二重丸にある介護予防ケアマネジメント事業費につきましても、実績見込みによる増額補正となります。

続きまして、8ページをご覧ください。

第5款保健福祉事業費、第1項保健福祉事業費、第1目保健福祉事業費の高齢者温泉入浴事業における事業委託料につきまして、686万4,000円の増額とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第55号 令和6年度嬭恋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、議案第55号 令和6年度嬭恋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

まず、第2条の収益的収入及び支出です。

収入、第1款第2項282万4,000円の増額となります。

続きまして、支出、第1款第1項営業費用175万円の増額となります。

続きまして、第3条の資本的収入及び支出ですが、収入、第1款第6項の他会計補助金282万4,000円の減額となります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、（1）の職員

給与費を145万円の増額とさせていただきたいと思います。

詳細につきましては、2ページの予算明細書をご覧ください。

まず、収益的収入及び支出になりますが、収入、第1款第2項営業外収益、3目の補助金、1節補助金ということで282万4,000円の増額、支出、第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用、4目の総係費の中の1節、2節、3節につきまして、人件費の増額に係るものが、1節としまして手当が145万円、2の法定福利費が10万円、3の負担金としまして20万円となっています。

それから、資本的収入及び支出としまして、収入の第1節の他会計補助金を282万4,000円減額とさせていただきます。これは、収益的支出の収入のほうへ振替という形になります。全て人件費の増額によるものとなりますので、よろしくお願いします。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第56号 令和6年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、議案第56号 令和6年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

第2条の収益的収入及び支出ですが、第1款第1項の営業費用としまして493万円の増額、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費を493万円の増額となります。

詳細につきましては、2ページの明細書をご覧ください。

収益的収入及び支出ということで、1款水道事業費用、1項営業費用、1目配水及び給水費としまして、1節の給料は225万円、2節の手当が163万円、3節の法定福利費が105万円ということで、合計493万円の人件費の増額となります。

以上で、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第57号 令和6年度婦恋村下水道事業会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） 議案第57号 令和6年度婦恋村下水道事業会計補正予算（第

3号)について説明をさせていただきます。

第2条の収益的収入及び支出ですが、第1款公共下水道事業、第1項の営業費用としまして236万円の増額、第2款の農業集落排水事業費、第1項の営業費用としまして321万3,000円の増額、第4款の特定地域生活排水事業費用はなしということで、合計で557万3,000円の増額となります。

それから、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費を487万3,000円の増額とさせていただきます。

詳細につきましては、2ページの予算明細書をご覧ください。

まず、収益的収入及び支出ですが、第15款の公共下水道事業費、第1項営業費用、7目の総係費、1節給料45万円、手当171万円、法定福利費10万円、負担金10万円の増額となります。

第16款第1項7目の1節給料130万円、2節手当121万3,000円、法定福利費10万円、負担金60万円となっております。

以上、簡単ではありますが、全て人件費の増額ということで説明させていただきます。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、議案第58号 婦恋村債権管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第58号 婦恋村債権管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

村の債権の適正な管理に関する事務処理について、必要な事項を条例で定めるため、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第59号 指定管理者の指定について（婦恋村農産物等直売所）を議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第59号 指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

婦恋村農産物等直売所あさまのいぶきの指定管理期間が、令和7年3月31日をもって満了するため、次期指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17、議案第60号 工事請負契約の変更についてを議題とします。婦恋村立東部小学校トイレ改修工事です。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第60号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 議案第60号 工事請負契約の変更について、詳細説明

をさせていただきます。

1、工事名、嬭恋村立東部小学校トイレ改修工事。

2、契約金額、変更前、金7,590万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金690万円、変更後、金8,448万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金768万円。858万円の増額になります。

3、工事場所、嬭恋村大字三原地内。

4、契約の相手方、渡辺建設株式会社、群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原875番地、代表取締役、渡辺栄志。

工事の完成期日は、6年12月20日になります。

工事の概要ですが、東部小学校校舎の児童・教職員のトイレを和式便器から洋式便器に変更することと、タイル床を乾式床に改修する工事になります。

変更の増額の理由としましては、当初は各階ごとに工事を行い、工事をしていない箇所を使い、仮設トイレの設置を計画しておりましたが、学校と協議したところ、トイレの使う時間が集中してしまい、子供たちのストレスや不安になってしまうということで、仮設トイレを設置するという事で増額になります。

以上です。よろしくお願いします。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第18、議案第61号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守議員の退場を求めます。

〔11番 大久保 守君退場〕

○議長（佐藤鈴江君） 本案は、嬭恋村運動公園陸上競技場改修工事についてであります。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第61号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 議案第61号 工事請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、婦恋村運動公園陸上競技場改修工事。

2、契約金額、変更前、金8,269万8,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金751万8,000円、変更後、金8,784万6,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金798万6,000円、511万4,800円の増額になります。

3、工事場所、婦恋村大字大笹地内。

4、契約の相手方、群馬県吾妻郡婦恋村大字大笹293番地、大久保産業株式会社、代表取締役、堀米睦弘。

工事完成期日は、6年12月20日になります。

工事の概要としましては、運動公園の陸上競技場のウレタントラックのウレタンの舗装工をやり替えるという工事になります。それで、3,440平米です。それとラインの引替えという事で当初発注しておりました。

変更の理由としてですけれども、グラウンド内にリレーゾーンやハードルの設置を行う目印として、標識タイルやビスなどが設置されていましたが、当初計画では、これについては計上しておりませんでした。現場と協議した結果、それもやり替えるということで、491か所の設置を行いました。

それと、ウレタンの外周、既存のウレタン舗装ですが、周囲に芝生が張ってあるわけですが、芝生がウレタン塗装の上にかぶっておりまして、その状態だと工事できないということで、芝生をカットして、芝生を5センチ幅くらいですけれども取り去って、ウレタン舗装を実施したということになります。

以上になります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保守議員の入場をお願いします。

〔11番 大久保 守君入場〕

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第19、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣することに決定をしました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、９日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から９日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前１１時１２分

令和 6 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和6年第6回婦恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年12月10日（火）午前10時23分開議

- 日程第 1 議案第51号 令和6年度婦恋村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 2 議案第52号 令和6年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3 議案第53号 令和6年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第54号 令和6年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第55号 令和6年度婦恋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第56号 令和6年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第57号 令和6年度婦恋村下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第58号 婦恋村債権管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第59号 指定管理者の指定について（婦恋村農産物等直売所）
- 日程第10 議案第60号 工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第61号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程第11まで同じ

追加日程第1 議案の撤回について

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
5 番	黒 岩 敏 行 君	6 番	石 野 時 久 君
7 番	佐 藤 鈴 江 君	8 番	土 屋 幸 雄 君
9 番	松 本 幸 君	10 番	伊 藤 洋 子 君
11 番	大久保 守 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	熊 川 明 弘 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	黒 岩 孝 義 君	建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	黒 岩 治 信 君
観光商工課長	竹 淵 幹 雄 君	教 育 委 員 会 教 務 局 長	滝 沢 勇 司 君

事務局職員出席者

議会事務局長	目 黒 康 子	書 記	横 沢 右 京
--------	---------	-----	---------

開議 午前 10 時 23 分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

開会時間が遅れたこと、大変申し訳ありませんでした。

本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第6回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、議案第51号 令和6年度婦恋村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、今回の補正予算は、職員の処遇改善が主な予算編成となっておりますので、賛成をいたしますけれども、今、国会で審議されている、今後地方に交付される予定の重点支援地方交付金、これは物価高騰対応の重点施策として交付されるわけです。

職員に寒冷地手当等の増額が盛られているわけですから、今後支給されるべきようになる交付金を、物価高騰で大変になっている村民によりよい使い方をすることを求めて、この予算に賛成といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、議案第52号 令和6年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審議を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、議案第53号 令和6年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この介護保険の補正予算に賛成の立場で討論します。

予算の中身を見ますと、高齢者に対する温泉……

○議長（佐藤鈴江君） すみません、後期高齢者医療なんですが。

○10番（伊藤洋子君） ごめんなさい、すみません。

○議長（佐藤鈴江君） 大丈夫ですか。

ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、議案第54号 令和6年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 先ほどは失礼をしました。

私は、この補正予算に賛成の立場で討論を行います。

高齢者等に配布している温泉保養事業について、利用者が多かったということで増額をしているところを、大変いい施策だと考えております。ほかの補正予算では、多くの村民がまだ利用したいということも打ち切って、施策をやめている補正予算もあります。そういう中で、村民が喜んでいる事業を継続したことを評価して、賛成といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、議案第55号 令和6年度婦恋村簡易水道事業会計補正予算

(第1号)についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、議案第56号 令和6年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、全国的に問題になっているPFASですけれども、先日のNHKスペシャル等では、この県内では渋川が指摘されていましたが、上水道を安心して供給するように、水質検査の状況を報告していただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、伊藤洋子議員の質問にお答えします。

P F A Sにつきましては、先月、上水道分については検査を完了しまして、11月の末、先週結果が来たところで、異常なしということになっています。簡易水道についても、随時検査を実施したいところなんですけれども、ちょっと金額のほうが高額になるので、分割して来年度一斉にやりたいと考えております。

今までの水質検査につきましては、ホームページのほうには直接は出してはいないんですが、役場の上下水道課のほうに来ていただければ、公開するという事で記載してありますので、そちらのほうで。

今のところ、異常がある水源はどこにもありませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、議案第57号 令和6年度嬭恋村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、議案第58号 婦恋村債権管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加について

○議長（佐藤鈴江君） 村長から、議案の撤回について提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程に追加することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、追加日程第1を議題とすることに決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 当局より、婦恋村議会会議規則第19条第1項の規定により提出されました議案第59号指定管理者の指定について（婦恋村農産物等直売所）の撤回について説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第59号 指定管理者の指定につきまして、今本会議において、本日これを一旦撤回をさせていただきます。

十分協議をした上で、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 突然撤回されたということで、驚いているわけですがけれども、今、村長は、十分協議した上でという説明でした。ならば、今度提案するときには、本当に十分協議したものでなければ、村民も納得いかないと思います。

その点は、いろいろな公共施設、村有財産の扱いとして、慎重に審議して再提案することを申し述べておきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、追加日程については可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第10、議案第60号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 先日、ちょっと用事があって、新しく改修されたトイレを利用させていただいたんですが、何か手を洗うとき、自動栓に前はなっていたような気がしたけれども、やっぱりハンドルをやらなきゃいけなくなっていたんですが、これはどうだったんでしょうか。

何か以前は、コロナが流行したときに、自動でやれるようにと、自動栓にしたとって

たんですけれども、その辺は、以前からハンドルのやらなければ駄目な状況だったでしょうか。ちょっとその辺が心配になったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えします。

工事の内容については、学校とよく協議した中で、自動栓だとか手動の関係の設置を行っておりますので、取りあえずそういうことで了解を得ているということで、よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第11、議案第61号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守議員の退場を求めます。

〔11番 大久保 守君退場〕

○議長（佐藤鈴江君） 本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

大久保守議員の入場をお願いします。

〔 1 1 番 大久保 守君入場〕

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、11日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、11日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前 10 時 44 分

令和 6 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和6年第6回婦恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年12月12日（木）午前9時59分開議

日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
5 番	黒 岩 敏 行 君	6 番	石 野 時 久 君
7 番	佐 藤 鈴 江 君	8 番	土 屋 幸 雄 君
9 番	松 本 幸 君	10 番	伊 藤 洋 子 君
11 番	大久保 守 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	熊 川 明 弘 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	黒 岩 孝 義 君	建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	黒 岩 治 信 君
観光商工課長	竹 渕 幹 雄 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	滝 沢 勇 司 君

事務局職員出席者

議会事務局長 目 黒 康 子 書 記 横 沢 右 京

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

本日は傍聴、大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第6回婦恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会は第1日に、陳情書2件、要望書1件を所管の委員会に付託し、審査願っておりますが、審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 大久保 守君登壇〕

○総務文教常任委員長（大久保 守君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、12月10日委員会を開会し、陳情書2件についての審査と教育委員会からの報告を受けました。

委員会には、委員6名と副議長、当局からは、村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

最初に、群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、出浦匠人氏から提出された陳情第3号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書について

審査を行いました。

この陳情の内容は、令和2年から令和5年の12月定例会、また令和3年3月定例会において、ほぼ同じ内容で請願、陳情という形で提出されて、趣旨採択となっております。

陳情の趣旨は、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと、医師・看護師・介護職員などの配置基準を根本的に見直し、大幅に増員すること、また、人員確保のために必要な追加支援策を実行し、支援すること、そして全ての医療機関と介護事業所等を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬を根本的に引き上げる臨時改正を実施すること、以上のことを国に意見書として提出するよう陳情するものです。

各委員からは、今後、高齢化が進み、深刻な問題であることは確かである。趣旨は理解できる。しかし、国でも賃上げについては取り組んでいるなどの意見がありました。

意見書の提出に賛成との意見もありましたが、委員会では集約して趣旨採択と決しました。

次に、政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める群馬県民の会、上田寿江氏から提出された陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書について審査を行いました。

陳情の趣旨として、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり購読することで、心理的な圧力を感じたという実態が本当にはないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めること、また、仮に心理的な圧力を受けた職員がいた場合には、以後、圧力を受ける職員がないように、先行自治体の事例を参考に適切な対応を求めるものであります。

委員会では、当局から職場の現状について確認を行い、委員からは、現状、庁舎内でなければ議会で調査する必要はないとのことから、全員一致で不採択と決しました。

その他、教育委員会から、教育施設の再編について、小・中学校の令和17年度までの年度別による児童生徒数及び学級数について説明がありました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 陳情第3号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第3号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決しました。

次に、陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書について、委員長報告のとおり不採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決しました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 松本 幸君登壇〕

○産業建設常任委員長（松本 幸君） それでは、産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、12月10日に委員会を開会し、要望書1件の審査を行いました。委員会には

委員 6 名と議長、当局側からは村長、副村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

要望は、嬭恋村商工会会長、渡辺栄志氏より提出された要望第 1 号 嬭恋村における商工業者生産設備への窃盗事件対策に関する要望書について審査を行いました。

要望の趣旨は、嬭恋村内において銅線・金属等の窃盗事件が、令和 5 年度から令和 6 年度 10 月末までに合わせて 93 件の発生が確認されており、太陽光発電設備やスキー場関連設備の被害額が増大する傾向にある中、地元生産設備への被害をこれ以上増大させないため、次の 3 項目について要望がありました。

1 項目は、警察・消防機関と連携し、防犯体制を高め、村民の防犯意識の向上を図る措置を取ることで、2 項目は、窃盗を未然に防ぐための侵入対策設備設置に関しての助成について、3 項目は、近年多発する押し込み強盗に備えるため、小規模事業者自宅併用事業所にも防犯体制・防犯設備設置の支援考慮について、以上について要望をするものです。

村長からは、群馬県警を通じて県境道路への防犯カメラの設置の要望を今後も行っていきたいこと、また、再度確認をして警察と連携をし、防犯体制をつくりたいと説明がありました。

各委員からは、住民への防犯意識の向上を図るための啓蒙・啓発を行うことや、防犯対策として主要な場所に防犯カメラを設置し、さらに、その設置箇所については表示の普及を行うことなど、対策についての意見がありました。また、防犯対策設備の設置についての支援は、事業者等の負担も軽減できるよう国の補助制度について確認を行うことや、村として、今後の支援対応について調査・研究を進めていただきたいなどの意見が上がり、全員一致で採択とすることに決まりました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 要望第 1 号 嬭恋村における商工業者生産設備への窃盗事件対策に関する要望書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第1号 婦恋村における商工業者生産設備への窃盗事件対策に関する要望書について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、一般質問を行います。

3番、伊東正吾議員ほか7名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 伊 東 正 吾 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、3番、伊東正吾議員の一般質問を許可します。

伊東正吾議員。

〔3番 伊東正吾君登壇〕

○3番（伊東正吾君） おはようございます。

自然を守るか工業を推進するかというような点で一般質問をさせていただきます。

私が移住を決意したのは、きれいな水、きれいな空気、きれいな人の心を感じた土地だったからです。

この高原の風景は、どこにも負けない美しさがありますよね。その森の中に、いつの間にかメガソーラー発電所ができ、人知れず建設が進み、いつの間にか送電が始まります。気がついたときには、森の中にきらきら光る太陽光発電所の出来上がりです。村民の方々が分らない森の中に、私たちの宝の奥深くに建設されております。

自然破壊なのか、必要悪なのか、さて、どちらでしょうか。多くの村民の方は自然破壊と言うでしょう。じゃ、どうして破壊なのか。

嬭恋村はジオパーク事業を推奨しています。ジオパークとは、地球科学的な価値を持つ遺産を保全し、教育やツーリズムに活用しながら、持続可能な開発を進める地域認定プログラムであります。ジオパークは、地球・大地を意味するジオ、日本ではそのままジオパークの語を用いるとともに、意味を説明する際には「大地の公園」と表現しています。

さて、太陽光発電所の設置基準ですが、我が村での設置は、嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例第11号及び25号がありますが、村長の許可によるものとなっております。この条例は非常に甘いもので、村長の肩の荷を重くするものになっており、設置業者はキャンプ場と併設したりして、住民への理解を安易にしたりして建設を進めています。

太陽光発電所の存在悪は年々大きくなっております。このままでは、定住者はもとより、観光客は来ない、移住者は来ない。電気で電灯はつくかもしれませんが、暗い暗い、人が住めない嬭恋になってしまうおそれがあります。

そこで、太陽光発電を含む環境対策に関する条例の設置を強く強く望ませていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東正吾議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

自然を守るか工業を推進するかという大きなテーマでございます。

嬭恋村では太陽光発電施設を規制する条例として、嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例、いわゆる開発条例でございますが、これによりまして、村内でも特に環境及び景観を保全する必要がある地域として、浅間山麓や万座地域及び別荘地域などを景観保全地域と定めております。それに伴いまして、発電出力が10キロワット以上のものにつきましては、開発許可を得ることとなっております。

また、上信越高原国立公園の区域内で太陽光発電施設を設置する場合には、自然公園法に基づき、環境省への許可または届出が必要となっております。また、森林法で、地域森林計画の対象森林で0.5ヘクタール以上の太陽光発電施設の設置は、群馬県の林地開発許可が必要となっております。

さらに、令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法でございますが、令和7年5月から運用開始されます。これは、令和3年に静岡県熱海市で大雨による大規模な土石流災害の発生を受けてできた法律で、一定規模以上の土地地形変更は許

可または届出が必要となり、村内全域で盛土規制法の規制区域がかかります。

これらの法律や条例により、許可または届出が必要となっており、太陽光発電施設の設置には一定の制約がかかっている状況となっております。また、他の自治体では、開発許可条件の厳格化、さらには禁止区域や抑制区域を設けているところもあるようでございます。

嬭恋村には、浅間・白根・四阿山、また、議員がおっしゃいますように、きれいな空気、きれいな水、そしてすばらしい星もあります。この自然こそが財産だと思っております。

今後も移住・定住者が増えていくことも踏まえまして、村民の意見や他機関等の状況、役場関係課とも協議をしながら、条例改正の是非等を判断してまいりたい、こう思っております。

以上、伊東正吾議員の質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 村長、ありがとうございました。

一番最初のテーマ、質問事項のところに、自然を守るか工業を推進するかというふうなところに、村長、真摯にお答えしていただきました。

その中で、どちらですかと。例えば、これから先、多々の発電施設を許可なさるのか、ジオパークを推進して、この村の水や空気を守るのか、これは両極端な問題だと思います。

例えば、太陽光発電をたくさん造れば、税収もそれなりに賄えると思うんですけれども、どちらかというところをお答えいただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東議員の質問にお答えをさせていただきます。

嬭恋村では景観保全地域の指定をしております。いわゆる、先ほど言いました開発条例でございます。規則におきまして、10キロワット以上の発電施設につきましては許可が必要という状況となっております。

したがって、そのほかに、条例じゃなくて、上位の法律として、国立公園法、それから森林法という法律がございます。国立公園内においては、いわゆる環境省の許可が必要になります。普通地域、特別地域を含めましてですね。そのほかに、森林法では、要するに森林保全という地域がありますので、地域計画に入っているところについては県の許可が必要になると。

そのほかに、村では開発条例というのをつくってございます。この開発条例の歴史がありまして、浅間高原別荘地開発が始まりましたときに、村上建設という和歌山県の会社が高さ100メートルのビルを造るという話がありまして、当時も先輩の議員の皆さん、当然ご存じだと思いますけれども、群馬県のほうが許可を出すか出さないかと大もめにもめて、当時の村長さんは森田啓次郎さんでございましたが、開発条例をして、景観を保全するために許さんということで県と協議をしまして、当時の条例ができたのが、いわゆる嬭恋村の開発条例ということでございます。

そのほかに、嬭恋村では現在、景観条例も策定しております。景観を保全しようということでございます。

したがって、自然公園法あるいは森林法という法律の縛り及び県の許可という縛り、それから、我が村でも開発条例の一部を改正しまして、今まで開発条例については、2つの大きな転換点がございました。

第1点目が、ちょっと話がそれで恐縮でございますが、姥ヶ原63ヘクタールにつきまして、シンガポールの企業が水を掘るんじゃないかという話がありまして、水を掘るについては、水源、今、北海道あるいは南アルプスの某大手企業がやっているようなところ、土地がどんどん外国人に水を求めて買われたということがありまして、我が村では当時、議会でもよく協議をしまして、水をやたらに掘ることについては規制をしようという開発条例の一部改正が行われました。

続きまして、特に別荘地域の皆様方からも大きな反対が出た太陽光発電の経緯が1件ございました。そのときに、先ほど申しました規則において、10キロワット以上出る場合は許可が必要ですよという条例改正をさせてもらったという経緯がございます。

しかしながら、移住・定住の社会でございます。自治体では先進事例として、条例として、先ほど答弁させてもらいましたが、規制しておる自治体もあるわけでございます。国のほうもご存じのように、資源エネルギー庁は太陽光発電、再生可能エネルギーをやりなさいよと、こう言っている。ところが、環境省のほうは、いや、そんなわけにいかない、景観を守りなさいということであるというような状況が国のほうでもありました。

我が村でもそういう経緯があり、水を守る、あるいは景観を守る。特に移住・定住地域については、景観保全地域に指定もしておりますので、今後も伊東議員のご指摘で、我々もしっかり確認もしながら、一応申請が出れば、許可でございますので、開発審議会をちゃんと通して、しっかりと議論をしていただいて、規則ができた趣旨、条例の趣旨を踏まえて、し

っかりと審査をしていただくように私からも指示をしてまいりたい。

なお、先ほどお答えさせてもらいましたが、先進事例を見て、検討を庁内でもさせていただいて、また議会のほうにも報告させてもらえたらと、こう思っております。

ここで、すぐつくるというわけじゃないので、もう少ししっかりと確認をしながら、議会のほうにも報告し、村民の皆さんの意見も聞きながら進めてまいりたい、こう思っております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

村長のお話を聞いている限り、いろいろな各所、お話を聞きながら、設置基準のハードルを高くするよというような話で受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長、答弁は簡潔にお願いします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先進事例がいろいろあり、ケーススタディーをまずさせてもらって、取り組んでまいりたいと、こう思っております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 取り組ませていただきたいというお言葉をいただいた、ありがとうございます。

それから、この一般質問をするに当たって、副村長のほうへ相談に上がった際に、現在も森の中に1件、私の近くなんですけれども、建設が進められているソーラーがあります。

ここの件なんですけれども、キャンプ場と併設というようなことで、村民にはキャンプ場を造るんだよ、キャンプ場を造るんだよと説明会を行い、できたらこれが太陽光発電だったというような声が上がっております。こういう悪質とまではいかないにしても、キャンプ場と併設で太陽光を造る。これ、許可する段に、キャンプ場オーケーだよ、太陽光オーケーだよ、一緒に造るんだねというようなことで許可を得られたのか、得られなかったのか。

当然許可を得られたんでしょうけれども、造るのに。その際のいきさつ等も教えていただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 伊東正吾議員の質問にお答えしたいと思います。

趣旨まではちょっと、私、認識していない部分もあるんですが、今回のグランピング、太

陽光発電の部分に関して、私も調べてみたんですが、現状、太陽光発電は出来上がっております。グランピングに関しては、若干準備が遅れているようですが、粛々と準備が進められているという話も聞いております。

現に水道は、既に施設内まで水道が引き込まれているということで、その後、施設内の水道工事だけで水道が使えるような状況になっておりますということを考えますと、粛々と準備が進んでいるというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 今造っているところ、キャンプ場及び太陽光発電の場所なんですけれども、私の家から東のほうへ数百メートルのところに建っているんですけれども、副村長はいろんな各所へ連絡を取っていただいて、先ほどのような水道の件、粛々に行われているというような抽象的な発言だったわけなんですけれども、私の調べ、私、直接L o o o pという会社、あそこに看板上っていますよね、大々的に。名前出したらあかんのかな、こういうところでは。というふうに思いますけれども、看板がある以上、名前は出させていただきますが、直接お電話をさせていただいて、営業に回られた方、要は説明された方に再度お話を聞きました。併設で建てていますということもはっきり言われますし、初回の説明のとき、キャンプ場で話をしたというのも事実ですということを認められておりました。

私のところへ、副村長のお調べでは、まだ多分、返事ってほとんど返ってきていないですよ、各ところ。私だと、ループさんが来ていただけると、もう一回住民説明に行きますよというようなことを言われていますけれども、動きとして、もっと早く動いてくれよと。村民は、冬になって雪で隠れる前に、いろんなことを知りたかったんだよというふうなところがあるもので、役所としての機能というようなものに、村民の方々は不信感を抱いているところがあります。

そこで、そういう太陽光発電が許可をされて建てられるということで、村のやっていること、何やってくれているんだよと、私たちの森、私たちの水、私たちの空気、もっと大切にしてくれよというような声が多々聞こえます。多々といったって、私の近所数軒ですから、知っているんですけれども、こぞって言われるということは、やっぱり役所としての機能、それから、先ほど村長が言われた条例というようなところに、不備はないんですけれども、ハードルの低さを感じているというのが現状じゃないですか。

これから先、どのような対応を取っていきたいかというようなところを、副村長、お願い

します。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長、今の開発状況の中で、今の条例の中の10キロワット以下なのかどうか、そこで、村としての対応はどうなっているのかということを答弁していただけたら。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長からもあったように、今、伊東議員おっしゃられた案件につきましては、開発規模が大きいことから、開発審議会を通しまして、それぞれの項目にのっとっているかどうかというのを判断しまして、許可に至っております。

議員おっしゃられるように、ちょっと工期的な遅れとか、住民の方が心配されるような、太陽光だけではないかというようなお話でございますけれども、うちのほうも環境省のほうにも確認をさせていただきまして、もともと太陽光だけでやろうとしていたんですけれども、ちょっとそれじゃまずいということで、環境省も、そういったグランピングの施設と併設ならばというようなことで許可を出したというようなことも聞いております。

また、工期の遅れにつきましても、私ども、これから開発事業者と連絡を密に取って、なるべく早めに施工を終わらせるようにということで指導していきたいと思っています。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） この発電所、疑わしいと言うと失礼なんですけれども、業者さんには。キャンプ場と太陽光とセットでやられているということで、先ほど課長の話にも、太陽光だけじゃまずいよねという話が、上層機関であったということをおっしゃいましたけれども、まずいものを何でうちのところの村は許可するんだよという話になるんです、最終的に。

私の一般質問の中にもありましたけれども、条例とか法令というのはもちろんあるかと思って、それはクリアしているわけなんですけれども、うちのところの村は太陽光発電の村になるのか、それともジオパークとか自然を大切に作る村になるのか、最終的にそこに話は落ちると思うんですけれども、村長の最初の二、三回のやり取りで、明確な答えというのはいただけなかったもので、もう一回お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど申しましたように、自然公園法、これ環境省、それから森林法、

これは森林法で、林野庁の法律でございますけれども、これは許可が県と。それから、私どもの村では、10キロワット以上のものについては許可ということで、開発審議会を当然やってきていると担当には聞いています。

それから、環境省も一応許可をしたと。林野庁、県のほうも許可をしたと。我が村では開発審議会で、許可するか否か、これについては審議会をして、許可もしてきたというふうに私は確認をしました。

ただ全体的に、今、その企業さんが、太陽光だけやって、下は何もやらないというような実態があるという話、ご指摘も受けました。その辺、ちょっと私、現場がよく分からないと言っちゃ失礼でございますけれども、担当はそれを見て、審査会を当然してきていると。だから、条例に反する規模のものは造っていないであろうと、私は推測を現在はおしております。

いずれにしても、景観保全地域というのを、あれだけ苦労してつくってきた経緯もありますので、これはやっぱりしっかり守っていく必要があると。ただし、今ある案件については、個別具体的なところについては、担当の副村長を中心に、今、開発審議会もやってきて、許可をしておるというふうに伺っていますので、その辺ちょっと詳しく、私、分からない部分もありますが、手続はしっかりと踏んでやってきているということは、ご理解をまずいただきたいと思っています。

じゃ、今後どうするんだと、こういうご指摘でございました。先ほども申しましたように、ケーススタディーをしっかりとしながら、必要があるのであれば、もう少し厳しくといいますか。ただ、今あるのは、家庭用で10キロ以上については許可ということになっていますが、これ以上さらに厳しくするのか否か。今の現状のものが、太陽光とグランピング、一緒に建物もやるということで、並行して今作業が進んでいると村長答弁しましたが、その実態は、ちょっと私、分からない部分もございますが、しっかりその辺は、法令、コンプライアンス、ガバナンス、しっかり取り組んでまいりたいと、こう思っています。

ただ、先ほどから何回も申しておりますが、伊東議員のご指摘のとおり、おいしい大自然、おいしい水、空気、これは本当に財産です。キャベツ日本一も、おいしい空気や水があるからだと思っておりますので、こういうことに触れるようなことについては、議会の皆さん、村民の皆さんと共にしっかり学んで、規制するものがあれば規制してまいりたい、こう思っています。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。規制するというお答えをありがとうございます。

す。

それから、先ほど僕の話の中で、役所というのが許可してきているんじゃないかというふうな話をしましたがけれども、副村長の話の中で、あそこの発電所、送電しているんだよと、キャンプ場もなしに。これは、送電を先にして、キャンプ場を建てていなくて、後からやるんだよなんていうような話をしたはずです。

この発電所は高圧発電で、非常に危険だということで鉄柵がしてあります。「危険立入禁止」、「危ない」なんていうような標識が物すごく立っています。副村長の話の中で、いや、あそこ大丈夫だよ、あそこの下でキャンプ場をするんだよというふうなお話もいただきました。

キャンプ場をするのに、鉄条網、鉄柵で仕切ってあるようなキャンプ場って、どこにあるのというふうなお話をした後に、ああ、あれ、電線取られるといけないから柵がしてあるんだよというふうにおっしゃったことを覚えております。

そうかなと考えたときに、いろんな太陽光発電所、ほとんどのところが、「危険」という看板とともに鉄の柵がしてあるわけですがけれども、これは取られるからとかという問題じゃなしに、僕は危険だからというふうな認識をしております。

そこでキャンプ場、それから業者さんが言うには、来年12月ぐらいにキャンプ場は出来上がりますよというふうな返事をいただいているわけですがけれども、村の担当かどうか、ちょっとはつきり分らないですがけれども、副村長の返答と、業者の言葉を借りて言うと、来年の12月までという話を聞いていると、どうもうさんくさく感じて仕方がないと。キャンプ場を造る、造るといって、工期を延ばし延ばしにしたら勝ちなのか、太陽光発電オンリーでいっちゃうんじゃないのというふうな不安があります。

副村長と僕との会話の中での会話も、不誠実だというふうに僕は感じました。というふうな部分で、副村長、その辺のお話をちょっと聞かせていただきたい。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 伊東正吾議員のご質問にお答えしたいと思います。

私どものやり取りの中で、不誠実さを感じたという点がもしございましたら、ここでおわび申し上げたいと思います。

ただ、私も誠心誠意、伊東正吾議員の質問に答えてきたつもりでございます。自分なりに調べて、ただ、まだL o o o pさんとのやり取りは、私、申し訳ありませんけれども、や

っておりません。

その中で、現地に行ってみてきた結果、グランピングと太陽光発電の併設ということなんですが、どう考えても、伊東正吾議員も行かれて見たと思うんですけども、本来であれば太陽に向かって、全面的に太陽光を吸収するような形を取るんであらうと思いますが、こういう屋根の形を見る限り、やはりグランピングとの併用というのは、私は信じたいなというふうに感じております。

太陽光とグランピングの併用の施設というものは、そこだけではなくて、那須のほうにもあるというふうに聞いております。那須のほうには私、足を運んでいないんですけども、そういう形で若干工期は遅れておりますが、併設というものは、先ほども言いましたように粛々と進められている。そして、水道も施設内まで来ている、そこに水道のメーターがつけば使えるような形になっているというふうなことまで聞いておりますので、近い将来、グランピングのほうも完成するのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

現在、キャンプ場やグランピングということができないから、そういうふうになっている話が、これがもし可能でできていれば、こういう話にはなっていなかった。これ、業者さんの不誠実さというところが出ていると思います。というのは、さっきも言ったようにできないから。

いついつまでにはできますよということを、建設予定の住民説明のときにしていたんですけども、これって工期遅れているんですか、それとも延長申請が出たんですか。どちらかちょっと教えてください、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

許可を受けた案件につきまして、まず着手届というのが必要になります。その後、完成届というのがあって、途中で工期の延期というのは、特に書類上はないんですけども、今回、業者といいますか、開発業事者のほうに、どういった理由で遅れているのかも含めて、新しく工期、いつまでかかるというのをいただいて、議員おっしゃられるように、来年12月までには完成させるということで話は聞いております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） このことでキャッチボールしても、話、前に進まないの、こういう疑わしき案件というのを、これから先、許可はしないでいただきたい。

例えば、キャンプ場と何々併設、例えばホテルが建つ、水をくむ、海外の投資家だった、こういうような、疑わしきは罰せずみたいな話はあるかもしれませんが、自然破壊につながるようなことは許可さないようにお願いしたいんですけれども、それを最後にしたいと思います。お願いします、村長。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ちょっと繰り返して、くどくなるかもしれませんが、環境省のほうは許可を出している。それから、林野庁、森林の関係は県の許可も出ている。開発審議会の手続を踏んで、我が村では開発審議会で、10キロワットアワー以上ということで許可を出しているということでの認識を、私は報告は受けております。

伊東議員のご指摘の、いつまでの工期なんだ、太陽光だけできて、ほかできないじゃないかというようなご指摘もいただきましたが、その辺、工期はしっかり守ってもらわなくちゃまずいと思いますし、近隣の住民の皆さんに不安があるということであれば、業者のほうにも説明会で、近隣の方にもよく説明していただくような指導は必要なのかなという気はしております。

しかしながら、手続的には、開発審議会を通して、一応許可を出しているということで、そこはご理解をいただきたい。ただ経過の中で、現実とはそうじゃなくて、太陽光だけじゃないかというご指摘でございますので、その辺について、今後しっかり対応は、取れる範囲では取っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 最後と思いましたが、本当の最後で締めたいと思います。

なかなか、開発審議会という制度があって、そこでお話合いされているというふうな説明を受けたわけですが、そこをもっと厳格に、もっと厳しく、もっと業者側を責めて、この村に有利になるようにお話を進めたいなというふうに思っておりますので、その辺の私の気持ち、村民の気持ちを踏まえた上での、法律は当然守らなきゃいけない。それより厳しくすることに、何の止めるというようなことはないと思います。

この村の方たちは、法律以上にその辺の部分大切にされております。その気持ちをくんで、開発審議会かたがた、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁は結構ですか。

以上で、3番、伊東正吾議員の一般質問を終わります。

◇ 大 野 克 美 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、12番、大野克美議員の一般質問を許可します。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

今回の主なる内容は、外国人労働者との共存ということについて一般質問をさせていただきます。

最近、日本に入ってくる外国人が増えています。外国人労働者に関する法律も変わりました。

従来の技能実習生制度から特定技能研修生が、婦恋村でも増えている傾向となっています。今までの技能実習生制度は廃止となります。この背景となっているのは、人口減少に伴い、働き手が少なくなってきました。特に働き手が不足している分野は、福祉部門をはじめ12分野になっています。

婦恋村では、農業・観光・サービス産業分野で人手不足が目立つようになってきています。婦恋村の人口約1万人に対して、キャベツの収穫時期になると、外国人登録者数は800名になります。そして、収穫を終えると自分たちの国に帰りますが、それでも300名くらいの外国人が村に残っています。

外国人労働者が増える傾向は、先進国の共通の問題となっています。ヨーロッパでもアメリカでも、アジアでは韓国、台湾でも同じ傾向です。

婦恋村の農家にとって、もし外国人労働者が日本に来なくなったら、今の農家を継続できなくなる可能性が出てきます。観光産業も同じです。外国人労働者の獲得競争が始まっています。この問題は大変重要なことなので、国の運命を決定することにもなると考えられています。

外国人労働者を受け入れなければ、先進国は国家経営が持たない。しかし、外国人労働者

を受け入れれば犯罪が多く発生する。指導者はこのジレンマに悩んでいます。日本は今のところ、ヨーロッパ、アメリカのように外国人比率が低いので、犯罪の発生比率は少なくなっています。それでも群馬県は、外国人に関係している犯罪は、1日に約1億円とも言われています。

嬭恋村にも、あと5年から10年以内に外国人労働者が増えてくると思います。外国人労働者といっても、知的労働者、単純労働者、人種と宗教が異なる人が入ってくると思います。外国人が日本に来る以上、働く外国人は日本で働けることに幸せを感じ、そして、日本人も働いてもらうことに感謝する、こんな環境をつくれるよう、今から準備をする必要があります。

そこで、村長には、全体的な基本的な考え方を聞きたいと思います。

農林課長には、特定技能の働ける範囲と今後の問題点について、交流課長については、嬭恋に住む外国人と地元の住民が、どのようにすればお互いのよき交流が進むか。特に外国人に関しては、日本語教育について考えを述べてください。

教育長に関しては、これから村に入ってくる外国人は、単純労働者（アンスキルレイバー）ばかりでなく、頭脳労働者（スキルレイバー）も入ってくる可能性があります。日本に來たい留学生も入ります。知的労働者と村民の交流は、多文化共生の鍵となってくると思います。これらに対しての準備はどう考えていますか。

その次は、特殊詐欺と独り高齢者、女性を狙う緊縛強盗について。

最近、東京、埼玉、群馬などで強盗事件が多発しています。緊縛強盗事件がメディアなどで放映されています。特徴として、かなり凶悪化しています。嬭恋村では、この凶悪犯罪に対して、村はどのように対策をしていますか。

万座温泉でも、スキー場のリフトの銅線が盗まれるなどしています。外国人が絡んでいるとも伝えられています。村もこの対策をしなければならないと思います。

情報が盗まれていることも挙げられています。役場には重要な情報が集まっています。税務課、住民課、総務課などです。どのように管理されていますか。今までに発生した事件と、事件が再び起きないように、どのように対策をしてきたか説明してください。

役場内部と役場以外では、どんな対策と住民に指導を行ってきましたか。人命に関わる事件では、独り高齢者、女性を狙う事件も発生しています。どのような対策をしていますか。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

外国人労働者との共存ということが大きなテーマでございました。私のほうからは大局的なお答えをさせていただき、各論的なところにつきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

まず最初に、大局的なお話でございしますが、外国人労働者の受入れに関する問題は、婦恋村にとって重要な課題であると認識しております。

大野議員のおっしゃるとおり、農業も観光も、外国人の方々のお力なくしては成り立たない現実がございます。また、本村においても、人口減少や高齢化による労働力不足が顕在化し、大野議員のご指摘のとおり、農業・観光業における外国人は、なくてはならない存在であります。

先般、大野議員をはじめ議員の皆様方と共に、農林水産省へ陳情させていただきました折、農林水産副大臣が述べられていたとおり、外国人材の方々は家族を養う稼ぎを得るために来日していること、国を立つ段階から既に借金を背負っていること、これまでの失踪事案などの原因は、言語が通じないことからの誤解によるものが多いこと、雇用計画の徹底と相互理解を進めることが肝要であることなど、国として対応していくべき問題点も洗い出されているようであります。

また、雇う側の心構えとして、賃金が安いから外国人材を雇用するなどの考えを捨て、どうしたら外国の方々が働きやすい環境をつくることができるのか、選ばれる国になれるのか、国による日本語の学習機会の提供などの必要性についても言及されていたとおりでございます。

国や県のお力添えによるところもございますが、農家をはじめとする受入れ先の皆様に、外国人材に優しい環境づくりや親切な対応を心がけていただけますよう、村といたしましても、支援体制構築について検討していく必要があると考えております。

外国人材の受入れが進むことによる犯罪の発生は、決して避けて通れない問題であると思っています。現在でも、長野原警察署主導による西吾妻ピースマインド連絡協議会による犯罪防止に努めておりますが、村内各区や管理団体、登録支援機関などとの連携を強化し、適切な就労環境の整備と、地域住民と外国人材が共に協力し合う意識づくりを進めることで、それらのリスクを最小限に抑えることができると考えております。

今後は、外国人材が村で安心して就労できるよう、生活に係る基盤整備の推進を図るとともに、国際交流会などの交流イベントの場を継続して設け、就労している外国人材の方々が孤立することなく、地域社会に溶け込むことができるよう努めてまいります。

外国人材の受入れは、本村の持続可能な発展にとって欠かせない課題ではありますが、これらを推進するには、地域社会全体の協力と共生の意識が必要になってきます。外国人材から選ばれる村になるべく、取組を着実に進め、多様な文化とともに成長できる努力をしてまいり所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、外国人労働者との共存についての部分で農林振興課長、交流の関係で交流推進課長、さらには、強盗犯、特殊詐欺と独り高齢者、女性を狙う緊縛強盗について、これは総務課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

特定技能の範囲ということでございますが、大野議員の先ほどの通告にもありましたとおり、特定産業分野に指定されている12分野ということでございますが、本日というか、この質問を受けた後に確認をさせていただきましたが、今現在、14分野というような扱いでやっているようでございます。

それと、問題として、どのようなことがあるかというようなことでございますが、議員がご指摘のとおり、人材の奪い合い、治安の問題というのは、当然懸念されるところであると思っております。先ほどの村長答弁にありましたように、今後は外国人材が村で安心して就労できるよう、生活に係る基盤整備の推進を図るとともに、国際交流のイベントの場を継続して設け、就労している外国人の方々が孤立することのないような取組が必要であると、私どもも考えておるところでございます。

本当に、何より外国人材から選ばれる村になるような取組を着実に進めることが必要だと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 小林千速君登壇〕

○交流推進課長（小林千速君） 大野克美議員のご質問にお答えをさせていただきます。

在住外国人と住民とのよりよい交流を進めるための方策と日本語教育に対する考え方とい

うことで、初めに、嬭恋村における外国人住民の皆様と地元住民との交流は、地域の多様性を高め、相互理解を深める重要な要素であると考えております。これによって、地域社会がより豊かになり、共生の精神が育まれてまいります。

当村におきましては、昨年の8月、嬭恋村民と在住外国人との交流を図り、相互の友情と理解を深めることなどを目的に、嬭恋村国際交流協会が設立されました。現在、日本語教室やイベントの開催、また、当村に関わりのある企業・団体様を訪問するなどして、交流の基盤づくりを進めております。よりよい交流を進めていくためには、顔を合わせて相互理解を深める機会を増やしていくことが重要であると考えております。

また、外国人の方々は、たくさんある自治体の中から嬭恋村を選んで、村の産業を現在支えてくださっております。このことに対する感謝の心を基盤に、お互いが対等な立場で交流し、地域住民の理解促進も図れるように取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、日本語教育に対する考え方につきましてですけれども、地元住民の方とのコミュニケーションを円滑にして、できるだけ快適に長く嬭恋村に住み続けていただくためには、日本語の習得は欠かせません。また、今後、日本語教室の重要性や需要は、より高まってくると思います。

引き続き、国際交流協会の方々とも連携をしながら、外国人の方々に学ぶ場を提供できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大野議員のご質問、外国人労働者との共存、外国人知的労働者との交流についてお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、社会の急激かつ大きな変化の中で、私たちの生活は確実に変わってきています。その一つが、本村における外国人労働者の増加です。あわせて、入村する外国人労働者の多様性の拡大が考えられます。今後、これらの状況はますます加速化し、留学生や研究者、技術者等も在籍することが、当然考えられるということになります。

そういった中で、村民の国際理解教育や多文化共生への理解は大変重要であり、必要であると考えます。特に児童生徒にとっては、計画的で意図的な交流の実践は、多文化に生きる広い知識や高い能力、グローバルな考え方等に触れる貴重な機会・体験となることは間違いありません。

学校教育に当たっては、多文化交流を国際理解教育のさらなる充実の一要因とするとともに、多文化共生社会の確かな創造の一助となることを大きく期待するところです。教育課程への位置づけについては、教育課題の重点化、慎重かつ見通しを持って進めていくことが、今後重要になるかと考えます。

以上であります。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 続きまして、緊縛強盗や銅線ケーブルの盗難が増えているが、村として対策をしているのかというご質問をいただきました。この件につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

大野議員の言われるとおり、凶悪な強盗事件や銅線ケーブルの盗難事件が増えております。万座温泉スキー場でも、銅線ケーブルや金属類の盗難により、今シーズンの営業は縮小せざるを得ないと聞いております。また、村内の太陽光発電施設でも、多くの盗難被害が発生しております。

村としては、長野原警察署と可能な限り情報共有を行い、関係する事業者の情報提供、広報等で周知をしていきたいと考えております。

強盗対策としましては、窓ガラスに防犯フィルムを貼ることや補助的な鍵を追加すること、敷地内に音が出る玉砂利を敷くこと、さらに防犯カメラを設置し、カメラ監視中などのステッカーを貼ることなど、できる限りの防止策を実施していただくことを広報等で周知していきたいと考えております。

次に、役場庁内の情報管理についてでございますけれども、各部門ごとにセキュリティー対策が強化をされてきており、現在、情報が盗まれることは考えにくいシステムとなっておりますけれども、大野議員の言われるとおり、個人情報の漏えいなど起きないように十分な注意が必要と考えております。

さらに、独り暮らしの高齢者や女性を狙う事件も発生していますけれども、何か対策をしているのかとのご質問がございました。

まずは、玄関の鍵をかける習慣づけをはじめ、センサーライトの設置や防犯ブザーを携帯するなど、様々な機会を通じて呼びかけをしていきたいと考えております。

以上、大野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 再質問の中で、特に村長も言っていましたけれども、選ばれる村になる、そういうモデルケースに、今後進めていくのが非常にいいと思うんですね。

それで、現実的には、観光でも、あるいは農業でも、いろんなところもそうですけれども、選ばれるので、外国人、特にアジアなんか見ると、もちろんヨーロッパのほうが一番いいんですけれども、最近韓国でも、時給が大体1,500円から2,000円ぐらい、みんな払ってくれるような状況になっているんですよ。ですから、本当に、そういういい外国人に選んでもらう。

それで、私、ここでちょっとお願いしたいのは、いい外国人が来て、それで、誰か言っていましたけれども、課長の答弁で、長く、交流課だったかな、そこでちゃんと住みつけるような、そういうふうになってほしいと思う。

それで、山本一太知事と、1回面接でいろいろ言ったときのちょっと気になった言葉は、大野さん、外国人労働者という言葉よりも、これからはぜひ、外国籍群馬県人と一太知事は言っていました。だから、なるだけこれから受け入れていく中で、そういう意識の改革が必要である。

それで、いい外国人が定着してくれるその鍵となるのは、好循環をつくるためには、1番目、とにかくいい外国人に来てもらう。2番目、その次、ここに定着するには、日本語をうまくなってくれれば、地域住民と本当によくなります。それで、3番目は、そこで住んでいた人たちがいいと言うと、必ず自分の本国に、帰恋村へ行ったら非常によかったよというんで宣伝してくれますから、また次にはいい外国人が来てくれます。

それと、いい外国人が定着してくれると、今度、村内で結婚をしたり、そういう人たちも増えてきます。うちの例でもそうですけれども、増えています。

ですから、そういういい外国人の人が入って、いい好循環に持っていくためにする、そのモデルケースになっていただきたいと思います。

それで、特に今回、再質問の中で、日本語のところですけども、今、日本語の給料とか、そういう人たち、大体幾らぐらい今、払ったりしているんですか。

○議長（佐藤鈴江君） それは、国際交流協会の日本語学校の賃金を払っているかどうかということですね。

交流推進課長。

〔交流推進課長 小林千速君登壇〕

○交流推進課長（小林千速君） ただいまの大野克美議員のご質問にお答えさせていただきます。

国際交流協会で実施している日本語教室の講師の講師料ということでよろしいのでしょうか。

村の会計年度任用職員の時間単価と一緒に額でお支払いをさせていただいております、今、1,000円ちょっとぐらいだったかなと。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野議員。

○12番（大野克美君） それと、村長に再質問ですけれども、ぜひそういうところ、定着するためには、外人が、どうしても日本語試験のN2とかN3ぐらいの資格を取ると、そういう外人はみんないい人なんです。だから、そういうところに対して、ある程度補助とか、村でそういう意欲、N2とかN3を取りたいという外人とか、そういう人たちが出てきた場合は、そういう補助とか、そういうお金をつけてもいいとか、何かそういう考えが、村長、ありますか。また私が言ったことに対して、何か……

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） N2、N3に対して補助があるかという考えはどうかというご意見でございました。

大野議員ご指摘のように、外国人は移動が激しい。特に大野さんのところにいる皆さんも、大野さん自身をご存じだと思いますが、入ってきて観光やっけていても、ずっと長くいる人間もおりますけれども、ちょこちょこ移動するという関係者、村内全域ですけれども、おります。

それから、農業研修生については、今までは技能実習生ということで、技能実習するだけだったんですが、ご存じのように今度は特定技能ということで、1年間農業で勤めれば、それを認められれば、今度は5年間、最終的に認めるようにしますよと、ただし語学能力もしっかりつけてくださいよということで、研修生というような言葉がございません。特定技能に変わってきております。

そういう意味で、農業については、特定技能として受入れ体制を、生産者の皆さん、また外国の皆さんをご指導いただいております農家の皆さんともしっかり連携をして、また、ピースマインドという話がありましたが、西吾妻のピースマインドは、西吾妻の長野原警察署管内における全ての外国人、何人現在いるか、これを把握しながら、警察と連携をして、この皆

さんが交通ルールを守る、防犯、犯罪をしない、それから、ちょこちょこあちこち移動するときは、ちゃんとしたしっかりした体制をつくって、買物に行くときもしっかり連絡を取ってと。

それから、一時、パスポートを預かるということもあったんですが、今そういう形は、パスポートを預かることは人権に関わるということで、パスポートはありませんが、初代会長を、すみません、私がさせてもらいました。現在は、キャベツ振興事業協同組合でありました干川秀一さんですかね、この方が今会長をやっていますが、草津の観光も、北軽の畜産やっている方々も、外国人を使っている全ての人、観光も農業も含めた形の、やっている組織があります。こういうところもしっかり連携をして、しっかり対応してまいりたいと、こう思っています。

また、補助金を出すかという話でございますが、特定技能でしっかりと5年間働けますよという人が来れば、そういう制度を考える必要があるのかなと私は思っています。今は移行期でございますので、研修生から特定技能制度に移行の時期でございますので、この辺、しっかり我々も勉強すると同時に、第1次産業を守るために、また観光業を守るために、婦恋村の産業を守るために、ぜひとも議員の皆さん共々、しっかり勉強して、受入れ体制はしっかり整えてまいりたい、こう思っています。

今現状で、すぐ補助金というわけにいかんのかなと思っています。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野議員。

○12番（大野克美君） あと、なるだけ居着くということと、いい外人の人が居着いてくれる。それで、私、言いましたけれども、収穫期になると800名ぐらいいるんですけれども、300名前後残っていて、それで、そのうちの例えば、幸議員なんかともよく話すんですけれども、ずっと夏は収穫のときに農家で働いて、それを終えたら、今度は、ずっと長くいたい人は、冬場の場合、今ほかの、例えば農業をやっている、例えばホテルに移るとか、それは今、範囲の中では難しいんです、法律的にはね。だけれども、すぐにはないんですけれども、大体あと何年かたってくると、N2とかN3を取った人には、ある程度そういうものも認めていこうとか、そういうのは内部の中で進んでいるんですよ。

だから、いい外国の人たちが七、八百名来たうちの、例えば30名、40名でも、ずっと日本に居着きたい、そういうふうにした場合、日本語の試験が通ってね。そういう人たちがいると、そういう補助金みたいなものがあると、いい外人が居着いてくれるという意味で私は

質問したんですよ。そうすると、人口も増えてくるっていうこと、これぜひ検討していただきたいと。

それと、あとは……

○議長（佐藤鈴江君） 答弁はよろしいんですね。

○12番（大野克美君） いいです。

○議長（佐藤鈴江君） 質問を簡潔に。

○12番（大野克美君） それとあと、強盗事件とか、総務課長言ったけれども、例えば今、村の、ああいう強盗が発生するときには、結構情報が盗まれて、この人は金持っているとか、この人は固定資産税が幾らとかと、そういう情報をうまく盗み取りしていて、狙いを定めることがあるんですよ。

その辺は、再度確認ですけれども、そういうことは大丈夫。長者番付だとか、そういうのが漏れないようにね。変なところに村の情報が、管理はしていますと言うんですけれども、何かそういうことで……

○議長（佐藤鈴江君） じゃ、情報漏洩はあるかどうかと、再度確認ということです。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの大野議員の質問にお答えしたいと思います。

かつては、先ほど大野議員言われたように、高額所得者の本というんですか、そういったものも売られていた時代があったかと思いますが、今はそういったことは一切、名簿も作られない、公開されないという時代になっているかと思いますが。

役場においても、その辺は、担当以外、認証をかけておりまして、担当以外、パソコン端末を開けないとかいうところまで徹底をしておりますので、個人情報漏れるということは、今のシステムではあり得ないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○12番（大野克美君） 分かりました。

セキュリティーが前に比べて、相当しっかりしてきたということで、その辺はよかったんだと。

もうそろそろ時間になりますので、最後にぜひ、孺恋村が村長が言っていたように選ばれるモデルになるように、これから頑張りたいと。その決意表明だけ、もう一回言って。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほども述べさせていただきましたが、孺恋村の日本一のキャベツ、第1次産業並びにサービス産業、観光業、第3次産業、特定技能の皆様方のお力を借りなければならぬ現実がございます。したがって、特定技能の方が日本語を勉強したりする国際交流協会もしっかり、またみんなで考えて、外国人、今、毎週木曜日、水曜日ですか、夜やっていますので、それもしっかり対応しながら、やっぱり大野議員のおっしゃるとおり、孺恋に来て、行くなら孺恋にという外国人の受入れ体制は、しっかり構築する必要があると、こう思っております。

したがって、特定技能生がしっかり増えてくれば、それに応じた対応は考えていく必要があるであろうと。言語の問題も含めまして、居住関係も考えていく必要があるであろうと思っています。

産業を守るためでございますので、産業を守れば村の税収も増えるということでございますので、それに応じて村の対応を、議員の皆さんともよく勉強しながら、しっかりと対応し、日本一のキャベツの村を守る、さらには観光業をしっかりと対応する、そのために、特定技能の皆様方をしっかり受入れ体制をつくっていききたい、こう思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、12番、大野議員の一般質問を終わります。

◇ 黒 岩 智 未 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、1番、黒岩智未議員の一般質問を許可します。

1番、黒岩智未議員。

〔1番 黒岩智未君登壇〕

○1番（黒岩智未君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず初めに、役場内における情報共有の体制構築についてです。

孺恋村役場で働く職員の職務内容は、地域住民の暮らしに関わる事務であることから、職員の政策立案能力の向上を図る人材育成及び職員のモチベーション向上を図る職場環境の改善に、絶えることなく取り組む必要があると思います。

ここで重要となるのが、組織内における情報共有である。役場内においては、これが不足

し、あるいは不十分であると感じられるため、情報共有の体制を構築していく必要があるのではないのでしょうか。

次に、2番といたしまして、カスタマーハラスメント防止条例の制定についてお伺いします。

近年、カスタマーハラスメント、以下カスハラというが、深刻な社会問題となっている。こうした状況下において、東京都議会及び北海道議会がカスハラ防止条例を制定しました。

全国の自治体が条例制定に向けた議論を始めているが、婦恋村としては今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

3番、子育てしやすい村づくりについてです。

令和6年4月1日時点における群馬県内の保育所等入所待機児童数は、去年の同時期のゼロ人から増加し、12人となっています。うち、玉村町で2人、婦恋村が10人ということです。

また、自宅や職場近くの認可保育所を希望し、無認可保育所に一時的に預けるなどして空きを待つ、いわゆる隠れ待機児童は、県内で合わせて256人となっています。これは9月時点です。

婦恋村は、給食費の無料化等、子育て支援に力を入れているだけに、待機児童数によってそのイメージを損なわぬよう、速やかに改善する必要があるのではないのでしょうか。

以上になります。ご答弁よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けて3つのご質問でございました。役場内における情報共有の体制構築について、2つ目が、カスタマーハラスメント防止条例の制定について、3つ目が、子育てしやすい村づくりについてでございました。

私のほうからは、1番、2番につきましてお答えをさせていただき、3点目につきまして教育長のほうからお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、情報共有が不十分ではないでしょうかというご指摘をいただきました。また、しっかりとした体制をつくる必要があるのではないかとご指摘をいただきました。

現在、月に2回、課長会議を開催しております。情報共有を図っていくところでありますけれども、時間的な制約もあり、十分に共有できていない点もあるかと思っています。ご指摘を踏まえ、政策決定や事業実施に当たっては意見を出し合い、効果的で効率的な行政運営となるよう、見直すべきところは見直し、住民から信頼される役場になるよう努力してまいりたいと考えております。

第2点目でございます。カスタマーハラスメント防止条例の制定についてでございます。

黒岩議員のご質問にもありましたが、東京都議会は本年の10月4日、顧客による著しい迷惑行為の防止を目的とした東京都カスタマーハラスメント防止条例を可決成立させました。この条例制定は都道府県で初となります。この東京都の例を参考に、全国で条例化が進むものと考えられておりますが、本村でも条例を制定すべきと考えております。

なお、群馬県議会におきましては、つい先日の上毛新聞トップに出ておりましたとおり、産業土木常任委員会で審議をし、来年度に向かってカスタマーハラスメント条例を制定するという動きがございます。

本村の役場窓口においても、理不尽なクレームや言動をされる方がいると聞いております。職員が日々安心して働けるよう、職場環境を改善していくことは大変重要なことであると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。結論からいいますと、本村でも条例の制定をすべきだと考えておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、3点目、子育てしやすい村づくりについてでございます。こちらにつきましては、教育長のほうから明快な答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 黒岩智未議員のご質問3番目になりますが、子育てしやすい村づくりについて、孺恋村保育所待機児童の解消についてお答えします。

村内では、今年の4月1日時点で10人の待機児童が生じてしまいました。保育所のニーズは年々高まっており、昨年度は過去最大の応募申込みがありました。村としても、定員数を拡大・増加して受入れを行いましたが、全国的に見られる保育士不足の影響等もあり、待機児童が生じることになってしまいました。現在は、認可外保育所、広域入所の利用や一時利用などの保育を受けることにより、来年1月には、何もサービスを受けられない児童はゼロになる調整を行っております。

黒岩智未議員のご指摘のとおり、村としても、この状況を早期に改善する必要があると考

えています。

現在、保育所の受入れ体制の強化対策として、保育士の拡大募集や大学・専門学校等訪問による進路指導依頼を推進しています。また、人材派遣会社の利用についても検討しているところであります。さらには、入所枠の確保について、県こども・子育て支援課にも指導をいただき、あわせて、県内の先進施設の取組等も取り入れていきたいというふうな考えを持っています。

全国的に保育士が不足しており、孀恋村もその影響を大きく受けているのが現状です。しかし、村民の皆様に安心して子育てをしていただけるよう、待機児童の解消に向けて、前向きに保育所の運営を行っていきたいと考えますので、ご理解、ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

1 番、黒岩智未議員。

○1 番（黒岩智未君） 村長、教育長、本当に明快な力強いご答弁ありがとうございました。

再質問をすることがないようなぐらい、しっかりとした答弁をいただけたと思うんです。

情報共有の部分に関してなんですけれども、これは当然、課長会議というのも月 2 回やられているということではあると思うんですけれども、村長から各課長という情報共有はできていたとしても、課長同士の間での例えば情報の共有というのが不足しているように感じるんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 組織でございますから、縦の組織もあります。それから、横の組織もあります。やっぱり縦の連携、横の連携、両方がうまく絡み合って、一つの組織になると思っています。

課長会議におきましては、全課長が出ますので、各課が何をやっているか、重点項目は何か、行事はこんな重要な行事が全村でありますよというようなことを情報共有しておるということでございます。

前は毎週やっておったんですが、現在は月 2 回にしております。あわせまして、縦の関係で、今議員ご指摘なのは、横の組織の連携が足りないんじゃないかというご指摘でございました。

一つの案件で、複数の課にわたる課題というのが結構多い現実があります、今日では。複

雑化したりしてきております日常生活の大分、特に子育て、子供関係というのは、横につながる保育の関係とも、厚生労働省と文科省みたいな感じで、横の関係の連携、これについては、やっているつもりでございますけれども、課長会議では、横の連携で課長会議を設けておりますので、もう少し横の連携が図れるように注視をしながらやっていきたい。

それから、各科の課題については、各課長が中心となって、関係課に関わりのある事業等については全部集めて、いろんな課題、例えば子ども・子育て計画をつくるよとか、地域計画をつくるよとか、防災関係で避難施設の勉強しますよという、担当課長からほかの課を集めて、一堂に会して情報共有しているという状況が今生まれつつあります。

内政については副村長中心で、今いろんな横の連携も図っていただいております。また、教育関係については教育長中心に、保育は本来厚労省ですけれども、保育も含めて、横の連携を取るよということをやっております。気を引き締めて、横の連携もより図れるように取り組んでまいりたいと、こう思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 1 番、黒岩智未議員。

○1 番（黒岩智未君） ありがとうございます。

村長のおっしゃるとおり、横の連携もこれからは強化していくということでご答弁いただきましたので、次の質問の2 番のカスハラのほうに移らせていただきたいと思います。

今本当に、社会情勢もいろいろ変わってくる中で、カスハラ、ハラスメント全般が問題になっているのも事実ではありますけれども、働いている側としますと、先ほど村長のほうからもありましたけれども、役場窓口なんかでも、やっぱり若い職員さんなんかは特に、怒られたりすることという、すごく萎縮してしまったりして業務に支障が出る、ここで働くのが嫌だなんていうことにもつながっていく事例も、全国的には数多くあると思うんですよね。

だから、これは制定に向けてということで、前向きな答えもいただいているんですけども、やっぱり、せっかくやる気があって入ってきてくれた若い人たちが長く仕事を続けていけるということが一番大事だと思うんです。これは庁舎内におかず、全村で仕事している人に見れば、全てにおいて言えることではあるので、やっぱり今、吾妻の中でも条例として制定している町村はないですから、どこよりも先駆けて嬭恋村がやれたらいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩智未議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在、県のほうでは、弁護士を入れたり、労働関係の皆さんとかもろもろの団体の関係者を入れた有識者会議を、勉強会といいますか、しっかり議論するというような話を伺っております。

いずれにせよ、これだけカスタマーハラスメント、問題になっていますし、窓口については、やはりいろんな意見があるのも現実でございます。若い職員が窓口やっていると、なかなか分からない部分もありますので、横との連携も必要だと思いますが、基本的に県の動向もしっかり確認しながら、できれば条例制定も必要なのかなと私も思っておりますので、冒頭答弁させてもらいましたが、しっかり対応して、条例制定に向けて内部で調整をし、しっかりと進めてまいりたい、こう思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 1 番、黒岩智未議員。

○1 番（黒岩智未君） ありがとうございます。

県の動向をしっかり見据えながらということでもありますけれども、県より先にやったら何か問題があるんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） すばらしい再質問でございますが、県の動向、東京都条例、情報を今収集して、NHKに限らず、ニュースでもこれだけ流れている時代でございますから、しっかり対応して、しっかり対応するということは、しっかり条例をつくったり何なりで、組織体制もつくれと、こういう意味でございますから、県の情報も、ほかの自治体の条例もケーススタディーはさせていただきますが、しっかりとトップランナーでいけるように取り組んでまいりたい、こう思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 1 番、黒岩智未議員。

○1 番（黒岩智未君） ありがとうございます。

早急に対応していただけるということで理解させていただいて、次の3 番目に移らせていただこうと思います。

待機児童に関することですが、村長も村長就任当初から、子育てしやすい村づくりということを書いてきていると思うんですね。

先ほど、教育長からもご答弁いただきましたけれども、来年度にはゼロ人に向けて、学校関係機関と連携しながら、保育士を募集したりとやっていきたいということで、そこら辺はお願いしますという以外、ほかにないんですけれども、やっぱり保護者の方にとしてみると、

子供を預ける場所がないということに関して、すごいストレスというのは正直あると思うんですね。だから、そこは本当に申し訳なく、行政として思いながら、やっていただいているとも思うんですけども、4月1日時点で婦恋村は10人なんですけど、今現状は何人いられるんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 黒岩智未議員のご質問にお答えします。

今現在は、何も受けていないというお子さんが1名いるという状態です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。一気に1人になっているということで、並々ならぬ努力を重ねていただいたのかなと思うんですけども、実際、待機児童に関しては、本当に難しい問題だと思うんですけども、正直10人いたとしても、1人だけだったとしても、いることに変わりはないということが、すごくイメージダウンにつながると思うんですね。子育てしやすい村づくりをこれからも推進していくのであれば、本当に早めにゼロ、常にゼロというのを目指して行ってほしいなと思います。

婦恋村は本当に、子育ての環境はいいと思うんですね。今まで給食費の無料化とか、スクールバスも無料になっていたり、保育料も無料、こういったところで、本当に皆さんが頑張ってきたことが、待機児童がいるというだけでイメージが悪くなる。こんなにもつたいないことはないと思うので、そこら辺も気をつけながら、しっかりと強化しながら進めて行ってほしいと思います。

自分からの一般質問、以上で終わらせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、1番、黒岩智未議員の一般質問を終わります。

休憩としたいと思います。

休憩 午前11時39分

再開 午後 零時58分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、8番、土屋幸雄議員の一般質問を許可します。

土屋議員。

〔8番 土屋幸雄君登壇〕

○8番（土屋幸雄君） 議長の許可を得ましたので、高校生の下宿代、通学料への支援の拡充について質問させていただきます。

まず最初に、婦恋高校のスポーツ健康コースで、平成30年にスケート部の生徒のみの全国募集を始めるに当たり、定例議会で議決されて、その受入れ先として、村費で婦恋浅間寮を建設いたしました。平成30年から入寮が始まり、その下宿代として3万5,000円を議会で議決され、補助金として現在まで来ております。

なぜ、婦恋高校の全国募集のスケート部の生徒向けに下宿先の提供や下宿代の補助をしているのに、村内の子供が高校に進学して、遠距離通学や下宿をしているときに、何の支援も行わないのかという怒りの声があります。今まで、婦恋の高校生にも通学定期代及び下宿代などの支援として、補助金が出せるというような施策が婦恋村にないことが不思議であります。

そこで、子育て世代の経済的負担の軽減や教育機会の均等、公共交通の利用の促進につながるように、婦恋村の高校生向けの下宿代及び通学料などを支援できる事業を早急に施策として取り組み、実現することを要望いたします。

続きまして、子供の笑顔があふれている村づくりについて質問させていただきます。

子供たちが健やかに育つ社会は、誰もが生き生きと暮らせる社会であり、社会を元気にする原動力でもあります。未来を担う大切な存在でもあります。それには、笑顔を絶やすことなく安心して健やかに成長できる環境を整えていくことが、村全体の持続的な発展、そして幸福へとつながっていくのではないのでしょうか。

婦恋村の子育て支援策は、現在、給食費、教材費、スクールバス、保育料の無料化、そのほか産後ケア事業など、子育て関連の充実のため、いろいろな施策が進められています。そして、今後も全庁一丸となって、子ども・子育ての施策を重点的に取り組める仕組みづくりをしていかなければならないのではないのでしょうか。

そこで、伺います。

1点目としまして、子供の笑顔があふれている村の実現に向け、子供の施策を総合的に推進することも計画の策定、また、子供の権利擁護を中心として定めることも基本条例の制定などの策定に取り組んでいくべきだと考えますが、どのように考えておりますか、伺います。

2点目としまして、子供たちの意見が暮らしやすいまちづくりを後押しする、そんな例が増えております。全ての公共小・中学校に専門の支援員を置いたり、児童館に新たな遊具を造ったりした例もあり、子供たちの声に大人たちが耳を澄ませ、大切にしようとしています。なぜでしょうか。

例として、兵庫県芦屋市は今年から、学校に行きづらいと訴える子供のために、校内で空いている教室を利用して居場所をつくり、学習の進み具合を見守ったり、いじめの相談に乗ったりするピースサポーター制度を取り入れ、市内の全ての小・中学校に配置をしたということでございます。きっかけは、中学校時代にいじめを受け、不登校を経験した高校生の意見が市に寄せられたことでした。でも、先生たちはいつも忙しそうで、相談できなかったそうです。その声が周りの大人を動かしたのです。

また、東京都町田市は昨年の7月に、児童館に人口岩を壁に取り付けてボルダリングの遊具を造りました。なぜかという、子供たちが望んだからであります。市が子供の意見を大切にしたいため、実現ができました。

このように子供の声には、大人たちが見過ごしがちな、よりよい居場所づくりのヒントが隠されています。嬭恋村でも、学校や学童保育の環境の改善に子供の声を取り入れることで、子供が望む居場所づくりができると感じます。

そこで、伺います。

嬭恋村でも兵庫県芦屋市、東京都町田市のように、学校や学童保育の環境づくりに子供の意見を取り入れるような仕組みを実現することは可能なのかを伺います。

以上、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、第1点目が、高校生の下宿代、通学料への支援の拡充について、2点目が、子どもの笑顔あふれる村づくりについて、こちらにつきましては、1点目、2点目が

分かれておりますので、こちらの1点目までを私のほうで答えをさせていただき、最後の点につきましては教育長のほうから答えをさせていただきます。

まず、最初の質問でございますが、嬭恋高等学校の下宿費の補助金につきましては、高等学校の存続・発展と地域の活性化に資することを目的に、高等学校に在学する生徒さんのうち、遠距離等により通学困難な生徒さんが村内に下宿する場合、保護者の方に月額3万5,000円を補助しているものでございます。

令和3年度から令和5年度におきましては、嬭恋中学校を卒業して、嬭恋高等学校以外の県内の高等学校へ進学された生徒さんが約150名ほどおります。また、県外の高等学校へ進学された生徒さんが約30名ほどおります。現在でも在学しているものと思われます。

他の自治体におきましては、高校生の通学費補助、また下宿費補助等の補助の状況を見ますと、自治体ごとの施策の目的や予算規模が異なるため、平均額を一律に示すことは難しいものの、多くの自治体では月額限度額で、通学費補助額が3,000円ほど、下宿費等への補助額で1万円ほど補助している事例が見られます。これらを踏まえまして、予算必要経費を試算いたしますと、年間約1,000万円ほどの支出が見込まれます。

本村におきましても、通学費補助や下宿費等への補助は、教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減に寄与する重要な施策であると考えております。しかしながら、財政全般の厳しい状況下、新たな恒久的支出を確保することは難しいと思われます。今後、検討を重ね、慎重に対応を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

第2点目の1の質問にお答えをさせていただきます。

1点目のご質問のこども計画の策定、こども条例の制定についてのご質問でございますが、こども計画につきましては、こども基本法において、策定の努力義務が課せられているものでございます。子供施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を一つにまとめる計画となります。

現在、嬭恋村では、次期計画の第3期嬭恋村子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところでございます。これは、学校教育、保育、地域の子育て支援についての必要量と確保方策を計画するものになりますが、こども計画につきましては、これらの子供施策に係る計画を一体的にすることや、子供の意見を聞きながら策定する計画になることから、今後において策定する必要があるか、十分に検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

こども条例につきましては、議員のおっしゃるとおり、子どもの権利保護や、子供にとっ

てよりよい社会づくりを目指すための基本的な条例になるものかと認識しておるところでございますが、制定に当たっては、こども計画の策定の検討に合わせて必要に応じ協議し、子供政策に関する諸問題を協議し、諸問題の解決として条例の制定が必要になるのであれば、こども条例の制定も検討していかなければならないと考えますので、よろしくお願いをいたします。

次の項目につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） それでは、土屋幸雄議員のご質問2の子供の笑顔があふれている村づくりの2点目になりますが、学校等の環境づくりに子供の意見を取り入れるような仕組みづくりについてということでお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、近年、子供たちの意見を参考に、学習環境や生活環境の改善が図られている事例が紹介されていることは承知しております。子供たちの発言・意見は、子供目線での柔軟な考えであったり、固定観念に左右されない自由な考えであったり、率直で素直な考えであったりと、大人とは違う目線、切り口等、真新しい思考が少なくありません。よって、子供たちの考え・意見は、とても大切であるというふうに思います。

出された子供たちの貴重で重要な考えや意見の中から、実現につなげることができればと期待は膨らみます。子供の意見を取り込む仕組み、いわゆる手だてとしては、現状実施している生活アンケートや個別面談、あるいは意見箱等に加えての実施というのが一つ考えられます。学習環境の改善が期待でき、今日的喫緊な課題の解決につながったり、子供たちの学習や生活が豊かになるなど、個の学びや協働での学びの改善・充実につながる手だてとなればというふうに考えます。慎重に考えたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 最初に、宿泊費の件について質問させていただきます。

婦恋寮では3万5,000円が自己負担でなっております。先ほど村長の答弁によりますと、よそや近隣は、1万円は下宿代で参考にしているところがあるということなんでございますけれども、婦恋村は現に3万5,000円という数字が出て、全国募集の生徒たちに補助をしているわけ。それに対して、村の父兄たちがいろんなことを、不公平だとかそういうことを言っている人が多いんですけれども、これは通学費と宿泊費とセットにしていけないと、ある

程度上限は決めなきゃいけないと思うんだけど、これから取り組んでいくという答弁じゃなくて、実施しますとかいう、そういう明確な答弁をお願いしたいと思うんだけど、まず最初に、できるかできないのか、それでお願いします、最初に。まずはそれ。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在3万5,000円、スケートの関係で村内の婦恋寮に入っている方につきましては、県の高校教育課とも話をして補助しております。その他に、村内のほかの地域に通う子供たちのためにできるかできないかという、明快な回答というお話でございますが、やりたいとは思いますが、やはり財政事情、恒久的に経常的にお金がかかるということにつきましては、しっかり計算をして、慎重にならざるを得ないのかなという気がしております。

3万5,000円出したについては、明快な回答を求めるというから答えましたが、3万5,000円にするには、それなりの理由があったというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 3万5,000円は明確な事情があったという答弁でございますけれども、婦恋に住んでいる父兄の皆さんには、そんなことは分からないと思う。実際問題として、高校生の通学とか宿泊代、本当に父兄の負担が物すごく大きいわけ。それに対して、全国募集だけで、こういう理由だというだけだといって、村民にはどうに答えていけばいいんですか、こういうことを。

村の人にもある程度出すとか、そういう答弁をしてもらわなきゃ、婦恋の村民だって、父兄の皆さんだって納得がいけないと思うんだけど。それで、今度はまた、婦恋の村営住宅を直して寮も用意しているわけ。何で婦恋村の父兄の皆さん、高校生の皆さん、婦恋の人たちに何の補助もできない。ある程度、せめて1万円とか2万円とか出す、そういう施策ができないのか、ひとつお願いします、答弁を。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 婦恋高校を存続しよう、J R 吾妻線を存続しようと、議員の皆さんもみんな全員が、我々当局もそうでしたが、議論をしてきたところであります。その中で私は、婦恋高校を存続する、婦恋高校とはオリンピック選手が6名も出た全国的にも有数の高校で

あるということで、私は県のほうへ全国募集をお願いをいたしました。その過程の中で、当時の議員さん、議事録を見てもらえば分かると思われませんが、全員がほとんど賛成してきています。そのうちの3万5,000円という数字でございますけれども、1人頭年間8万5,000円かかると、これは土屋議員も存じていると思われます。

県のほうの高校教育課は、2万円しか出しませんと。ところが、議会のほうからは当時、議事録を見てもらえれば分かります、8万5,000円全額、村が出してもいいじゃないかと強く言われました。私も8万5,000円出すのはどうなのかなということで、県のほうとも協議をして、8万5,000円は大き過ぎるね、村が全部負担するのは大き過ぎるねと、こういうことでありました。また、県のほうは、公共性のある県立高校でございますから、他の学校、他の県立高校との格差があっては弱いということでございました。

その過程の中で、片品にあります尾瀬の学校、こちらで既に2万円を出しておるので、これ以上は出せませんという話でございました。8万5,000円のうち2万円は県が持つと、じゃ村はどうするんだということで議論をした中で、真ん中取って、残り全部というわけにもいかん、3万5,000円でどうかということで、当時、村が3万5,000円という話を決めました。

そのときも、県の高校教育課のほうも話をさせていただいて、県が2万円、村が3万5,000円についてどうかという話をしたところ、そのくらいなら仕方ないですねという話で、ほとんどの議員、賛成した議員……

○8番（土屋幸雄君） すみません、それは分かっています……

○村長（熊川 栄君） 経緯を言わなければ分からないでしょう。だから言っている……

○8番（土屋幸雄君） 3万5,000円、質問している……

○村長（熊川 栄君） だから、3万5,000円というのは、そういう経緯があって3万5,000円になったという経緯がございます。これは事実であって、何とか孀恋高校を残そう、全国募集して、スケートの日本一の高校を存続させていただこうということで話をしてきたと。

あわせて、J R 吾妻線、当時は70人ぐらい、下から通ってきておったと。J R 吾妻線の存続も全くリンクしておった当時でありました。それがだんだん下から来る生徒が減って、皆さんご存じのとおり、今県立高校は、全体で生徒の定員をどんどん減らしているわけですね。例えば孀恋高校は、32掛ける32を今度は22掛ける22、渋川高校は当時、我々の頃は350人だった。当時、1,050人いたところ、今は200人、600人になっている。前高もそうだ、渋川もそうだ、沼田も吾妻中央高校も、子供がいないので定員をどんどん減らしている。希望して、

はいと手を挙げれば、ほとんどの子供たちが今、高校には入学できる実態がございます。

そういう中で、土屋議員の主張はよく分かります。理解はします。しかしながら、経緯として、そういう経緯があったということだけは一つ、まず認識をしていただきたい。

もう一点、やっぱり財政事情の話ですけれども、お金があれば私もやりたいなと思っています。未来永劫、継続的にかかる費用というのは、簡単に認めると、未来永劫、条例で制定しちゃうと、ずっと継続して出さなくちゃなんということでもあります。「入るを量りて出ずるをなす」であって、歳入がやっぱりどれだけあって、歳出をどうするかということ、やっぱり慎重に検討していく必要があると思っています。

そういう観点から、すぐには難しいけれども、ほかの事例があると、県内でもほかの事例があるということは私も承知しておりますが、ぜひとも今後も、議員の皆さんとも慎重に、また、そういう意見があるというご父兄の方がいらっしゃるのであれば、そういう方のご意見も踏まえながら、また聞きながら、今後テーブルに上げて、検討は加えてみたいと思っています。

すぐに出しましょうということは、今この場で回答するのは、ちょっと厳しいのかなと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 現在の時点では、財政が厳しくて負担はできないということでございます。

今、万座鹿沢口から高崎まで通っている高校生もいます。万座鹿沢口から高崎まで、1か月の定期代を見ますと、中之条で1か月で1万9,780円、渋川までが2万8,440円、新前橋まで3万4,330円、前橋まで3万5,210円、高崎まで3万7,510円かかっています。この金額を全額、父兄がみんな負担しております。これには、高崎市は先進地で、通学に対して補助金を出しております。

高崎の例を見ますと、来年度から高校生向けの定期購入支援事業をさらに拡充して、今まで出しているんですけれども、まだそれ以上に拡充して、対象を、現在は1か月当たりの定期代から2万円を引いた分を全額補助しているのが、来年度からは1万5,000円に引き下げたということでございます。補助するということになっています。今までは、倉淵、群馬町地域が対象であったのが、これの引下げによって、申請するのが、榛名町、箕郷町が対象になってくるということでございます。

1万5,000円以上かかった分に対しては、全額補助ということで高崎はしていると、実際

にしている市があるんです。

婦恋村を見ると、先ほど村長が申し上げた3,000円ぐらいで、支給はしていないんだけど、せめて通学費の補助ぐらい、かかっているわけだから、負担をすとか何かくらい計画をつくらなきゃ駄目だと思う。子育て支援になっていないよね、だからそういうのは、一番金かかる時期だから。

その辺の、高崎の例をしたんだけど、それも参考にしてもらって、どうですかね、この辺で。来年度は予算が厳しいというようなときなんですけれども、負担をできるように前向きに検討すとか、何かそういう答弁はできないのかな。お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 3万5,000円の経緯につきましては、先ほどお話をさせていただきました。そして今、再度、私も先ほど申しましたように、言わんとする意味はよく分かります。しかしながら、やっぱり財政規模、継続的にずっと、毎年毎年必ず出る制度を確立するということについては、相当慎重でなければならんなと思っております。

先進事例を調べると、幾らもこういう事例はあるのかなと思われますけれども、全然無視しているわけではございません。周囲の状況をしっかり確認しながら、検討を加えていくということになるかと思われますので、よろしく願いをいたします。

ここですぐやりますということは、ちょっとまだ言いにくいということであります。ケーススタディーもさせてもらいたいと思いますし、もう少しやっぱり慎重に、この場でやりますということはちょっと言いにくいんですけれども、意味は分かっておりますので、検討はしていきたいと、こう考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 高崎市の市長のあれは、家庭の負担軽減のために今回引き上げたということで、前向きに本当に実施しておりますね。だけれども、婦恋村はまた、予算がないとかといって、今もまた答弁が後ずさりしているんですけれども、ぜひとも片足飛行にならないように、婦恋高校に金をいっぱいかけている、何で村内の高校生にできないのか、その辺よく検証してもらって、早急に答えを出して、予算編成までにある程度してもらって、高崎なんか来年から、二度もして変えているのに、婦恋村はできない、そんな姿勢だと、本当に子育ての支援にはならないですね。

残念な結果ですけれども、これ以上質問しても同じだと思うので、この件は、本当に要望

してできないということは、父兄の皆さんが残念がると思うんですよ、こんなことで。子育て支援の一番メインになることだと思うんだけど、残念であります。

続きまして、こども計画、これは今、どこにもまだしていない計画をつくっているところが、日本中にないかもしれない、こども計画とこども基本条例を。これは国連が2024年に提言したことだそうです。

現在、前橋市では、この条例を検討しているようなことを聞いておりますけれども、やっぱりこれ、どこもしていないのを婦恋村がもし先駆けてできるなら、婦恋村がこれで一番で条例つくったり、子供の計画をつくったりできて、それが一番になると思うんだけど。いろんなかみ合わせもあると思うんだけど、検討してもらって、条例の作成に前向きな態度をお願いをしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） こども家庭庁ができて、現在、こども家庭庁の法律に基づいて、こども家庭センターをつくりなさいよと、今日、上毛新聞のトップにも記事が出ております。これは努力義務になっております。

法律ができると、例えば市町村、基礎的自治体はこうなさいよということで、防災もそうです。地震があれば、こういうふうに防災計画をつくりなさいと、こういうようなことで、努力義務がいろいろ課されると。

マンパワーが我が村は非常に少ない。例えば健康福祉課長は、ちょっと話がそれで恐縮なんですけど、1人の課長が、群馬県のほうへ行きますと、健康福祉課、医務課、介護課、高齢者支援課、こども家庭庁の関係も、うちの課長1人で全部やる。でも、県庁へ行きますと課がある。

高崎市の例、ちょっとお話しさせてもらいますと、高崎市の富岡市長、東大出て、文部科学省出て、県立女子大学の学長までやって、教育関係は非常に進んでいると私は思っています。倉渕、榛名町、合併したところに対しても非常に手厚くやる。そして、財政需要が一般会計ベースで1,700億円、特別会計を入れると3,300億円、なおかつ、厚生労働省と同じ課を全部、県庁と同じ課を全部持っている。国民年金課なんていうところに10人ぐらいスタッフがいる。

うちは、うちの課長1人で、国民年金もやらずに、介護もやらずに、みんな課がある。そういう意味で、町村の行政の課長というのは、物すごい幅広く、

1人で、県庁へ行けば8つぐらいの課、担当を持っている実態がございます。そういう意味で、町村の行政というのは非常にタイトであると、こう思っておるところでございます。

今のご質問でございますけれども、できる限り前向きに、課題は十分に認識しておりますので、検討はしっかりしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 子供の施策を総合的に推進するための、今まで子育て施策を、こども計画で定義を、目的をはっきりするために、こども計画をつくるということでございます。

それとあと、基本条例は、子供の権利や地方自治体、地域社会がどうやって守っていかなければならないか、それを定める法律でございます。

それで、今村長が申しましたように、こども家庭庁の新聞が今日載っていて、嬭恋村も全然まだまだ取りかかっていない10か町村で、群馬県はやっているということでございます。

また、こども家庭センターというのも、これの条約とのいろんな兼ね合いがあって、精査していったら、3つが合体になっていけば、一つの嬭恋村の、本当にこども計画と条例と家庭センターができていけばいいんじゃないかと思うんだけど、その辺を検討して、順次これからやっていくということによろしいんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 黒岩孝義君登壇〕

○健康福祉課長（黒岩孝義君） ただいまの土屋幸雄議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、こども家庭センターなんですが、こちら今、努力義務ということで、設置をするように促されているところなんですが、議員ご指摘のとおり、今日の上毛新聞のほうで、10か所設置しているということになっておりますが、こども家庭センターなんですが、現在やっている子育て世代包括支援センター、嬭恋村でいいますと、子ども子育て支援センターというものが設置されているものと、あと子ども総合支援拠点という、ここは健康福祉課のほうで持っている拠点の事業なんですが、こちらの機能を併せ持って、こども家庭センターをつくりなさいということで指導を受けておりまして、現在今、それに向けて協議しているところなんですが、ただ専門職だったり、統括支援員、専門職を置かなくてはいけないところで、人員配置等がありますので、その辺を今協議をしているところですので、センターを設置するかどうかということを検討しているところであります。

あと、こども計画についても、基本的なことになりますので、現在、先ほど村長がお答え

しました子ども・子育て支援事業計画を策定しているところで、そういったものも含めて、
子供の子育てしやすい村のために計画をつくるということで検討していきたいと考えており
ますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 今、こども家庭センターをつくるには、専門職がないということで
ございます。婦恋村には全然いないということでございますけれども、これから先にかけて、
こういう専門職を取り入れて職員を採用して、そういう計画はこれからあるのかどうか。前
向きに進めていくには、こういう専門の職員が、これからぜひとも、いろんなことが必要な
こと、条例をつくるにも何をするにも、ある程度専門の職員が必要だと思えるんですけども、
そういうことはぜひ、これから村もこども計画の支援のために、本当に必要な人材だと思う
ので、ぜひ採用していただきたいと思うんです。

そういうことで、どうですか、村長は、気持ちがあるかどうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） こちらから質問するというのは何なんです、こども計画、こども条
例というのは法律ですか。高崎市のこども計画、こども条例ですか。

○8番（土屋幸雄君） 高崎市じゃないです、これは。

○村長（熊川 栄君） 法律に基づいてつくるという話ですが、現在は、こども家庭庁がやっ
ておる、課長がおっしゃったとおりの計画はつくっていますが、土屋議員の言うこども計画、
こども条例という言葉ですけども、これは高崎市が言っていることですか。

○8番（土屋幸雄君） 高崎じゃないです。

○村長（熊川 栄君） 条例、法律ですか。

○8番（土屋幸雄君） 法律じゃない。

いいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 国連で2024年に制定して、世界にこれから広めていこうという、本
で見たんですけども、そういう計画があるそうです。それで質問しているんですけども、日
本にはまだどこにもありません。それで、前橋市が計画をしているような感じがして動いて
います。

孀恋も、だから前向きな姿勢で、本当に日本で一番にこういうことを取り入れれば、国連憲章でも何でも、そういうの、本当になっていくんじゃないかなと、子育て。それで、条例をつくれば、子供たちの権利だとか、いろんな政策だとかそういうの、第三者機関を設けて助言したり、いろんな検討したり、それでいじめ対策だとか、そういうことの助言ができるような、そういう体制だよね、だから、この計画2つできれば。住みよい子供たちのためにつくる条例だと思うんですけども、その辺をよく検討してもらいしかございません。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今、土屋議員のお話ですと、こども計画、こども条例、これは国連憲章にうたわれてあるということのようでございます。

私どものほうでは、こども家庭庁ができて、子供の計画、法律も通りましたから、それにとって、子ども家庭センターですか、こちらについては、ほかの地区もつくってきておりますので、前向きに当然やってくれなくちゃならんと、担当も認識しておるところであります。

先ほど私からも答弁をさせていただきましたが、これについては、しっかり内部で調整しながらやっていきたい。そこには、いじめの問題、不登校の問題等も入っておるものかと思われませんが、こども計画、こども条例という文言について、私、ちょっと法律で、そういうことがなかったなと思ったものですから、今質問させていただきましたが、趣旨は分かっているつもりであります。

したがって、今後、あとは人材を育てる、補充が必要かということでございますが、人材は必要だと思っています。教育委員会のほうでも今、不登校の子供の関係者、手厚くといいますか、マイタウンティーチャー等も入れたり、あるいは障害の子供たちに対しても、それなりのマンパワーを整備してきています。

ただし、保育士あるいは介護士、この辺が足りないというのは、皆さんもご存じのとおりだと思っています。国内全体にいないという現実もありますので、許される範囲で、趣旨は嫌なほど分かっておりますので、ぜひともいろいろ勉強を、まずさせてもらえたらと思っています。

基本的には、法律にのっとりたこども家庭庁の件につきましては、事例が出てきていますし、我が村も必ずやらなくちゃならんと、こう思っておりますので、この件はしっかり対応してまいりたいと思っています。

人材についても、今後も幅広く、今もマンパワーはいろんなところに、介護が足りないといえ、介護関係の大学にアプローチしたり、保育士が足りないといえ、そういうところにも学校に、応募していただくような働きかけも人事担当がやっております。マンパワーの不足については、ぜひとも今後も、適宜しっかりと対応して、できる範囲でやっていきたいと、こう思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 条例とかこども計画等は、これから必要になってくることだと思うので、よく研究してもらって、前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、子供の声を聞くということでございますけれども、先ほど教育長が答弁していただきましたけれども、婦恋村では子供の声を聞いて、こういうことができたとか、ああいうことができたとか、そういう声を聞いて取り入れたことはありますか、ないのか、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えします。

最近というか、私が着任してからなんですが、なかなか、やはり適応できない子供たちがいます。本来ならば学校の中で、適応指導教室というようなものがあったり、あるいは相談員さんが実際にいるのが、大変適切というか、一番いいことなんですけれども、なかなかシステムとして、婦恋はもちろんです、吾妻辺りには、そういったしっかりとした教室をつくってというのが、なかなか難しい状況にありました。

そんなところで、婦恋スタイルというようなことで、適応支援相談員というのを今、前の鎌原小学校、今のこども園ですか、その一角をお借りしまして、そこで待機していただき、本来なら、そこに来ていただいたりとかできるんですが、なかなかそこにも行けないという子については、家庭訪問というか、あるいはこういうところで、図書室で落ち合ったりとかという、そういうようなことのできる支援員さんをつくらうということで、それは子供たちから出てきたことです。私が着任二年、三年目ぐらいに、今、1名設置しましたけれども、これは一つの例に思います。

ただ、なかなか後ろ盾が必要だったり、あるいは人材の問題があったりとか、あるいは拠点となる場所の問題があたりとかいうこともありますので、なかなか子供たちが発する意見、言葉がとても、これはいいなというふうに思っても、なかなか現実につなげるというの

は、実際のところ、かなり難しさがあります。

いろんなことを考えて、今、子供たちがいろんなところで、いろんな苦しんでいたり、困り感を持っている子供たちがたくさんいますので、そういった声を聞き、必要に応じて、後ろ盾も含めて可能であれば、そういったものを積極的に取り入れていけばいいなというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 今、教育長が述べましたような、今年度の令和6年度委員会の点検・評価報告のところに、適応支援員というのをしているということを私も読ませていただきました。こういうことはいいことだと思うんですけども、芦屋市のあれは、ピースというんだから助ける、それもまた人材が必要なんだよ。だから、そういう人材も、やっぱり孺恋村はこういう人材が必要だということは、採用してもらわなきゃ前へ進んでいけないと思うんだよね、いろんなことが。

だから、計画はつくったけれども、そういう指導員がいなきゃ何もできないんじゃない、元も子もないと思うんだけど。だから、そういう体制をこれから全然、村として本当に真剣に考えて採用していかなきゃ、取り残されていくんじゃないかと思うんだけど、今、世の中が本当に、昔は十年一昔と言ったけれども、今は3年やそこらで世の中変わっている時代だから、本当に敏速にしていかなきゃならない問題と思うんだけど。

支援員とかそういうのをまた、本当に計画的に採用していくということをお願いしたいと思うんだけど、それはひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、町田市の、先ほど村長にお聞きしたんですけども、町田市はこれまでも子供たちの意見を大切にきて、例えば中学生の意見を参考に、児童館の閉所時間を午後9時まで延ばしたり、14歳までにしているいろんなことをしたり、先ほど述べましたとおりの子供の計画が、いろいろ児童館を造ったりとか、町田市はしているんですけども、このことによって、14歳までの子供たちが口コミによって町田市に住んでくるという、そういうことを聞いてきております。

そういう実際の先進地もあるわけだよ。副村長は町田市に住んでいるということで、町田市の感想を、子育て支援の考え方とか、もし何かいろいろなことが、参考になればと思うので、お聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 土屋幸雄議員の質問というか、むちゃぶりにお答えさせていただきます。

私も町田市には三十数年、長女が35歳、長男が31歳という現在状況ですので、自分の子供たちが小さい頃、どうだったかなということを考えると、今とは相当違うんじゃないかなというふうな気がしておりますけれども、現在、町田市には、町田市子どもにやさしいまち条例という、通称まちだコドマチ条例というものがあるというふうに認識しております。

子供たちが幸せに暮らせることができる社会の実現を目指すという、こんな内容なんですけれども、これが現在あるということは認識しながら、私の長女が幼稚園のときですかね、1996年に町田市子ども憲章というものが制定されました。人権尊重社会の実現、自主性の確立、個性の尊重、命の大切さ、学ぶ心の大切さ、友情の大切さ、夢を追う気持ち、こんな子ども憲章が制定されて、私どもの子供もすくすくと育ち、いじめもなく、今日まで来ているかなという認識はございます。

ただ、当時、親も近くにいない、親戚も近くにいないという、そういう町田市の生活の中で、やはり近所にいる同い年ぐらいの子供を持つ親、向こう三軒両隣じゃないですけども、古きよき日本の部分がその頃あったかなというような記憶もあります。

いずれにしても、今思えば、問題なく過ごせたいいまちだったなというふうには思うんですけども、子育てにはお金がかかったなという認識は今でもあります。

この答弁が適切かどうかは別として、参考意見として述べさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） いろいろありがとうございました。

副村長の体験を基に、嬭恋村へのいろんな人材とか、いろんなことを副村長が述べましたけれども、それ参考にして、嬭恋村の子育て支援に、本当にこれからも支援をして、いい政策ができるようお願いをしたいと思います。

それで、最後になんですけども、今の時代は本当にネガティブな課題が多いことでございます。いろんな子供たちの考え方も今、本当に考えて、本当に2年や3年でどんどん変わっていく時代になっておりますので、子供たちの環境づくりとか、そういうのをやっぱり子供たちの意見を聞いたりしていかなきゃ、大人目線のあれじゃ、本当についていけない、子供たちがついていけない時代となってきているんだと思うんですけども、子供たちは子供

たちの意見がはっきり言えて、物が言えて、嬭恋の子供たちが元気に過ごせるような学校づくり、環境づくりをぜひともこれからしていただいて、嬭恋の発展のために尽くしていただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、8番、土屋幸雄議員の一般質問を終わります。

◇ 土 屋 哲 夫 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、2番、土屋哲夫議員の一般質問を許可します。

土屋議員。

〔2番 土屋哲夫君登壇〕

○2番（土屋哲夫君） 議長の許可をいただき、質問させていただきます。

午後のちょっと気持ちがよくなる時間帯ですが、頑張って質問しますので、よろしくお願いします。

今般、嬭恋村文化財保存活用地域計画が文化庁によって認定されました。

この計画は、嬭恋村の豊かな自然環境・景観と、ここで育まれた歴史文化を一体的に捉え、保存・活用の対象とし、次世代へ継承していくために、平成31年・令和元年度に策定された嬭恋村歴史文化基本構想に示した歴史文化の保存・活用の取組を実行していくために、より具体的な事業展開の計画を示し、地域全体で守り伝えていくことを目的としています。

この地域計画においては、嬭恋村風土博物館基本構想を踏襲し、嬭恋村の歴史文化を理解する上で必要なものを幅広く文化財と捉え、文化財保護法や群馬県、嬭恋村の条例に基づく指定等文化財のみならず、未指定文化財も含めていることも特色の一つです。

また、この地域計画は、文化保護法第183条の3第1項に基づいて作成されましたが、嬭恋村の最上位計画である第6次嬭恋村総合計画をはじめ、文化財に関する既往計画・指針・ガイドライン等々との整合性を図りつつ、連携して実施することとされています。

そこで、既に個別に計画等が策定されている浅間山熔岩樹型、湯の丸レンゲツツジ群落等についてお伺いいたします。

浅間山熔岩樹型は、昭和15年、国の天然記念物指定され、さらに昭和27年3月、特別天然記念物に指定され、以降も調査・保護活動が続けられてきましたが、直近では令和4年2

月に、国指定特別天然記念物浅間山熔岩樹型保存活用計画が策定されています。

湯の丸レンゲツツジ群落においては、昭和31年、国の天然記念物に指定されましたが、昭和50年代以降、牧畜業の衰退に伴い、牛の放牧頭数の減少などの影響でレンゲツツジ群落の衰退が起こったことにより、平成9年度から15年度にかけ、保護・増殖事業を実施し、さらに平成16年3月に、国指定天然記念物「湯の丸レンゲツツジ群落」の保全に向けた維持管理指針が策定されています。

しかしながら、その保全・保存活動は全く寂しい限りで、ボランティアの皆さんに頼り切っているのが実情であります。ボランティアの皆さんの高齢化も進み、会員数も減少傾向にあって、活動することが大変になってきていると伺っています。

嬭恋村にしかない大変貴重な文化財であり、歴史文化や自然観察の学びの場としても、ほかに代え難い価値を有するこれらの文化財を、次代を担う子供たちに残すことができるのか、危惧されているところであります。貴重な文化財の保護、維持管理、活用等の現状はどうなっているのか。さらに、長い年月をかけて持続的に実施されることが必要であろう嬭恋村の文化財の将来について、当局のお考えをお尋ねします。

一方で、観光を基幹産業とする嬭恋村にとって、これらの文化財は重要な観光資源でもあることは、誰もが認めるものであります。特に教育旅行や文化観光と言われる分野においては、非常に需要が高く、実際にジオパークのガイドの会が対応された来村客数は、令和6年度10月18日現在だけでも、延べ27件、2,094人にも及んでいます。

文化庁の進める文化観光推進法に基づく文化観光の目的とする文化・観光・経済の好循環、すなわち文化の振興を起点とした観光の振興が、宿泊や購買等の消費活動の拡大、地域の活性化をもたらし、その経済効果が文化財の保護、維持管理、そして振興へと再投資される好循環が創出されることで、持続的な発展を続けることができます。当村においても、このような施策を積極的に行うべきです。

このような好循環を生み出すには、嬭恋村にある貴重な文化資源に実際に触れることができる機会を多くの来訪者に提供することが大切であり、そのための環境整備が必要であると考えますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、観光振興のための宿泊税についてお尋ねいたします。

観光産業は、コロナウイルスの世界的大流行に大打撃を受けましたが、観光客数はコロナ禍の収束に伴い、顕著に回復をしています。インバウンドの増加など、成長を続ける観光産業は、嬭恋村においても欠かすことのできない重要産業となっています。

従来、観光振興費は、一般財源から拠出されることが多くありましたが、現在、村の財政は大変厳しい状況にあり、観光振興に向けた十分な投資的支出を確保することは難しい状況です。しかしながら、観光地の競争力は、エリア全体の固有の魅力と他地域との差別化によって生み出されることを考えれば、民間事業者による投資だけでは成長に限界があり、官民一体での積極的かつ継続的な投資が必要不可欠です。

そこで、観光産業が持続的な発展を遂げるには、国や村などの補助金に基づいて観光振興策を実施する従来どおりの観光地域経営を脱却し、地域間競争を勝ち抜くために主体的に創意工夫に取り組むことが重要であり、そのための必要な財源を自ら獲得する手段として、観光客ら受益者負担による宿泊税を導入・活用すべきです。

日本総研の発表では、令和6年8月現在で、全国10の地方自治体で宿泊税を導入済みで、さらに、令和7年度から導入を予定しているものも含め、全国で50以上の地方自治体が導入に向け、検討を始めています。従前は、観光事業者の大半は来訪者の減少を懸念して、導入に反対してきましたが、観光資源開発やインバウンド対策、オーバーツーリズム対策の必要性の高まりなどにより、観光振興予算の充実を図ることが得策と考えるように変化しているようです。

宿泊業者はもとより、観光産業に関わる多くの関係者との丁寧な話し合いによる合意形成や、実際に宿泊業者が担う徴税事務の負担に対し、一定割合を還付する宿泊税報奨金制度を制定するなど観光事業者に対する配慮を加える等々、みんなが理解と納得する制度設計にある程度の時間が必要なことを考えると、早急に検討を始めるべきだと思いますが、村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋哲夫議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、2つの項目でございました。第1点目が、文化財の保護、維持管理、利活用について、第2点目が、観光振興のための宿泊税についての大きな2つの項目でございました。

まず、第1点目の文化財の保護、維持管理、利活用についてにつきまして、お答えをさせていただきます。

土屋議員のおっしゃいますとおり、社会の急激かつ大規模な変化に対しまして、文化財を

保存することと活用することの両面から見詰め直すということが、文化庁の指導する地域計画の趣旨と理解しております。特に、農業と観光に特化した我が村において、着目できる点がたくさんあると考えております。

認定を受けた孺恋村地域計画については、文化財を保存・活用する中で、いろいろな方策について記載しておりますが、今後、村の文化財に対する活用諸方面でのヒントとして見ていただきたいと考えております。

さて、個別計画として挙げられています浅間山熔岩樹型と湯の丸レンゲツツジ群落につきましては、保護、維持管理、活用等の現状ということでお答えをいたします。

浅間山熔岩樹型につきましては、かつての別荘分譲ブームの中で、指定地を分割・分譲し、個人所有者になっている等の保全上の課題がございます。その中で、昭和50年から51年にかけて公有地化された部分が、主に整備・公開されている範囲となっております。

現在、下草刈り、落ち葉等の処理や、冬季に向けてのネットかけ等の整備や保全作業などが、ボランティアの皆さんの手により年4回、夏休み中の見学会の実施等の活動が行われております。現在、40名ほどの熔岩樹型保護員登録がありますが、各回の作業は、十数名の手によって作業が続けられているのが現状でございます。

次に、湯の丸レンゲツツジ群落でございますが、45名ほどの保存会員と10ほどの関係団体、学校の登録がされており、レンゲツツジ保存会の年3回、関係団体の数回による保存活動の作業が行われていて、年間合わせまして5ヘクタール以上の群落維持活動が行われています。本年度は、東御市と同市観光協会が参加者を募り、作業に協力いただけるなどの動きもありました。

ご質問の中には、ジオパークガイドの対応数もございましたが、郷土資料館においても、今年10月時点で3,312人のボランティアガイドによる案内を実施しております。こういった多くの来村者への呼びかけや魅力の発信など、検討すべき点も多いのだと感じております。

いずれも議員のおっしゃいますとおり、活動面では、ボランティアの皆さんの会員数の減少や高齢化などの課題がございます。孺恋村としても、ボランティアの拡充や連携を図りながら、活動の充実を図っていきたいと考えています。

また、幾つかの自治体でも取り入れている文化財サポーター制度についても、検討を行っていきたいと考えています。

限られた中ではございますが、工夫や知恵を絞り、観光資源として、また、次の世代にたすき渡しをすべき大切な地域の宝として、文化財を介した有効な好循環を生み出していく必

要があると考えておりますので、ご理解をいただき、引き続きご意見等いただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、宿泊税を導入・活用すべきだというご質問でございました。

観光振興のための宿泊税についてお答えをいたします。

観光産業は、コロナウイルスの世界的な大流行により大打撃を受けましたが、コロナ禍が収束に向かう中で、観光客数は顕著に回復しています。婦恋村においても、観光産業は重要な経済活動であり、インバウンドの増加などで成長が続いております。観光振興費のほとんどは一般財源からの支出であり、現在の財政状況では、十分な投資的支出を確保することが難しいのが現状でございます。

宿泊税は、観光客から直接受益者負担を求め、観光資源の保護やインフラ整備、観光促進のための財源を確保し、観光振興の手段として有効である一方、導入による観光客数の減少や宿泊業者の負担増加が懸念されている状況にもございます。導入に当たりましては、村内の宿泊業者の理解が極めて重要であり、以前の検討・協議で宿泊業者の大半が反対した経緯もございます。

観光資源開発の重要性の高まりやインバウンド対策の必要性により、その意識も変わりつつあります。宿泊税を導入する際には、土屋議員のご指摘のとおり、宿泊事業者や観光事業者との丁寧な協議と、徴税事務の負担を軽減するための宿泊税報奨金制度の導入など、適切な配慮も必要と考えています。

全国で導入を検討する自治体が増えている中、群馬県においても、他県の動向に留意し、温泉協会との協議を始めているとの情報も得ております。今後につきましては、地域の実情を踏まえた上で、関連する利害関係者との対話を重視し、群馬県や近隣町村の動向も注視しながら検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

まず、文化財のほうを少しお聞きしたいと思います。

村長おっしゃるように、婦恋村にある文化財、ほかにはないもの、皆さんそれを理解しているはずですね。非常に貴重な価値のある文化財、保護活動はもちろん、これを使った活用、もちろん両方とも大事だと思うんですよ。

教育委員会の点検評価報告を先週頂きましたけれども、ここにもいろいろ書いてあるんですけれども、みんなそれは分かっている。分かっているんだけれども、現実問題としてとい

うところがあるのも承知しています。ですけれども、長らく時間を費やしてやらなくちゃいけないことだと思うんですね。

ここにもあるとおり、村民が大事さ、貴重さというものを、もう少し理解できるようなことをしなくちゃ、まずいけないんじゃないかと。以前も、学校現場で利活用しているんだよというお話を伺いましたけれども、もう一段進んで、今の小学生、中学生にもっと、本来という言葉が正しいか分からないですけれども、価値を認識できるようなことをしたほうがいいんじゃないかと。この先、婦恋村に生きる者として、これを残すことは非常に大切なことなんだという認識を新たにしてもらうような施策をしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 土屋議員のご質問にお答えします。

文化財の大事さとか貴重さを村民の方に知ってもらうということで、学校でも現在、地域学習とか、ジオの案内の方だとかに学校でお世話になって、そういう熔岩樹型とかレンゲツツジとかの学習もしております。今後、そこら辺もより一層力を入れて、地域学習等を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

基本的には教育委員会さんが所管ということなんだと思うんですけれども、教育委員会さんだけでなく、関係各課がみんなで協力して、それぞれ工夫をしてということが大事なんだと思うんですね。

そういう観点から、少し質問させてもらいますけれども、この評価報告書の中に、熔岩樹型事業のところにもあるんですが、非常に希少価値があると、有効活用したほうがいいよねという話です。大型バスが利用可能な駐車場も整備したほうがいいよねとあるんですが、建設課長さん、大型バス入れないですかね。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

土屋議員が言っているのは多分、パノラマラインのほうから、砂地というんですか、から入っていくルートだと思うんですけれども、そちらはかつて別荘地として分譲された場所で

ございまして、今、熔岩樹型まで、舗装でこうにずっと行っているんですけども、途中、民地を持ち出した道路というようなことになっております。そういうことから考えますと、村のほうで手を出すというのは、現実的ではないのかなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

非常に難しいんですね。村道にもなっていないんですよ。

となると、今、ガイドの方々が対応されているツアーというんですかね、たくさんありますけれども、やっぱりあそこに行くのに、バス、大型が入れないので、いろんな工夫が必要なんだということで、昼間空いているスクールバスを使うというのはできませんか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 土屋議員のご質問にお答えします。

スクールバスの活用についてなんですけれども、年々、元の道路は狭い状態で、隣接の林がこうに迫ってきたりして、大分きつくなっている状態です。以前はバスも入っていたんですが、今はちょっと擦りながら入るような状態で、それを続けて計画的にやるというのは、ちょっと今、難しい状態なのかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

以前、村のバス、スクールバスに使っているマイクロバスを使って、お客さんを送迎したことがあるんだという話を教えていただきましたので、それができないのかなということで聞かせていただきました。道路が広がればできるんでしょうけれども、なかなか厳しいということですね。

あと、教育旅行、非常に需要が多くて、婦恋村は人気があるんだそうです。今現在は、ほとんどが学校関係で、申込みの形といいますと、ジオの事務局に直接、あるいは旅行会社さんを通じて申込みが来るという形がほとんどなんだそうですけれども、もっといろんな方が多分、申し込んでくれると思うんですよ。

よくあるんですけども、市町村がやっている市民講座とか、歴史友の会とか、そういうのもいっぱいあって、そういうところに宣伝できるチャンネルを探して、婦恋村に行くところというのが見られますよと。ぜひ温泉に1泊入って泊まって、婦恋村に1泊2日、2泊3日

でもいいですけども、そういうツアーに来てもらえませんか、ぜひそういう宣伝をしても
raitainですが、観光商工課長、そういうチャンネル、ルートありませんかね。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどのバスのご質問にもありましたとおり、以前、宿泊をしまして、熔岩樹型あるいは
鬼押出し園、そういった文化施設等を巡るツアーを、大手旅行サイトを通じて募集した経緯
がございます。

現在、観光協会としまして、旅行業を持っておりますので、観光協会を通してやってい
くこと、あるいは大手旅行サイトとまた検討するということは、十分可能ではあると思いま
すので、今後引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

いろいろ細かい話をさせてもらって、大変恐縮なんですけれども、要は文化財の保護・活
用、自分たちで稼いで、それを回しませんかという話です。ですから、いろんな関係課で力
を合わせて、そういう方向にぜひとも進んでいただきたいと思っております。

次に、宿泊税です。

観光に使われている税金、法定の目的税に入湯税がありますけれども、孺恋村の昨年度入
湯税、金額どのくらいだったか。そのうち、観光分野に使われた金額はどのくらいあったか
を教えてくださいませんか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えします。

入湯税の納税額と使途でございますけれども、一般会計の決算書の最後のほうに載ってお
ります。よろしければ発信しますので、お待ちください。

決算書210ページの下になります。入湯税が8,447万8,000円です。下のほうに表がござい
まして、観光が上から3つ目と4つ目です。事業費が決算額なんです、一般財源の中の入
湯税の部分、額的には少額と言えますけれども、こちらのほう、あと、愛妻の村づくり事業
も同じ観光に入りますので、全部合わせますと、約700万円程度という使途になっておりま
す。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

入湯税、観光客のお客さんが、全部とは言わないですけども、ほとんどお支払いいただいている割には、観光分野に使われている金額が少ない。これ、割合的には毎年同じような感じですか、年によって上下の差が大きいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） こちらのほう、基本的に一般財源として扱っている中から、割り振りをさせていただいているというのが現実のところなんですけど、最近までは、例えば万座の簡易水道に大金がかかりまして、そちらのほうの主だったような気がしております。それからあと、観光客のごみの処理ということで、表にもありますけれども、西吾妻環境衛生施設組合の負担金、こちらが一番大きいウエートになっております。

入湯税の納税者への還元という意味では、観光のほうに還元できるのが一番いいことだと思うんですが、1人1泊150円という中で、総額8,400万円をそれぞれに使わせていただいているということで、観光を増やせば、ほかにまた別の形で一般財源を充てるというようなことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

今度は、ふるさと納税についてお伺いしたいんですけども、ふるさと納税、納税の方が使途を選べるようになっていきますね。その中で、観光分野に使ってくださいと言われていく方、どのくらいの割合ですかね。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税、令和5年度決算額で、総額で1億7,246万4,000円となっております。このうち、観光資源の維持・発掘に充当していただきたいというご要望の寄附が3,228万1,000円ですね。総額に対します構成比率が19%弱ほどとなっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君）　ありがとうございます。

ふるさと納税の使途を指定する項目、10項目あると思うんですが、その10項目め、使途を指定されなかった場合、村長さんが自由にしていよいよ、任せるよということだと思いうんですけれども、その中から観光分野に使ったというのが分かれば、教えていただければ。

○議長（佐藤鈴江君）　未来創造課長。

〔未来創造課長　熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君）　ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの10番目のその他、目的達成のために村長が必要と認める事業からの充当額というのが、明確にはちょっと分らないですが、令和5年度におきまして、ふるさと納税の積立金から一般財源といたしまして決算額に充てられた繰入金、総額で3億950万円となっております。このうち、観光資源の発掘・維持に充てられた金額が8,670万円ほどとなっております。全体繰入金に対します構成が、このうち28%となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君）　ありがとうございます。

全体としては少ないのかな、観光分野にというのは少ないのかなという感想を持っております。ほかのところで、どうしても使わなくちゃいけないというのが多いですから、仕方がないような気もしますが、観光商工課長、近隣の軽井沢町や草津町、あるいはみなかみ町など、観光を売っている町村と比べますと、嬬恋村の観光にけるお金というのは潤沢ですかね。

○議長（佐藤鈴江君）　観光商工課長。

〔観光商工課長　竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君）　ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

近隣の町村と比べて潤沢かどうかというご質問ですが、草津町あるいは軽井沢町にしまして、観光に特化した町となっております。本当に観光に重点を置いている町となっておりますので、そちらの町村、うちの村としましては観光と農業の二本柱となっている、そういう面からしましても、少し観光に向ける予算の比率は低くなってくる。そんな中で、観光に関する予算、決して潤沢ではない、そんなふうに感じております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） すみません、課長さん、意地悪な質問して申し訳ありませんでした。

残念ながら、ほかの町村と比べて、嬭恋は自分で稼ぐという仕組みが少ないんですね。皆さんご存じのとおりです。ですから、今回提起させていただいたように、宿泊税を導入しませんかと。

これ、令和元年12月の定例会において、土屋幸雄議員が一般質問でもされています。そのときの会議録によりますと、村長の答弁は、スピード感を持って前向きに検討するというふうに答弁されているんですよ。前向きに検討されたんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） スピード感を持って宿泊税を検討するというご指摘でございました。

一応、一般質問等で議会で出た議員の意見は、担当課長はしっかりと把握して、私が答弁したことも含めて、しっかり対応するようにという指示を、議会終わった後、全部整理をしておっておりますが、私自身の言葉からいうと、その言葉どおりにいっているのかなということで、回答を求めると言われれば、そのとおりにいっていないというふうに思います。よろしくをお願いします。申し訳ございません。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 残念ながら導入には至らなかったということでもあります。

その理由は、多分私が推測するに、観光事業をやっている業者の皆さんの反対が大きかったのかなと、当時はまだそういう感じだったのかと推測します。

ただ、今ご紹介したのは令和元年ですから、5年前ですかね。十年一昔とよく言いますが、今、スピードは全然違うので、五年一昔、三年一昔という感じですが、村長おっしゃるとおりに、世界はダイナミックに変化しているんです。嬭恋もダイナミックに変化している。観光事業者の皆さんも、多分ダイナミックに変化しているんだと思うんですよ。

ぜひここでもう一度取り上げて、前向きに観光関係の皆様、裾野広いですが、業者の皆様、みんなと真摯に向き合って話し合いをしていただいて、そこに先ほど話したとおり、業者の皆さん、税金かかるとお客さん減るから嫌だよと言うと思うんですが、現実問題として、長野県は来年、再来年という話になっています。軽井沢町も動いています。

つまり、嬭恋村と境をしている周りが、導入が先に見えているような状況です。お客様、減るということがないんじゃないかと思うんですよ。どこへ行っても入湯税と同じように、

観光客のお客さんが税金を払うのが苦じゃなくなつて、金額も欧米に比べると安いですし、だから、こういう状況をもう一度膝を突き合わせて、この村の観光の将来のためにということとで、ぜひ検討していただきたい。

実際に税金を徴収してもらう宿泊業者さんたち、その方々にも配慮が必要ですが、入湯税を今頂いているのも同じ形だと思うんですね。どの自治体でも、入湯税をもらうのにトラブルになっている、問題が起きているということは聞かないです。宿泊税を先進的に導入している町村の話聞いても、何か問題になったとか、その後に業者のほうで客が減って弱っているんだよという声は、現状どこからも上がっていない。ですから、皆さんがハードルと感じたものが低くなっているはずなんですね。

ぜひとも、そういうことを加味して、もう一度話合いといいますか、将来に向かって進んでいっていただければありがたいです。

その一つの理由ということもないんですが、今年の3月1日には公益社団法人経済同友会が、観光振興に向けた財源として、宿泊税を地方税法上の法定目的税として導入すべきだと提言を出している。つまり国で、ちゃんとした税金として観光の受益者からお金をもらって、観光振興する仕組みをつくろうやと、こういうことだと思うんですね。

だからこれ、日本中がやっぱりそういうマインドになっているんだと、そういう表れだと思います。ですから、何度も言いますが、持続可能な観光を目指して、ぜひ前に進むように検討していただきたいと思います。これを要望して終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、2番、土屋哲夫議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

なお、次の本会議は、明日12月13日午前10時から開きますので、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて延会をいたします。

大変お疲れさまでした。

延会 午後 2時25分

令和 6 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和6年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年12月13日（金）午前9時59分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程第2まで同じ

追加日程第1 議案第62号 指定管理者の指定について（嬭恋村農産物等直売所）

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
5 番	黒 岩 敏 行 君	6 番	石 野 時 久 君
7 番	佐 藤 鈴 江 君	8 番	土 屋 幸 雄 君
9 番	松 本 幸 君	10 番	伊 藤 洋 子 君
11 番	大久保 守 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	熊 川 明 弘 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	黒 岩 孝 義 君	建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	黒 岩 治 信 君
観光商工課長	竹 渕 幹 雄 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	滝 沢 勇 司 君

事務局職員出席者

議会事務局長 目 黒 康 子 書 記 横 沢 右 京

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

本日は傍聴、大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第6回婦恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎日程の追加について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。村長から、指定管理者の指定について（婦恋村農産物等直売所）が別紙のとおり提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり追加日程第1を議題とすることに決定いたしました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第1、議案第62号 指定管理者の指定について（婦恋村農産物等直売所）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第62号 指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

婦恋村農産物等直売所あさまのいぶきの指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了するため、次期指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、慎重なご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） ただいまの案件につきまして、詳細説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地。

名称、婦恋村農産物等直売所あさまのいぶき。

所在地、婦恋村大字鎌原493番地17。

指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。

名称、株式会社むらおもひ。

所在地、婦恋村大字田代41番地。

代表者、松本もとみ。

指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 確認をいたします。

農産物直売所を運営していくには、多くの生産者の農家の協力が要ります。それを踏まえて質問します。

婦恋村農産物直売所、あさまのいぶきという名称のとおり、農産物及び加工品などがメインとなるように心がけて、多くの生産者・農家が安心して出品ができるような体制づくりをしていき、営業することを望みます。

開けてみたら違った店舗となっていれば、生産者・農家は離れていくのではないでしょう
か。改めて、そのようにならないような店舗づくりになるのかを確認をしたいと思います。
よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

そのような、今議員がおっしゃられるようなことを企画・提案に受けておりますことを確
認しておりますので、心配なことは重々承知しますけれども、そのような運営になると思っ
ております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、村が行う事業として、条例、地方自治法に反して行わないよ
うにする立場で質問をいたします。

まず、農産物直売所は条例で、設置条例というのであって、第2条に、エゴマの機械も置
くというのがうたわれています。それは、きちんと農産物直売所で行うのかどうなのか。

それから、第5条では、指定管理者の行う業務としては、農産物の維持管理・運営に関す
る件、利用の許可に関する件、利用料金を徴収すること、それで4番目に、その他、管理運
営上、村長が必要と認める業務と書かれています。

その業務として、ここには農産物が中心ですけれども、これから指定管理者さんが行おう
とする業務をどこまで認めるのか、その辺は村長の許可次第になっております。その業務に
ついての質問を、今の2点について、まずお願いしたいと思います。

それから、運営協議会、これは村長が会長でやっています。この農産物直売所、前回の農
産物直売所は10月29日に閉店しました。その閉店を決めるのに、運営協議会にかけられて
いたのかどうか、その点について。

大事な運営協議会なわけですね。それを1点確認したいことと、それから、農産物直売
所、今やられているのが、総務省に出した書類では、来年の3月31日までが地域再生計画の
期間となっております。その期間内に、もしも少し補修するとしたら、まだこの期間が終わ
っていないうちに、そういう工事とか改修ができるのかどうか。その辺、総務省のほうに確
かめているんでしょうか、その点についてお答えいただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

条例の関係で、1点目に、エゴマの話でよかったですか。

エゴマについては、現在もあそこに機械を設置しております。今のところは、あそこでやるというふうな話でありますし、指定管理者が決まっておりませんので、まだその辺の相談はしておりません。

2点目でございます。2点目が、協議会の話でよかったですか。すみません。

運営協議会には、昨年度の運営協議会のときに、撤退もあり得るというような話はさせていただいておりますけれども、撤退の可否について、運営協議会には諮ってはおりません。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

内閣府のほうには直接確認はしておりませんが、交付金の申請に当たりまして、群馬県のほうが窓口となっております。群馬県の見解では、模様替え等の施設の変更、それと目的に反して使用していなければ、交付金の返還は生じないということでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、ちょっとエゴマのことで疑問なんですけれども、今、課長の答弁では、新しい指定管理者と相談して決めるということは、条例改正も必要になるわけですよ、条例2条にうたっているわけだから。その辺を認識されているかどうか。

それと、運営協議会に可否はかけないというと、運営協議会の目的は、指定する業務等について審議し、それをいろいろ指示をしたり何かをするという、すごく審議機関としては重要な役割があるけれども、それが審議されずに、当局として、管理者だけで決めたと認識してよろしいのでしょうか。それが2点目。

それから、地域再生計画は、今課長の答弁では、補修とか何かは、目的外使用にならなければ大丈夫と言うけれども、まず地域計画を出して、その期間が来年の3月31日となってい

るわけけれども、今の現在の施設のままで様子を見ないで、また改修するというのが許されるのかどうかをお聞きしたんですけれども。その点について答弁願います。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤洋子議員のご質問でございます。

相談するというのは、あそこで条例に書いてありますとおりやるので、そのことについて、この施設については、それも含めてやっていただけますというようなことをするという意味で、私は相談するというふうに、今発言させていただいたとおりでございますので、ご了承いただければと思います。

2点目の運営協議会の件でございますが、運営協議会に諮らずに決定していいのかというようなご質問かと存じますが、運営についてが、伊藤議員のおっしゃる、撤退するのも運営じゃないかと言われれば、そうなのかもしれませんけれども、指定管理者のほうと協議をさせていただいた中で、これ以上の運営はできないというような、マイナスがどんどんかさんでいくというような、そんな意見の中で、当局といいますか、担当課の私どもと指定管理者のほうで、それではこれは無理ですねというような判断をさせていただいたことに間違いございません。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

交付金の返還が生じる理由といたしまして、先ほど申し上げたとおり、目的に反しての使用、また譲渡、交換、そして貸付け、それと廃棄、このような形で補助金の交付要綱にはうたわれておりますので、今回の案件に関しましては、交付金の返還は生じないものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 今回の議案というのは、根本的に、指定管理者を選ぶと、選定するというだけのものですね。

過日、いろんな話があって、全協の場でもあったと思います。取下げもありました。その中で、いろんな話合いがなされたと思いますが、そのようなことは、契約が済んでからというふうに理解してよろしいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊東正吾議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

通常の売買でも、土地の取引でもそうなんですが、その契約に当たるものが、今回この指定管理においては、協定書の締結ということになると思っています。

まずは、協定書を締結するに当たる相手方をご議決いただきたいというご提案でありまして、交渉相手が決まってから、契約についての様々なものを詰めていきたいというふうなことで承知しております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、指定管理者の指定を決めるということでは賛成をいたします。ただ、当局のほうに要望と、今後しっかりやっていただきたいということを述べさせていただきます。

今回の応募は、10月29日閉店、そして、11月15日締切りで公募したということでは、全員協議会でも出されましたけれども、やはり村当局があまりにも急ぎ過ぎて、多くの方々に指定管理者の公募が知らされていなかったというのも大きな反省点です。このことは今後、きちんと行政に生かしていただきたいということを申し述べます。

それから、あさまのいぶきは地方自治法による244条の2項により、公の施設、村民の財産です。やはり、それをきちんと当局がそこをわきまえて、そして、先ほど言った指定管理者条例、7条ぐらいまでありますけれども、それに沿ってきちんと運営するということ、それが村民の財産をしっかりと守って、本当にあそこに多くの観光客、村民のお客さんが来る

ようにやるのが大きな目的です。東部農業の振興が、またその一つでした。

そういうことをきちんと、運営協議会、年に何回開かれているか分からないんですけども、しっかりとそこで、あのエリアをよくするようにしていくことをきちんと行ってほしい、そのことを求めていると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 大久保 守 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、11番、大久保守議員の一般質問を許可します。

大久保守議員。

〔11番 大久保 守君登壇〕

○11番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき質問をさせていただきます。

私は、鎌原観音堂周辺整備について、何度となくお尋ねしてまいりました。昨年度、約1億5,000万円強、そして今年度、1,000万円の看板工事を村単事業で整備をしており、一応、周辺整備がおおむね完了に近づいたのかと思われます。その整備の中で、村長肝煎りで整備を行いましたイングリッシュガーデンについてお尋ねいたします。

これは当初、施工会社であったN I C O株式会社が村と契約を結びましたが、建設業法の不備と当局の怠慢行政で契約解除となり、その後、村内業者と見積入札で残工事の契約をし、完成させております。その中の一工事のイングリッシュガーデンも同様でありました。

現在、植栽をしてから一夏を越し、今は閑散期であります。夏の姿を見ますと、私の見立てではありますが、植栽した花木なのか雑草なのか見分けがつかない状態で、庭園には見えないのであります。これについては、多くの村民の方々が同様の意見であります。

昨年、維持管理について、村長当局へ質問をいたしましたところ、ボランティアの方々に手入れはしていただくと述べられておりましたが、実態としても、ボランティアの方々が指導なく維持管理ができるとは到底思えませんし、現在、ボランティアの方々が維持管理をしているような様子は見受けられません。

そこで、これらを踏まえて質問をさせていただきます。

第1に、村当局はガーデニングしたところの維持管理をどのようにしておられたのか、お尋ねします。また、今後どのようにされるのか、お尋ねいたします。

2番目、維持管理に対して出金が伴うのか。出金が伴うとすれば、どのくらい見込みをされるのか、お尋ねいたします。

3番目として、枯れ葉保障を契約時にもちろんつけてあると思いますが、内容をお尋ねいたします。あわせて、瑕疵担保の期間もお尋ねいたします。

4番目として、N I C O株式会社の契約解除の際、清算時の植物発注について、発注済み植物は設計の3分の2で870万7,000円であり、100%発注で植物を購入すると1,306万1,000円となりますが、工事を引き継いだ会社は購入しておられるのか、お尋ねいたします。もし購入していなければ、設計残の金額はどのように処理されたのか、お尋ねいたします。

次に、サーラ嬢恋維持管理についてお尋ねいたします。

新嬢恋会館サーラ嬢恋も、右往左往いたしました。建設が始まり、来年の8月開館に向けて、順調に工事も推移しておるところであります。この建設費については、当初、13億円から15億円程度で完成させるというものでしたが、ところが資材の高騰や、災害を回避するために地盤を1メートル高くかさ上げしたり、駐車場の確保のため土地を購入する等で、マックス25億円となっております。財源としては、過疎債を全て使用し、12億4,000万円プラス基金3億5,000万円を元にスタートいたしました。

工事も進んでいる中、過日、サーラ嬢恋運営検討委員会が発足いたしました。第1回のため、どちらかというと顔合わせの感が強かったのですが、委員の委嘱状の伝達の後、協議事

項に入りました。内容は、会館の利用料金、開館日についての協議が行われました。

また、その他の中で、旧婦恋会館の収支金額の記載があり、それによりますと、年間の収入が約250万円、最終収支でマイナス170万円とのことでありました。サーラ婦恋の収支はなかったのですが、当局より、この10倍くらいだと思われそうですとの見解が報告されました。

サーラ婦恋の年間維持費は、1,700万円から2,000万円ということになります。それ以外に、過疎債の返済を3年間据え置いて9年間で返済するとなると、維持管理費プラス返済金の約3,720万円が積み重なり、5,720万円前後の維持管理費が9年間、この建物にかかってまいります。よっぽど上手な運営をしたとしても、この金額を生み出すとは到底思えません。

そこで、お尋ねいたします。

村長当局は維持管理運営について、どのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保守議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問事項は大きく2つございます。

第1点目が、鎌原観音堂ガーデン整備についてでございます。第2点目が、サーラ婦恋維持管理についてでございます。

サーラ婦恋の維持管理につきましては、現在、サーラ婦恋運営検討委員会も発足しており、そちらにつきましては教育委員会のほうからお答えをさせていただき、私のほうからは、まず第1点目の鎌原観音堂ガーデン整備についてのご質問につき、お答えをさせていただきます。

大久保議員の1点目及び2点目に関連がございますので、一括でお答えをさせていただきます。

鎌原観音堂周辺のガーデンにつきましては、令和5年度に整備が完了し、今年度植栽を終え、交流推進課、農林振興課、婦恋郷土資料館の関係する3課で協力し合いながら、管理を進めてまいりました。

具体的には、今年度4月に設立されました婦恋ガーデンサポーターズの会の会員、地域交流センターを利用されている文化協会員、一般ボランティア、会計年度任用職員、これは障害者の関係の障害者雇用、その他交流推進課職員により、雑草の除去、名札の設置、イベン

トの開催などを行ってまいりました。

婦恋ガーデンサポーターズの会の中には、花屋を営む方や全国花のまちづくりコンクールで賞を受賞された方など、専門的な知識を有している方々もおります。それらの方々の指導の下、月2回の定期作業日を設け、11月まで管理を行ってまいりました。

今後見込まれる維持管理費用につきましては、会計年度任用職員1名の人件費約400万円、補助金30万円、作業用消耗品代10万円、イベント費用3万円、合計450万円ほどと見込んでおります。

3点目のご質問でございますが、契約締結時に取り交わしました建設工事請負契約約款によりますと、枯れ葉保障につきましては具体的な記載はしておりませんが、契約不適合責任につきましては、受注者に対して、目的物の補修または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるとしております。

また、履行の追完が不能である場合、不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるとしており、引き渡された工事の不適物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、この請求等を行うことができないとしております。

4点目でございます。植物の購入価格につきましては、本工事完成時で合計で1,205万5,000円となりました。このうち、打切り清算により当初の契約事業者にお支払いした金額は660万9,000円となっておりまして、差額の544万6,000円を引き継いだ事業者により購入・支払いをしております。ご理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員の2つ目になりますご質問、サーラ婦恋の維持管理運営について答弁させていただきます。

サーラ婦恋の維持管理費については、大久保議員ご指摘のとおり、大変多くの費用が必要となることが明らかとなっております。

こちらの金額については、電気、ガス、下水道の光熱費が約6割を占めています。残り4割は、電気、空調、給排水、舞台設備の点検、管理費用となっております。実際、運用を開始しないと分からない部分も多々ありますので、運用後はしっかりデータ収集を行い、データの分析・検証を行って、光熱費の削減につなげたいと思います。

また、他の経費につきましても見直しを行い、職員が行えるものは直営で行うなど、維持管理費の抑制について努力してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 答弁ありがとうございます。

まず、ガーデニングのほうなんですけれども、今、村長、3課でそれぞれ4月からやっているというお話なんですけど、夏見た限りは雑草は生えているし、果たして今村長が答弁したような内容でされていたのかというのがとても疑問でありますし、質問の中にも入れたんですけれども、イングリッシュガーデンで、非常に草が主のような庭園ですよね、どちらかというと。花木もあるんですけれども。そうすると、種類がとても多かったですね、植えたものの中で。

果たして指導者なくして、ボランティアの方とか、専門の方がいるというので、ちょっとお話は聞いたんですけれども、とてもできないよと。やっぱり特殊なんだろうね、イングリッシュガーデンという名前がつく限りは。とても、専門だからといって頼りにされても困るというような話もちょうとお聞きしましたし、そうするとやはり、もともと設計なされた方の力を借りなければ、自分ではできないと思うんですけれども、どうなんだろう、そこは。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 小林千速君登壇〕

○交流推進課長（小林千速君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ナチュラルスティックガーデンというコンセプトで造られたガーデンということになって、植物の一生を見られるようなガーデン、一生楽しんでいただけるというようなことで、そういうようなコンセプトで造られているガーデンになります。

そうしますと、雑草というか、ちょっと花が枯れてきた後も見えていただくような形になりますので、雑草、そういう状況も含めて楽しんでいただくというようなことで、今お話がありました、専門家の方の指導がというところなんですけれども、ガーデンサポーターズの会の会員の中に、ニコラスさんがご夫婦で入ってくださっております。今年度につきましては3日、会の会員として出務をしていただいております。その際に、いろいろご指導をいただく機会、時間がありまして、いろいろ花の手入れとか、そういったことも、その際にご指導いただいているということがございます。

あと、会長の方と、三原で花屋さんをやっている方も会員の中にいらっしゃいますので、そういう方たちにいろいろご指導いただいて、都度勉強をしながら、サポーターズの会の会員の方を中心に、今現状、今年度につきましては取組をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今、課長の答弁で、ニコラスさんが来ているとは自分は思わなかったんですけども、3日ぐらいの指導ではどうかなという気がするんですけども、もともとこれの、ニコラスさんが入ってくる条件じゃないんですけども、村長がクロサカさんですかね、の庭園を見て、すごくよくて、ニコラスさんをお願いしたらどうだというのが、もともとじゃなかったのかなという気がするんですけども、確かにクロサカさんの庭園を見ると、非常にイングリッシュガーデンぽいなという感じはするんですけども、あれは看板にあって、あれはニコラスさんの庭園だと、クロサカさんの別荘のところに看板出ていますよね。

ということは、あれはニコラスさんがやっぱり手入れをしているから、ああいういい状態になるので、今言うとおりのボランティアの方たちがしても、自分は三原の方にちょっと聞いたんですけども、とても専門では、もともとニコラスさんがやった庭園の意図というか、そういうのがあるんでしょうから、とても、自分は幾ら専門家だと言われても、それはなかなかできないよという話をちょっと聞いたんですね。

だから、するんだったら450万円、村長、今答弁していましたがですけども、かかると。そのかかる中で、きちんとしたそういう指導を受ける体制をつくるべきじゃないかなと自分は思うんですけども、これが1年なのか2年なのか、それは分かりませんが、そういうものをきちんとしていかなきゃ、やっぱりあれは最後は、失礼ですけども、雑草だらけになっておしまいじゃないかと自分は思うんですけども、そういうきちんとした体制をつくるということはできないんでしょうかね。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど答弁をさせていただきましたとおり、農林水産大臣表彰を受けた方とか、地元で花をやっているメンバーの皆さんとか、ボランティア的なところが、今会員何人かな、五、六十人いる……20人か。20人ぐらいの方が、私どものほうでは、あちら

担当課が、孺恋郷土資料館のスタッフ、それから交流推進課のスタッフ、それからジオパークのスタッフ、これらがみんなで協力し合って、あの地域全体の草むしり等はしっかりやろうという指示も、しっかり出しているつもりであります。

私も、あそこへいつも行って、現場を見てきております。やっぱりあれ、枯れたら枯れたで、多年草でございますので、枯れるとこういう雰囲気になるかなというイメージを私も持っています。

ボランティアの方がやっているところも何回か顔出しをさせてもらいましたが、一生懸命、関係する皆様方がボランティアをしていただいているという現実がございますので、今後も担当、あそこにおけるスタッフのメンバーはもちろんでございますけれども、あわせて、ボランティア的に活動していただいている皆さんのご理解とご協力をいただきながら、また関係する知識のある、ノウハウのある方々のご指導もいただきながら、必要なら私も、草むしりでも参加したいなと思っているぐらいでございます。

多くの方々のお力を借りて、私は私なりに見ていますけれども、なかなか面白い花があるんだなという認識も持っております。シーズン、ちょうど草むしりが終わった後行けば、それなりに観音堂に下りるところも、私の知らない珍しい花もあるんだなという認識も持っています。しかし、多年草ですので、全部むしり取りゃいいというものじゃなくて、やっぱり枯れれば枯れた感じというのものもあるのかなという認識を私は持っております。主観の問題も若干あるかもしれませんが。

いずれにせよ、あそこは今後多くの方々が訪れていただいて、鎌原観音堂という天明3年の日本有数の、本当に火山における被災の第一級のところでございますので、村民の財産として鎌原観音堂を中心に、今後もあそこに多くのお客様がお見えになっていただいて、時代の大きな流れに沿って、それに応じた地域づくりを、観光の拠点であり、社会の教育の拠点であり、また人々が交流する拠点でもあると、こういう位置づけにしていければと思っております。

特にガーデンについては、今後もしっかり対応できるように、関係する部課に対しては、しっかりみんなできれいにしようということも、しっかり指示を出してまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 村長がそうおっしゃるなら、それでもいいんでしょうけれども、私が言いたいのは、せつかく造ったものをきれいにするんだったら、もうちょい手をかけた

らどうだということなんですよ。

今、1人でしたっけ、職員というような話ですけども、その人が植物を愛しているという、それは分かるけれども、じゃ、イングリッシュガーデンというのはこういうものとか、こういう手入れをしなきゃ駄目だとかいうことは、全く知識はないわけでしょう。

だから、そういうものを、1年かけて教え込むとか何とかするには、やっぱりお金も必要だし、村長はボランティア、ボランティアと言いますがけれども、それはボランティアの方たちはそういう気持ちではいるけれども、実際だったら、本当だったら、きちんとした日当を払って、きちんとさせるというのが、自分は正しいことだと思うんですよ。

ボランティアの方はボランティアだから、私はここまでと言われれば、そこまでなんです。だから、そういうことをきちんとしなきゃいけないのかなという思いで、こうしたんですけども、450万円かけるという中で、そういうことができたらいいなと自分は思うんですけども、そういうことはできないということなんではないでしょうか、もう一度伺います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今、現代はボランティア社会であります。その一環で、ボランティアの活動がいろんな幅広く行われておりますけれども、花壇についても一応ボランティアの皆さんが、今二十数名ですかね、ご理解いただいて協力いただいております。

しかしながら、ボランティアといっても、やっぱり顎代、足代、このくらいはやっぱり持たないと、もろもろのボランティア組織というのは成り立たんという現実があると私は思っております。

したがって、社会通念上許される範囲の、いろんなボランティアの会が村内ございますが、お茶代、あるいは1日になる弁当代、こういうものからプラスアルファで、ノウハウを持っている方がいらっしゃるのであれば、社会通念上許される範囲の公的な支援をする必要もあると私は認識しております。その範囲で、社会の皆さんが納得いただける範囲の協力は当然していきたいと。

専門的知識を入れたらどうかということでございますが、それも一案だと思っていますので、引き続き担当にも勉強もさせますし、現在、専門的に取り組んでいる方が2名ほどいらっしゃるやに伺っていますが、その皆様にはそれなりのサポートも、できる範囲でさせていただきたいと、こんなふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） これ以上言っても掛け合いになりますから、ひとつそういうことでお願いしたいというのがあります。

あとは、枯れ葉保障はつけていないということで、枯れたものは、大体造園するんであれば、枯れ葉保障、特例をつけるのかなと自分は思うんですけども、今回つけていないと。瑕疵は普通の工事で2年間ということで、瑕疵担保はそれはいいんでしょうけれども、ちょっとやっぱり、NICOさんの契約のときもそう、全くその法令に合ったものを外しておいて、自分たちのいいところだけ取って契約したり、全くそういうような状態で、今回も本当だったら、枯れ葉保障をつけておけば、何かあったときには保障してもらえるとということで、そういうのはやっぱり行政の、慣れていないところもあるんでしょうけれども、怠慢といえば怠慢なのかなという気が自分はしますし、あと、植物の発注残ですよ。

看板もそうですけれども、あのときの説明だと、経費が違うからというので、こういう金額になったというような説明があったんですけども、発注するのは村なんですよ。村が発注するから、このお金でやれと言え、そのお金でやるしかないんです、業者というのは。幾ら経費が違うから、技術センターがそう言うから、経費を高くして今までの仕事を抜いちゃった、看板仕事は抜いて、年度替わりで1,000万円でもた出しているという、そういう話だと、とても変だと思うんですね。

だから、今回の植物の残金も、一体どこへ持っていったのか、お教え願います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃる1,361万円の合計金額、また発注済み額が870万7,000円、このご説明させていただいたのが、令和5年6月22日の議会運営委員会での説明資料の案としてご提示させていただいたものと記憶しております。

これにつきましては、当時の予定でありまして、キャンセルできたもの、その後、時期により調達ができなかった植物等ありますので、工事完成時の植物の金額に変更が生じております。どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） でも、清算は、870万7,000円で清算しているじゃないですか、

ニコラスさんとは、3,700万円だったかな、それで全部ニコラスさんとはしているということとは、残金は残っているわけですね。それが、こういう種が、草が買えないとか、花木が買えないとかなって500万円になったとか、それは意味合いが違うんじゃないのかな。

じゃ、設計どおりにやっていないということだね、あのガーデンは。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長の答弁にございましたとおり、当初の契約事業者にお支払いした金額は660万9,000円となっております。その残額が544万6,000円となっております。

このご説明、当初の予定から減った分につきましては、当初契約が4月でございました。その後、打ち切り清算を行いまして、再契約が8月末となってしまいました。この間、物価変動も考えられまして、また当初契約と再契約の、先ほど大久保議員が申し上げた経費率の差も出てきますので、このような金額となっております。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） でも、ニコラスさんと精算したのは三千七百六十何万円とかいうお金で、ここに出てきている、我々が頂いた金額と合うと思うんですけども、そうすると、やっぱり3分の2しか植物を発注していないと、3分の1のお金が残っているわけですね。今言うのに、買えるものもあった、買えないものもあったということになると、やっぱり正規には、仕事の的には、次受け取った会社はしていないということになりますよね、設計上。という話になるんですけども、どうなのでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 先ほどの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、差異が生じております。これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、キャンセルできたもの、時期によって調達できなかったものについて、内容、植栽の購入について変更が多少生じております。この分につきましては、当初の契約と少し差異が出てしまいましたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 言っても、そのお金がどうしたのか、全く出てこないんですけれども、これ以上言ってもまた同じなのかな。

結局、看板もそうだったんですけれども、抜いたお金があるんだから、抜いたお金を抜いておいて、全くニコラスさんが抜いた、やったお金を引いたお金があって、そのお金の中の工事が抜かれていて、でも工事の代金がそっくりあるというのは、やっぱりおかしいですよね。

だから、看板もそうだったし、今回の植栽に対しても、やっぱり抜けたものは抜けておかないといけないものを、経費が上がるからといって、つけてやったと思うんですけれども、そういう結果になっているんじゃないんですか。経費でつけてやっちゃったんでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、先ほどからこちらのほうでもご説明さしあげているとおり、経費率のところで、当初契約した業者、それと再契約した業者との間で差異が生じておりますので、そちらのほうで経費で差が出た分が、工事、先ほどおっしゃっている分に影響してきていたのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） やっぱりそうですよね。経費が違うから、経費分だけ抜いた工事のお金をつけてやったということが、これで分かると思うんですね。

もうやってしまったことですから、これ以上言ってもしょうがないので、ただただ、これだけじゃなくて、また違う場面も出てくるので、よくそこら辺は検討してもらってしていくというのが、やっぱり大切なのかなと思っております。

また、造園という、比較的、役場が出す業種にしては珍しい造園の発注だったので、致し方ないんでしょうけれども、枯れ葉保障とか、そういうことはきちんとするように、これからやっていていただきたいと思いますと思いますが、これ以上言っても同じなので、経費に全部つけてやったというのが私の見解だということは覚えておいてください。

そして、次に、サーラ嬢恋のほうへ移りますけれども、当初15億円ぐらいで収めるというのが25億円、今マックスですね、25億円ぐらい。25億円以上は出ませんというようなこと

で、今、当局は答弁しておりますけれども、管理費ですよ。いわゆる管理のお金がどのくらいかかるかという、今自分たちで、この前の会議のときに出た1,700万円から2,000万円というようなお金が出ていくということなんです。

果たして、文化会館は物が物ですから、お金を生むということはなかなか難しいと思うんですけれども、どのようにして、ただ2,000万円を、2,000万円赤字だということでやっていくわけにもいかないの、何か収益を得なきゃいけないと、舞台があるので収益性を求めなきゃいけないんでしょうけれども、そこら辺は、村のほうはどんなお考えなんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 大久保議員のご質問にお答えします。

収益については、施設の利用料金と、それと、これからになりますが、いろいろイベントですかね、有料のイベント等を企画したり、一般企業さんに利用していただいたりということをいろいろ宣伝したりして、増やして、収益をなるべく上げて運営していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 収益を上げるといっても、今言ったとおり、280名から300名ぐらいの座席で、1人1万円取っても300万円、そういう公演があればいいんでしょうけれども、そうはいかないと思いますし、2,000万円というふうな維持費がかかるというふうな話の中で、太陽光なり挙げていますし、今度は地熱ですかね、地中熱か。地中熱をするということであるわけですが、地中熱は、まだ発注はなっていないと思うんですけれども、どのくらいかかる予定でしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 大久保議員のご質問にお答えします。

地中熱については、大体3,000万円ぐらいですかね。太陽光については5,000万円ちょっと、5,300万円ぐらいと今認識しているんですけれども。一応そのくらいの事業費でお願いしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保議員。

○11番（大久保 守君） 2つ合わせて8,300万円の工事費で、どのくらいカバーできるかというのは、ちょっと疑問なんですけれども、特に地中熱は、教育委員会が入る事務室だけ

しか暖房・冷房しないというような話を聞いたんですけれども、それでよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 大久保議員のご質問にお答えします。

実施設計の中で、今、計画では事務室のみの暖房になっていますが、ほかの利用率の高い部屋についても検討したわけですが、なかなか効率的に暖房が効かなかつたりするところもあって、一番経済的に実施できるところが事務室だということで計画しております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保議員。

○11番（大久保 守君） 1部屋に3,000万円かけてするということなんでしょうけれども、補助金があるからというふうなことでやるというふうな話だと思うんですけれども、極端な話、3,000万円あれば、普通のFF暖房機でも置いて暖めれば十分かなという気がしますし、村の一番悪いところですかね、補助金があればそれを使うというふうなところが一番あれでしょう。果たしてこれがいいのかどうかと思いますね。

ちょっと調べると、年平均プラス1.5度ぐらいが、暖房の地中熱の大体平均熱だと。婦恋は年平均8度か9度、10度いかなかったかな、そこプラス1.5度だったら、11度とか12度ぐらいの熱量しかないのかなという気はするんですけれども、設計事務所がどう考えているのか分からないんですけれども、やっぱりそこへプラス、暖房機が必要なのかなという気がしますし、そこら辺は、設計事務所はオーケー、大丈夫だというような話になっているんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 大久保議員のご質問にお答えします。

今の温度の設定についてはですけれども、ちょっと資料が今手元になくて、数字的にご説明できないんですが、地中の夏でも冬でも一定の温度がある熱を利用して、暖房の効率をよくするというところで取り組んでおりますので、実施設計のコンセプト的に、環境に配慮したという、自然エネルギーを利用するというコンセプトの下、採用しているところもありますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保議員。

○11番（大久保 守君） 地中熱はそんなような形で、多分、真冬は違う暖房も必要なのかなという気はしますが、3,000万円かけていいのか悪いのかというところは、私は疑問に思います。

また、今話題で、隈設計事務所さんが設計した、特に富岡でしたかね、富岡市役所ですかね、木材が変色してきたと。腐食している部分もあるんじゃないかというような問題が出ていますけれども、サーラ燻染も、また肝煎りで、村の木を切って、それを乾かして、それで加工所へ出して、加工した材料を使うと。内部に使うわけですから、防火にしてこなきゃいけないと、そういう薬を注入して材料を持ってこなきゃいけない、高い材になると思うんですけども、今、隈さんの設計、日本で一番と言われるような設計事務所、そんなような状態なんですけれども、ここも外部は使っていると思うんですけども、そういう設計事務所さんのコンセプトですから、しょうがないんでしょうけれども、そういうような状態のとき、その材料は今どうなっているんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 大久保議員のご質問にお答えします。

今、木材については、昨年、村有地のほうから切り出して、工場のほうで製材して、乾燥して、ちょっと詳細なところは分からないんですけども、乾燥して、注入するものはしなきゃならないと思うんですけども、集成材ということなので、貼り合わせた状態で加工を進めていると思います。

一応今、燻染サーラについては、室内で使うということなので、カラマツの自然の、だんだん色がちょっと濃い目の色になって、木材の風合いが出て、当初の設計のコンセプトに合った形で使えるのかなというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保議員。

○11番（大久保 守君） 今初めて聞いたんですけども、カラマツは生材じゃなくて集成材にすると。集成材なら、それなりに強度は持てると思うんですけども、ただ、やっぱり高いものになりますよね。集成材を作るということは、また一工程増えるわけですから、値段が高いのかなという気がします。

いずれにしても、こういうような25億円というような金額をかけて造るわけですから、ああいう建物ですから、お金を生むというのは大変難しいと思うんですけども、とにかく村民の税金で造っていくわけですから、少なくとも1円でも多く収益が上がるようなことをし

ていただきたいというのが要望であります。

それでまだ、基金がやっぱり少なくなってきた、これから先、公共の建物の中で、役場というような話もあるんですけれども、村長いわく、ない袖は振れないというような話でありますから、今、役場はちょっと棚上げというような状態ですけれども、またその中で、話の中では、広域圏でごみ施設を造るという話になると、持ち出しがまた25億円ぐらいになるんじゃないかというような話が出ておるようなんですけれども、それは大体、話は話なんですよけれども、持ち出しはどのくらいになるんでしょうか、あのごみの施設で。

○議長（佐藤鈴江君） 今の質問、通告にないんですけれども、よろしいでしょうか。

○11番（大久保 守君） なければ、駄目だったらいいです。

○議長（佐藤鈴江君） 大丈夫ですか。

じゃ、大久保議員、まだ再質問あるようでしたら。

○11番（大久保 守君） そういうようなことで、話の中で、そういうふうな話が自分の耳に入っていますので、いずれにしても収益を上げていただくことをお願いして、自分の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、11番、大久保守議員の一般質問を終わります。

◇ 松 本 幸 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、9番、松本幸議員の一般質問を許可します。

松本幸議員。

〔9番 松本 幸君登壇〕

○9番（松本 幸君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、避難訓練について。

近年、日本中、いや世界中で、いろいろな災害が頻繁に起きています。元旦の能登地方の地震をはじめ、各地で気温上昇のため、線状降水帯の発生による水害等が、あらゆるところで発生している状態が当たり前になってきております。

婦恋村でも、令和元年の台風19号では甚大な被害を受けました。現在でも、婦恋橋は片側通行の状況です。また、浅間山、白根山と活火山にも囲まれております。いつ何が起こるのか分からないのが災害です。いろいろな防災対策を打っておかないと、いざというときに大

変なことになります。

中でも特に重要になるのが、避難訓練だと思いますが、必要性和考えをお聞かせいただければと思います。右側に質問相手、村長、総務課長、あと、ここに教育長も入れていただければと思います。

次、グランドデザイン構想計画について。

次に、グランドデザイン構想、この計画の中のことですけれども、ゾーンという言葉を使って分けしているという部分がたくさんありますけれども、その考えと理由を教えてください。

また、それに関連する中の集客エリアについて。

以前話が出ていた、湯尻川を溪流釣りができるように整備するというような件ですが、調査は、ちょっとこれも台風19号の影響で、なかなか調査もできなかったわけなんですけれども、そろそろ湯尻川の周辺も落ち着いてきております。その辺の調査をしてはいかがでしょうか。

たまだれの滝から下に向かっていくエリアには、いい場所が多いのではないのでしょうか。なるべく事業費のかからない、自然環境を利用した観光スポットづくりとかを、また、いろいろな会議の中で出されたアイデアを基に、調査研究していく必要があると思いますが、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 松本幸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問の要点は、避難訓練について及びグランドデザイン構想計画について、それから、最後が湯尻川等中心の集客エリアについての、大きく分けますと3点のご質問でございました。

まず、第1点目の避難計画についてにつきましてお答えをさせていただきます。

令和元年10月12日の台風19号では、鹿沢地区をはじめ村内全域で、土砂崩れや道路が流される大災害がありました。孺恋村では、10月12日を孺恋村防災の日と定めて、今後の災害に備える取組をしております。

今年は、防災行政無線や広報紙、防災メール、防災スマートシティによりまして、防災に関する呼びかけを行いました。また、渡辺建設をはじめ、建工会が行う防災訓練と関連して

情報伝達訓練を実施、さらに鬼押出し園において、浅間山が噴火したとの想定で、プリンスホテルと長野原警察署と村の3者で合同の避難訓練を行いました。

今後は、可能な範囲で住民にも参加していただきまして、日頃から万が一の災害に備える取組を進めていきたいと考えております。

本村は、各地区に自主防災組織がございいますが、コロナ禍であったこともあり、活動が停滞していると感じております。各地区においても、避難所の開設訓練や安否確認、情報伝達訓練などの取組が必要と考えておりますので、今後、区長さん等を中心といたしまして、自主防災組織の皆さんに細かい訓練を来年度からは実施してまいりたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、第2点目のグランドデザイン構想についてのゾーンの考え方とその理由についてでございますが、特定の地域やエリアにおきまして、その土地や空間の利用目的や役割を明確化して、効率的かつ持続可能な形で発展を促進するための指針を定め、区分けして設定しております。

ゾーンを設定することにより、地域の構造を体系的に整理し、目指すべき理想像に基づいた土地利用や開発の方向性を示すとともに、地域社会の全体のニーズを考慮しつつ、個別のニーズに対応していきたいと考えております。

続きまして、第3点目でございます。

たまだれの滝周辺につきましては、溪流釣り、あるいは登山やキャンプと、自然環境を有効活用できるスポットであり、多くの集客が期待できるエリアと考えております。漁業協同組合、鹿沢観光協会をはじめ、関係者と調査研究を進めていきたいと考えております。

また、自然環境に恵まれた当村では、集客エリアになり得るスポットが数多くあると感じております。松本議員のおっしゃるとおり、いろいろなアイデアを基に、集客力があり収益につながるよう、関係者と調査研究を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

特に湯尻川につきましては、上野村の川と同じように十分可能性のある川だと、以前から議会でも話し合いを進めてきたところでございます。台風が終わって工事も終了しましたので、来年度に向かって前向きに取り組んでまいりたい。そんなにお金のかかる話でもございませんので、しっかりとマンパワーを結集して進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 村長から返答いただいたんですけども、教育長からも、子供の今現況、それなりのことをやっているのかどうなのかとか、ちょっとお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまの松本幸議員のご質問、避難訓練について、学校教育の立場からお話をさせていただければと思います。

学校教育においては、大変重要視されているものが安全・安心です。その学習の一つが、防災教育・減災教育というふうに考えています。そして、命を守る学習と自主性を結びつけるのが、避難訓練であるというふうに考えています。そんなことから、避難訓練については、毎年必ず学校等において、火災あるいは地震、最近では火山の噴火等を想定した避難訓練を実施しております。

避難訓練については、学校教育における大変重要な課題であります。そんなことから、毎年の継続、これからの継続も含め、継続するだけでなく、現実的あるいは実践的な避難訓練ができるよう、さらに充実を加え、実施・推進していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 学校関係は、今教育長からお話がありましたように、父兄の皆様が安心して学校、幼稚園、中学校ですかね、そこまで、義務教育までは村営なんですけれども、婦恋高校、これは県の教育委員会のあれなんです、そちらのほうにもちょっと発信して、婦恋と一緒にやってやりませんかというような発信をしていただければと思います。

とにかく、子供の場合は安心・安全、今教育長がすばらしい言葉で言いましたけれども、親御さんから見ると、多分、一番最初、学校にいて避難訓練が必要な災害というのは、特に地震だとか、大雨というのは降れば、途中で下校させるというような手があるんですけども、とにかく子供というのは、大人だって同じなんですけれども、すごく恐怖心というのが強いんですと思いますよね。

だから、先生の言うことを聞いて、はいはいというような、優秀な子供という表現は変だけれども、そんな子供ばかりじゃないから、どこかに散らかったりとか、そういう突拍子もないようなことが起こりますので、そういうこともいろいろな面を想定する中で、とにかく父兄とも相談する中の行事にしてみればいかがでしょうかね。この辺、教育長、どうですか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 松本議員の今のご質問にお答えします。

おっしゃるとおりで、子供たち自体はもちろん学習していますが、最終的に避難をしたりとか、そういった難を逃れるということについては、当然、家族を中心に、いろいろな方々と協力して行うということが基本になるかと思います。

学校等では二、三年前から、単なる避難訓練ではなくて、引渡し訓練というような形で、保護者の方に子供を引き取っていただくと、そういうような訓練も進めてきています。

おっしゃるとおり、今後ますます、そういった基本的なことが重要になってきますので、保護者はもちろん、いろいろな方々と協働して、そういった形で行うというようなことを進めていければというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 子供のほうは、そういうことで教育長にお任せしたいと思います。

あと、全体的な避難訓練といいますか、防災訓練といいますか、取りあえず先ほど言いましたように、浅間山、火山と水害に対する防災マップというのは、以前村民に配布というか、配られましたよね。

だけれども、やっぱり災害というのは、テレビ、ニュースで言うように、最終的には、命を守るために逃げてください、自分の命を守る行動をしてくださいというような報道がいつもされますよね。それがやっぱり、逃げるということは、健全な健康的な体を持っている人たちはすぐ、とっさの判断で逃げられるかと思いますが、やはり体に難を抱えている皆さんもいるわけでございます。

一度、だから、逃げる場所、避難場所に行ってみる、避難をしてみるという経験が、私は非常に大事になると思っております。その辺はどうでしょうか。これは、じゃ総務課長、どうですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの松本議員のご質問ですけれども、言われるとおり、健康な方は車に乗って避難できますけれども、高齢者独り暮らしの方とか、誰かが迎えに行つてやらないと避難できないという方、相当いると思います。

今現在、健康福祉課のほうと連携して、個別避難計画ということで、万が一は誰がそこに

救助に行くんだというようなことで計画を立てておりますので、万が一、浅間山が噴火、あるいは土砂が崩れそうだという、それぞれの設定に基づいて対応できるようにして、今進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 黒岩孝義君登壇〕

○健康福祉課長（黒岩孝義君） ただいまの松本幸議員の質問にお答えさせていただきますが、今、総務課長のほうから言った個別避難計画ですが、今こちらのほうで、先ほど言った避難が必要な方で、避難について誰が支援をするかということについて、計画をつくっているところではありますが、現在、土砂災害の警戒区域の中に入っている要介護3以上の方もしくは障害者の方で、支援が必要な方につきましては、ケアマネジャーと今連携を取ってどういった計画をつくっていくかということ策定中ですので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） やっぱり、いざ何か災害が起きたときというのは、近くにいる人が一番信頼できると思うんですよ。だから、例えばどこかで大きな地震があつて、例えば山が崩れた、そのくらいのレベルの災害というのを想定する中で、やっぱり地元、その地区の区長さんとか民生委員さんとかいるわけだけれども、民生委員さんにあまり任せ過ぎちゃうと難しくなるから、各区でそういう対応というか、もちろん村で考える、それは当たり前のことなんだけれども、区でもちょっと考えてもらったり、そういうことを経験するような防災訓練、避難訓練を実施してみたり、そのような考えが必要だと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの松本議員のご質問ですけれども、今現在、区によっては、例えば千俣区ですとか門貝・三原区辺りは、区の役員の中に防災担当という方が設置されておりまして、誰が迎えに行くとか、そういった担当を割り振っているというような区もあるようです。まだこれ、村中にそういったことが浸透していないわけですが、自主防災組織の中でそういった、それぞれ区長さん中心に区民を守っていただくような取組を制度化できるように、働きかけをしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 今、災害というのは水害、水害というのはほとんど、いつでもどこでも起きるような、今災害なんですけれども、火山噴火、例えば浅間山ですよね。浅間山が噴火したぞ、じゃどこどこへ逃げろ、そういうものが確定している、例えばどっち方向に逃げるんだよ、地元の人だって、いざ噴火が起きたとき、前、何かちょっとした噴火がありましたよね。あのときにも、別荘の方とか地理をよく知らない方は、また浅間山の六里ヶ原方面に逃げて避難をしたというようなことも聞きました。

だから、やっぱりコース、進路というか、そういうものを周知してあげないと、幾ら逃げろ逃げろといったって、どこへ逃げるんだいとなりやすいですね。だから、その辺の工夫というか伝達も、ぜひとも具体的な場所を設定して考えていただきたいと思います。その辺のご意見をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、嬭恋村では、災害等につきましては、一つ、雨の災害、これは台風19号で大変な経験をしました。270億円で復旧したという前例がありますので、しっかり今後に対応したいと。

もう一つ、今、松本幸議員のおっしゃいました火山、気象庁発表の活火山は111ありますが、白根山、浅間山、これは全国で最もデンジャラス、危険性の高い火山と指定されております。それから、浅間山と桜島は、観測体制が最も整備された火山であります。

浅間山につきましては、現在53の観測カメラがついていたり、地震計がついていたり、ミューオン粒子の観測体制も今研究して、設置を東京大の地震研究所にお願いしているところでございます。

そういうことで、もう一つは地震です。

地震と火山と風水害、さらに最近は、危機管理の関係で言われるのは、内閣府のほうからも指示がございます、消防庁からも指示がございますのは、いわゆる J アラートです。I C B M が飛んで来たらどうするんだと、J アラートは試験を何回もやっていますが、この4つの危険災害がある。

松本議員のおっしゃいます火山につきましては、松本議員のおっしゃるとおり、平成22年2月1日に噴火があったときに、浅間山の向こうへ、軽井沢のほうへ逃げたと、こっちへ逃げてもらふべきところを、別荘にいる人が向こうへ逃げたということもございました。そういうことのないように、しっかりと我々は、火山の噴火については対応していく必要がある

と。

それから、8月14日に噴火する、別荘にお客がいっぱい来ているときに噴火するのと、冬場、お客さんがいないときに噴火する、ただし、浅間山は50センチ以上雪が積もった場合には、融雪型火山泥流ということで、十勝岳で大正12年に起きた災害と同じように融雪型火山泥流で、我々は警戒しなくちゃならんと、浅間山についてはですね。という申合せもございます。

したがって、夜中に噴火するのか、昼間に噴火するのか、夏のお客さんがいっぱいいるときに噴火するのか、今みたいに冬、別荘にお客さんがいないとき、ただし雪が50センチ以上積もったときに噴火するのか、こういうことで状況が全然違うと思っています。

それに応じて、大きく分けて地震、火山、雨、風水害、さらにJアラート、危機管理、この4つに対応するべく、火山については、いつ噴火するのかに応じて、しっかりと避難訓練も対応し、広域的に今、避難計画をつくっておりますので、村民に対しましては、しっかりと防災マップを作って、告知をしっかりと、訓練を日常的に継続的に進めてまいりたい、こう思っております。

我々の任務で一番重要なのは、ここに住む人々の生命・身体・財産を守ることだと思っていますので、しっかり今後に対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 以前、ケーブルテレビをちょっとつけて見たら、渡辺建設さんが、多分火山、浅間山の噴火の想定に当たる避難訓練でしようと思いますけれども、そんな放送をされていました。これ、そのうち村の誰か出るのかなと思って、しばらく見ていたら、誰も出ませんでした。こういうのは、やっぱり村が主導になってもらわないとね。

それで、この前スキー場開きのときに、渡辺栄志さんと話したら、栄志さん、あれですか、最近こういうこと、すごいこと始めましたねと言ったら、もう15年やっていますよと言いました。私も15年間、そんなこと知らずにいて、非常に渡辺さんには失礼したんですけれども、やっぱり主導は行政でやってもらって、あとは災害を、そのために一番頼りになるのが、村内の土建業の皆さんですよ、建設業者の。

だから、渡辺さんはもちろん、いろいろと3社、4社ぐらいは、大きな重機を持っている建設屋さんがあります。だから、そういう皆さんと、それが本当の連携だよ、連携して防災訓練に当たってもらおうと。これこれこういうことがあったら、渡辺建設さん、社長が言う

には、うちはドローンもあるし、調査すぐできますよと。調査はできる、それで、大きなこういう重機があれば、でかい石が散乱しているとか、どかしてそっちのほうにも行って見られる、そういう方向に、迅速な災害の対応ができるわけですよ。

ですから、ぜひ、年に1回やっているのか、何回やっているのか知りませんが、そういうところをちょっと村が提案して、主導させてもらえませんかぐらい言ってみたらと思いますが、村長、どうでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 渡辺建設さんが、もう十何年か防災訓練をやっていただいております。

あくまでも個人、一つの会社として、中之条土木事務所、あるいは利根川水系砂防工事事務所、あるいは長野原警察署、あるいは広域消防の一部等と連携を取りながら、長年やってきたということであります。

近年におきまして、台風19号発生以降につきましては、建工会の仲間も中に入っていてという形で訓練をしておりました。我が村も、10月12日を防災の日という制定をしましたので、それに合わせて渡辺建設さんと、あるいは建工会の皆さんが参加するようになってきた組織と一緒に、一体的に訓練をしようということで、現在、本年度からそういう形を取ってきております。

その中で、既に渡辺建設さんの訓練につきましては、私もいつも参加させていただいておりますので、訓練の内容については重々承知しておるつもりでございますが、引き続き官民が連携をして、また各地区の自主防災組織とも連携をした中で、しっかりと訓練をしていけたらと思っています。

来年度からは、本年度の経験を生かして、さらに連携を深めて、訓練を10月12日、防災の日を基準にして執り行ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 防災の日を訓練の日に変えるような、そのような考え方を常に持っていたいただければと思います。

あと、前、嬭恋の中学校で火山フォーラム、何年前だろう、結構前だと思うんだけど、やった記憶があるんですが、そのときに、いろいろな地区からお偉いさんたちが来て、いろいろな火山の状況の話とかしてくれたような記憶があるんですが、その中で、私、今でも覚えているけれども、中学生の女の子が、私はいろいろな、こういうフォーラム、火山フォー

ラムだよね、やっていた。そういうものには、すごくうれしく思うんだけど、私はいざとなったらどう逃げていいか分かりませんと、何かそんなような、挨拶の中で言ったのか何だか、俺もはっきり覚えていないんだけど、でも、現状はその辺なんだよね。

だから、お偉いさんの挨拶を聞くのが防災には絶対ならないんだよね。それは単なる教養、教育であって、本当のことは住んでいる住民に、こっちに逃げろ、あっちに逃げろ、津波とかああいうんなら、高いところに逃げろ一言で済むかもしれないけれども、火山、浅間山の場合は特に、田代だとか西部、大笹も関連するね、干俣とか。西部は意外と、浅間が噴火しても、逃げ道がすぐ上田方面、西側に逃げろというのが小さい頃から定着しているから、意外とその辺は判断ができると思う。

ただ、水害も何もない鎌原とか、私、知らないけれども、幸雄さんのほうがあれなんだけれども、やっぱり以前も天明3年があるわけだから、その噴火によってこの近くに住んでいる方は、やっぱりどこにどう逃げればいいのかということ、確実に、何か研究した、そういう調査をした中での回答がない限り、うかつなことも言えないですよ。

だから、そういうことが、この地区はこう、あの地区はこうというふうに分けて逃げる方向とか、そういうことが言えるような調査研究をどこかに頼んだりとか、そういうことは絶対必要だと思いますね。村長、どうでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 火山につきましては、災害対策基本法に基づきまして、浅間山は活火山でございますので、浅間山火山防災協議会ということで、関係する町村が組織をつくって、防災、避難訓練、防災訓練をなさйтеということでもあります。また、避難計画をつくりなさいということでもあります。

現在、嬭恋村、長野原町、小諸市、佐久市、御代田町、軽井沢町、6自治体が協議会をつくっております。事務局を担うのは、群馬県は危機管理室、長野県サイドでは佐久の振興局、局長さんが中心となってということで組織体系ができています。こちらには、東京電力が入って、新幹線がパンタグラフがはねる、浅間がはねると、パンタグラフがありますけれども、あれが電気が通じないということで新幹線、それから高速道路、2センチ降灰が降りますと、雨が降ると滑る、あるいはワイパーが利かないと、こういうことがありますので、高速道路、東日本も入っていただいております。環境省も入って、林野庁も入るということで組織になっております。全部で60団体ぐらいあるのかな、入った組織になっています。

持ち回りで避難訓練等をするわけですが、浅間山につきましては、基本的に群馬県サイドでは、中之条の県の合同庁舎につくろうという話、拠点をですね、駄目だと言ったんですね。そうしたら、今度は長野原の前の、現在教育委員会の建物が建っていますが、あそこへつくろうという話、若人の館の上ですが、つくろうと、これも駄目だと。

現在、群馬県サイドにおきましては、千俣の体育館が防災訓練の避難場所になっております。こちらの中心のですね。長野県サイドにつきましては、佐久市の浅科村の旧役場3階がありますが、その3階建てが中心の、避難の場合の拠点になっているという状況でございます。

松本議員のおっしゃいますとおり、いざはねた場合に、天明3年の事例から推測すると、田代や千俣のほうは、一応あのときは安心だったという事例もございますので、それに応じた避難訓練、それを今後想定した形で、周知徹底はしっかりとしていく必要があると私も思っております。

そういう意味で、いろんな形の噴火、火砕流なのか、あるいは噴煙が出た場合なのか、いろんな想定がありますけれども、それに応じた避難訓練は、しっかりやっていく必要があると思っています。

特に、個別具体的にもう少しみんなで検討して、状況に応じた避難訓練をする必要があると認識しておりますので、ご理解をいただきながら、我々もしっかり対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 早速、避難訓練を計画してくれるというような村長からの答弁ありました。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次のグランドデザイン構想の中のくくりの中のゾーンということ。

このゾーンという言葉は、私は動物園なんか行くと、よく虎ゾーン、何とかゾーンとあるけれども、こういうグランドデザイン、要するに、こういうところに集約しようというような一つの考え方だと思うんだけど、これがだから、嬭恋にはそんなところ、集約するんじゃないくて、例えば田代なら田代愛妻の丘があり、吾妻山神社があり、門貝なら熊野神社でしたっけ、各地区にいろいろな歴史を持つものも、いろいろあるわけだね。

その中で、天明3年の火山、浅間山の噴火、それはもちろん鎌原観音堂です。それは間違いはないんだけど、それと同じようなレベルでくくって開発をしようという考え方には、私、どうしても共感できないところがある。その辺はどうなんですかね。そのゾーンという

ものを見てやろうという、ちょっと話してください。どちらでもいいです。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 日本国、国でございますので、日本国の国民の土地、国土がありますが、その中で、嬭恋村は337平方キロメートルありますけれども、まず国立公園法がありまして、上信越高原国立公園、これは国立公園で、ちゃんとゾーニングがあるわけでありまして、これには第1種地域、第3種地域と分かれてありますが、規制があります。

その下に来ますと、国有林があります、民営の前に。国有林については、森林法開発行為は森林法の規制があるわけでありまして。木を守ろう、水を守ろう、森を守ろうということでありまして、森林法という、国有林については規制があるということでありまして。

その下に、我が村は、3,400ヘクタールの日本一のキャベツの産地、農地がございますけれども、これは農振地域とありますと、農振地域というゾーニングがやっぱりあります。これも法律の規制があるわけでありまして。そのほかに森林の中では、水源保安林、開発行為は禁止ですね。それから防風保安林、こういうのも村内にいっぱいあります。

そういう意味で、我々が手をつける前に、国の土地であります、国立公園法という規制もありますし、国有林については、やはり森林法という規制も既にあると。それから、都市計画をもしやった場合には、まさにめちゃくちゃゾーニングですね、やっているわけですね。

我が村は現在、都市計画、申請しましたが、県のほうが認めてもらえないということも分かりましたので、現在申請しておりませんが、そういう意味で、やっぱり我が村はそれに従って、開発条例あるいは景観条例という条例もつくらせていただいて、その中で、例えば、大久保議員が一番知っていると思いますけれども、建築関係は知っていると思いますが、建築確認申請を取らなくてもいいゾーンがあるんです、嬭恋村は今でも。これ、開発条例、景観条例見れば分かります。

景観条例の中を見ますと、ゾーニングが全部ありまして、別荘地域とかは、やっぱり景観重点地域に入っていますから、こちらで太陽光をやる場合は、でかいものは許可を得てくれと、こういう話になってきているということで、いろんなゾーンが既にある中で、我々が今後未来をやるときには、その中をどうやって計画を練っていくかと、こういう位置づけで、ゾーンと一つ考え方があります。

副村長からは補足をさせます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 松本幸議員からご質問いただきましたけれども、大変重要な質問をいただきました。ありがとうございます。

グランドデザイン構想計画の中でのゾーンの考え方ということでご質問を受けましたが、そもそも、何をもってグランドデザインというのかというところから入っていかないといけないのかなというふうにも考えております。

私、グランドデザイン構想計画の検討会の委員長として、今、4回ほど委員会を実施してまいりましたが、この委員会の中には、キャベツ大使である秋山さんにも参加していただきまして実施しております。秋山さんというのは、これはスペシャリストの方なんですけど、そんな形で進めているんですが、このグランドデザインに関しては、他の市町村とも比べながら考えていかなきゃいけないかなというふうにも考えております。

今、婦恋村は、上信道というものがあ程度具体化されてきていますので、それを中心に考えていくんですけども、あまりにもグランドデザイン、グランドデザインといって、幅広く、考え方が広がり過ぎてまとまらなくなると、これは本末転倒、ゾーニングをしながら考えていくという考えで、ゾーニングという言葉が出ておると思います。議論が広がり過ぎてまとまらないよりも、ゾーン、ゾーンで考えていったほうがいいだろうということのゾーニングというふうに考えていただければなというふうに思います。

例えばサーラ婦恋、三原地区、この地区はエデュケーションゾーン、あとは鎌原観音堂地区、あの地区をヒストリーゾーン、例えば田代、セーフティーゾーン、干俣、セーフティーゾーン、そういうゾーン、ゾーンという形で考えていく。その中で、村長がよくおっしゃる一極集中にならないように多極分散型、各地区の公民館などは、その公民館、公民館でしっかり活躍をしてほしい、こういうことも考えておるのも事実です。

そのほかに、浅間高原、バラギ高原、万座温泉、鹿沢温泉、こういうのも一つのゾーンとして、そこでしっかり開発していく考えをまとめていくという、そういう意味でのゾーンであっていいのかなというふうに考えております。

先ほど言いましたように、現在、上信道、令和11年には鎌原まで来ます。これは決定事項として具体化されております。この具体化されたものに対して、そこでどのような商業展開をしていくか。こういうことを具体的に一つ一つ考えていく、こういうものも、ゾーンの考え方の一つであるかなというふうに考えております。

そのゾーンを開発していく中で、今後、PPP／PFI、プロポーザル、こんなことも、

さらに我々、勉強に勉強を重ねて、取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

ゾーンとはまた別として、皆さん非常に関心を持たれているところかなというふうに思われるんですけども、じゃ役場の新庁舎どうするか。今後5年、10年、30年というものを見据えて、やはり今度、マスタープランということも含めて考えていかなきゃいけないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 今、後半に、副村長から役場の新庁舎の件が出たんだけど、私のこの質問は、本当は一番ポイントはそこなんです。ここの細原地区に、コンパクトシティゾーンというネーミングで公共施設、特に庁舎ですよ、役場。これ村長が、いつか大前地区の関連の中で、この土地が自由になる土地で、自由に使ってくださいと言われましたというようなことで、1回見には行きました。

ただ、議会の全協でも何でも、その中で誰も賛成する人はいなかった。だから、まだこれは決定事項じゃないわけだよね。それを何でこんな早々と、こんなところに載せるのかな。

これで村長、村長と議会は車の両輪だなんて、よく言えますよと私は感じましたが、村長、どう思いますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上信自動車道ができるという状況は、常に議会にも村民にもご報告申し上げます。

大前地区につきましては、細原の28ヘクタールでございますが、国の所有物でありましたものが、最終的に農林関係の部分、あるいは財務省の理財局部分の土地28ヘクタールが、大前区の名義に移転となりました。大前区の皆さんは、公共施設再編については、もし公共的なものをやる場合には、3ヘク、4ヘク、村がやるのであれば、無償で村に寄附をしますというお話もいただいて、私も一生懸命財務省のほうに、何とか名義変更になるようにというお願いもしてきた経緯もあります。

それから、議会のほうでは、青山にどうだという話が、ここ10年前から、いろんな議員からも発言があった経緯もございます。土屋議員が議長の時には、青山と細原を視察したという経緯もございます。

どこにするか、これはまだ決定事項ではございません。みんなで議論をして、また地域住

民の意見も聞きながら、最も一番いいところはどこだということも決めていく必要がある。お金の問題もあります。それから、どこにするかの問題もあります。それから、各地区の意見もあると思われますし、村民の意見もしっかりと確認しながら、パブリックコメントも取りながら進めるのが当然だと思っております。

したがって、今まで、想定できることはここだろう、ここだろうという話は、当然今までもあったわけですが、みんなでしっかり議論をして、今後進めてまいりたいと、こう思っております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 以前、細原のあの地区に、滝沢勇司君が建設課長の頃ですよ、多分。そこに大前駅から上っていく道ありますよね、くねくねした。あの道を修繕して、普通の、例えば中型バスとか、大型バスはどうにか行けないと思うんですが、その辺の工事費をちょっと試算してみてくださいと言ったところ、多分、9億円はかかりますねという回答だったと思うんですよ。それで、この側の道路だけで9億円だよ。それが、あの地区というのは、軽井沢方面につながる道と上田方面、西側につながる道と、Yの字の道路が必要な場所なんだよね。

だから、そこを考えただけで、これは金もつはずがないから、早めにこれ却下させておかなきゃと、俺は個人なりに思った。ただ、それがこういうところで、まだ計画として載っているから、ちょっと一応確認してみたところ、計画だけみたいな雰囲気だけれども、計画は実行するためにあるんだよ。実行しない計画なんてつくっちゃ、時間の無駄だよ。そうじゃないですか。

その辺の考え方をもうちょっと変えて、これ何かの補助金があるのか、私たちはそういうことまで推測しちゃう。だから、皆さんの働きの努力が、我々議員に報われない形で伝達されるようなことが意外とあるんだよね。だから、そういうところはすごく、車の両輪とは言えないんじゃないか。心底車の両輪にしてみましょうよ、どうでしょう。

副村長、最近来たばかりだから、ちょっと思いを言ってみてください。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） ご指名ですので、松本幸議員の質問にお答えさせていただきます。

松本幸議員がおっしゃるとおり、私も来たばかりで、まだ全てを把握しているわけではないんですが、勉強に勉強を重ね、グランドデザイン構想、このことも勉強しながら、今委員

長として進めさせていただいておりますが、一番の大きな問題、やっぱり孺恋村の役場、庁舎をどこにするかということも含めて、今後、皆さんとしっかり検討しながら進めてまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 期待していますよ。

だから、やっぱりお互い意思疎通になるためには、全協とかのもむ時間とか、もむ場所というのは必要なですね。それがなければ、こういう本会議で何日かかるか分からない。そんな状態よりも、やっぱり時間のロスを省くため、スムーズになるためには、こんなプランが出た、議会の皆さんの顔色をちょっとうかがってみるかとか、そういう、それが本当の車の両輪だと私は思うんですね。

だから、ぜひともいろいろな面で、このことだけではなくて、いろいろな面で、議会は両輪になろうとしていますよ、どんなことでも。だから、全協で何か説明があったときも、もうちょっと詳しく言ってくれ、あとは、全協で皆さんに説明したけれども、みんなが賛成しているわけじゃないよ、そこまで私たちは言った覚えがあります。

だから、そんなことでも、言いたいことを言い合うような会議が全協だと私は思うので、そういうもので四輪駆動、しっかりとオイル、グリスアップして発揮するような行政にしていなければと思います。

この件は、そんなことで終わらせていただきます。

あと、これに関連した開発の件ですけれども、この前、湯の丸のスキー場開きのときに、観光商工課長と私と、あのときは副議長かな、行って、あの辺りをちょっと見ながら上っていったんですけれども、意外と台風の被害の影響というのがあの川にはなく、結構きれいな川でしたよ。それで、あの川は昔、田代小学校があった頃、子供たちがヤマメだとかマスだとか稚魚を放流していた、そういう行事もありました。だから、意外とあの辺、まだ魚がすんではいると思います。すんでいなきヤマス池から放しゃいいんですけども。

だから、ああいう、ただやぶを払ったり、そんなに事業費はかからないと思うんですけれども、そういうものを鹿沢地区だけでなく、孺恋の観光協会総ぐるみで、例えばうちの宿泊施設に泊まったら、今日皆さん、やることなきや、いいところ連れて行ってあげるよなんていって、そんなレベルの場所にできればいいかなと俺は思っているんですね。

だから、ぜひともそういうことを検討してもらいたいなということで、この話に出したんですが、観光商工課長、いかがなものでしょうね。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいま、松本幸議員からのご質問といえますか、ご要望のほうにお答えしたいと思います。

先ほどお話があったとおり、湯尻川につきましては、先ほど村長の答弁にもありまして、おり、溪流釣りで上野村のほうのお話もあったかと思います。非常に溪流釣りについては、神流川のほうでやっているんですけれども、そちらのほうでは本当、予約が取れないほど人気のあるレジャーとなっていると聞いております。そういった大自然の中で楽しめるエリアというのが、嬭恋村には非常に多くあると感じております。

先ほども村長の答弁にあったとおり、漁業協同組合、あるいは今、幸議員のほうからもあったとおり、各地区あるいは嬭恋村の観光協会のほうと話し合いながら、いろいろいろいろな方面から研究をしながら、来てくださるお客様が楽しんでいただける、そんな村にしていきたいと思いますので、今後ともご指導いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9 番、松本幸議員。

○9 番（松本 幸君） そんなことで、今はやっぱり時代の流れで、自然相手の客呼びといえますか、自然を餌になんて言うと言葉が悪いけれども、自然を売りにしたものが、意外とブームのすたれがなく、長続きするのではないかと私は思っております。

たまたま、いろいろ予算上のことも、いろいろ話せば話したいことがあるけれども、とにかくみんなで力を合わせて、これ乗り切るしかないんですよ。たればは言っちゃ駄目。そうじゃなくて、一步でも、3 歩進んで2 歩下がるというような歌もあるけれども、みんなで前進するような考え方を持って、徹底して行政に励んでいきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。

そんなことで、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、松本幸議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午後の再開は、1 時より再開いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 9 分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、10番、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子議員。

〔10番 伊藤洋子君登壇〕

○10番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

先日、全員協議会において、来年度の予算編成について当局より説明がありました。村の財政が厳しい状況なので、全体的に15%カットする気持ちで編成するということですが、その影響が村民生活を脅かすようになることがあってはいけません。なぜなら、このような状況になったのは村民に責任はなく、行政にあるからです。

現在行われている国会で、物価高騰対策のための臨時交付金が地方自治体に配付される予定になっております。この交付金は村民の暮らしを豊かにするように配付することを求めています。村民が少しでも豊かに暮らせるように、村民のことを一番に考える、村民が主人公の村政を目指す立場で質問を行います。

今回は、人口減少対策のほうにも重点を置いて、質問を選ばせていただきました。よろしくお願いいたします。

まず初めに、国民健康保険制度に関わることについてです。

現在使用している国民健康保険証は、これまでの紙の保険証とマイナ保険証の2つの形があります。国は12月2日より、紙の保険証の新規発行をしないことを決めました。紙の保険証を新規に発行しないということを各種機関が報道しています。

こうした中、自分の保険証や、おじいちゃん、おばあちゃんの保険証はどうなるのか、心配している方が多くいらっしゃいます。このような状況に対して、村はどのように周知するのか説明を求めます。これはマイナ保険証の方に対しても、紙の保険証を使っている方にも、両方の方への対応を説明していただきたいと思います。

2点目、村の人口減少は深刻な状況です。これから村を担ってくれる子育て世代の負担を軽減することで、孺恋村がさらに子育てしやすい村であることをアピールしたいと考えるものです。

国保における均等割負担分は1人当たり、ここでは2万7,000円と書きましたが、国保の仕組み上、2万7,000円は1人2万7,000円で、そのほかに後期高齢者支援金分の9,000円もあるので、1人当たり3万6,000円が負担となります。この3万6,000円は、生まれたての赤ちゃんにもかかることになります。ですから、子供が多いほど負担増になるので、親御さんにとっては大変です。

県内では、子供の均等割分をゼロにしている自治体も幾つかあるようです。孺恋村もこの取組を少しでも早く実施して、若い世代の移住を進めることもいいかと思い、提案します。村当局の考えをお聞かせください。

2つ目、職員体制について。

会計年度任用職員は、3年目の採用は公募をすることになっていましたが、総務省は今年の6月に、その制度を撤廃することにしました。このことに対する村の対応を教えてください。

現在の職員構成の中で、会計年度任用職員の割合は約4割です。村が行っている仕事の中で大事な役割を担っていることに敬意を表します。

そこで、お尋ねしますが、会計年度任用職員の中で正規職員を望む方はいないのでしょうか。常時必要な仕事には責任を持って取り組むのが、身分、給与、手当などが保障される正規職員の採用になることを求めます。これが住民サービス向上にもつながるものと考えます。また、長期的に見て、様々な年代の職員体制にしていくことも必要ではないでしょうか。村長の考えをお聞かせください。

村有財産の活用について。

村が所有する財産を雇用・人口増につながるように活用することを求めます。

長野原町が廃校の活用について全国公募したところ、グローバルスクールを運営することになったことが新聞の記事に載っておりました。孺恋村でも長期の見通しで、土地・建物の活用をすることを求めます。現在検討していることがありましたら、説明をお願いいたします。

青山の土地は、国交省のほうも動きが見られません。前回というか、以前に質問したところ、村長は、令和6年度から国のほうがストックヤードの建設に動くようになるので、その

様子を見ながらという説明を受けておりますが、まだ動きは見られません。今後、青山の土地の活用など考えていることがありましたら、お答えください。

J R 吾妻線を存続していただきたいということで、去る12月6日の上毛新聞の記事に、吾妻線、現時点では白紙の見出しで、J R 高崎支社長のコメントが掲載されました。このコメントに少し希望が持てましたが、予断は許せません。また、袋倉駅の近くも高架線のところを工事したりしているので、まだまだ使っていただけるかと希望を持っていたりしております。

村長は吾妻線について、これまでの質問に対し、吾妻線は守ると言い続けてきております。ある住民からの声です。村長は吾妻線を守る取組として、具対的に何をするのかなという声でした。来年度取り組むことがありましたら、お答えください。

以上、明快なる答弁を求めて質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険についてでございますが、こちらのほうにつきまして、大局的な話を私がさせていただきます、具体的な細かい点について、住民課長からお答えをさせていただきます。職員体制については、総務課長のほうからお答えをさせてもらいたいと思っています。ということで、あと村有財産の活用について、こちらについては私のほうからお答えをさせていただきます、吾妻線については未来創造課長のほうからお答えをさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険についてでございますが、公知の事実でありますとおり、令和6年12月2日からマイナ保険証の本格運用が始まり、保険証について心配されている方が多いが、どのように周知しているのかというご質問でございます。

このとおりでございます、多くの方が心配している現実がございます。これまで直接にお問合せをいただいた件数は、それほど多くはなく、医療機関からの問合せも多い状況ではありません。テレビや新聞等で報道されているとおりでありまして、村では広報つまごいと村のホームページで現在案内をしております。今後ホームページ等においても、分かりやすく、事例等を整理して周知を図っていきたいと考えております。

国や県からは、担当者向けQ & Aの送付があり、随時更新されている状況でありまして、

担当課、担当者もＱ＆Ａをしっかりと読み込み、理解した上で、注意を払いながら案内を進めておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、国保税の均等割を減額にして、子育ての村をＰＲする考えはあるかということでございますが、国民健康保険税につきましては、都道府県のほうに財政主体が移動になったという経緯も踏まえ、これにつきましては、住民課長のほうからお答えをさせていただきます。

次の案件につきましては、私のほうから、またお答えをさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず初めの国民健康保険のマイナ保険証の本格運用に係って、どのように周知しているかということでございますが、今年の７月、８月１日から使用可能な保険証の更新がありました。そのときに、現行の保険証、交付する保険証、これについては１年間、来年、令和７年７月３１日までは、有効期限までは使用できますという案内をさせていただいております。

その後については、令和７年７月中にマイナ保険証を利用されない方については、資格確認書というものが交付されますということで案内をさせていただいております。同じように、広報とホームページにも掲載をさせていただいております。

村長の答弁にもありましたけれども、Ｑ＆Ａ、様々更新がされておりまして、よく事例を整理して、分かりやすく、今後ホームページのほうは、早急に掲載を改めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、２点目の子育てしやすい村をアピールするために子供に係る均等割を軽減したらどうかということでもありますけれども、公表されている自治体の中では、県内では渋川市さんだけです。

渋川市さんにおいては、国民健康保険特別会計の中で、一旦均等割を納めていただいて、税に滞納がない方に対して、国民健康保険特別会計から、またその納めていただいた均等割の部分に戻すというような、給付金方式というんですかね、そんな形でやられているとのことでもあります。

これにつきましては、平成３０年から群馬県が財政主体となって運営をしております。税率の統一に向けて、これまで協議をしております。税率の統一をするということは、独自の軽減策とか、そういったことができなくなるというものであります。ですので、渋川市さんに

おいても、税率の統一前に、今行っている制度については廃止をするという方向になっているということでもあります。

いずれにしても、群馬県が財政主体になって、群馬県のどこに住んでも、馴染じゃなくても、渋川市に住んでも前橋にいても、同じ収入であれば同じ税金を納めるということで進めている途中でありますので、今の時点で税の負担の公平性の観点から、そういったことはやるべきではないという考えでありますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 続きまして、職員体制についてのご質問でございます。

会計年度任用職員の件でご質問でございますが、現在は村におきましては、職員が135名、会計年度任用職員が96名おります。これらにつきまして、特別会計も入れまして、当初予算で113億円、しっかりと今、遂行しておるところでございます。

職員体制の詳細の部分につきましては、総務課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） それでは、私のほうから、会計年度任用職員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

この件は、人事院が国の非常勤職員のうち、期間業務職員の採用について定めた通知文書を改正しまして、公募によらない採用回数上限を連続2回までとする取扱いを撤廃したということでもあります。それに準じまして、会計年度任用職員につきましても同じ扱いにするというものであると思います。

本村では、応募が少ない状況が続いているということもございまして、以前から連続2回までという制限は、採用制限は行っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、続いて、会計年度任用職員の中で正規職員になりたいという、望む者がいないかというご質問ございましたけれども、これまでの実績としましては何人かおります。希望者には通常どおり、一般教養試験をまず受験していただきまして、合格者には二次試験として作文、面接の試験を受けていただいて、可否を決めさせていただいているということで、実績はあるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 続きまして、質問の第3点目でございますが、村有財産の活用についてというご質問でございました。

これにつきましては、青山国有林につきましては、現在計画されておりますストックヤードの整備予定地は砂防指定地に指定されております。今後、国土交通省より、ストックヤードの整備が始まるものと思われま。

しかしながら、整備予定地の中に2か所、所有者不明土地が存在することから、ストックヤードの整備が遅れておりましたが、所有者不明土地の存在しないパノラマライン側の進入道より整備を進めていきたいとの連絡を、つい先日、国土交通省利根川水系砂防事務所、大坂所長より連絡を受けておるところでございます。

ストックヤードの整備完了後には、土地活用計画等を策定の上、土地の有効活用を進めていきたいと考えております。

今後におきましても、利根川水系砂防事務所との連絡を密に図りながら、整備事業の進捗状況を注視し、その都度、議会に報告もさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、吾妻線存続についての件でございますが、これについては、私もそれなりに取り組んできたというつもりでございます。現在は、渋川市中心といたしまして、渋川・吾妻地域在来線活性化協議会とも連携した鉄道利用の促進等も図っておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長から、この件につきましてはお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

失礼しました。

村有財産の活用について、村では伊藤議員もご承知のとおり、太平洋クラブ軽井沢リゾートや高峰マウンテンパークなど、広大な土地を有効活用いただいております。また、建物につきましても、指定管理者制度や通常の賃貸借契約により有効活用を進めております。

伊藤議員の言われたとおり、今後も雇用や人口増加につながり、観光客の増加は地域経済の活性化につながるよう、土地・建物の有効活用を進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） それでは、伊藤洋子議員の４点目のご質問、ＪＲ吾妻線を存続していただきたいとのご質問のご答弁をさせていただきたいと思います。

ＪＲ吾妻線の存続につきましては、吾妻線の利用者を増やすため、また、吾妻線の活性化に向けたアイデアを考え、吾妻線を盛り上げていきたいとの思いから、昨年度、村民の方から参加者を募集し立ち上げました村独自のＪＲ吾妻線活性化プロジェクトチームの活用、また、吾妻線沿線自治体で構成いたします渋川・吾妻地域在来線活性化協議会と連携した鉄道利用の促進、さらに、本年度実施いたしましたＪＲ主催の鉄道イベント等と連携したイベントの実施によりまして、鉄道ファンや観光客を吾妻線沿線に呼び込むことで吾妻線を守り、吾妻線の活性化を図る経費を今後具体的に検討し、来年度予算に反映させ、吾妻線の利用促進に取り組んでいきたいと考えております。

現在、来年度の予算編成中でございます。具体的案につきましては、後ほど決まり次第、お伝えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） どうもお世話になります。

1点目のマイナ保険証と紙の保険証のことでは、紙の保険証のことについての説明では、1年間あって、来年の7月になれば資格確認書が送られる、これは申請しなくても自動的に交付されるのかどうか、その点も心配になっていきますので、答えていただきたいのと、今の答弁では、マイナ保険証の人たちのことがよく分からないんです。

一応、いろいろな学習をした中では、マイナ保険証の人には、その方の期限の前に資格情報が送られてきて、どうのこうのとは聞いているんですけども、マイナ保険証の方の説明もお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

マイナ保険証、マイナンバーカードをお持ちであって、保険証利用のひもづけ、それをされている方とされていない方がいらっしゃいます。マイナンバーカードを持っているだけの方、ひもづけをされていない方につきましては、来年は職権で村から資格確認書を送付され

ます。ひもづけされている方につきましては、資格情報のお知らせというのが送付されます。

マイナ保険証が、病院等の窓口で機械のトラブル等あった場合には、マイナンバーカードと資格情報のお知らせ、その2点を窓口で提示することによって、診療を受けられるということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 厚生労働省も一応そのように、しばらくの間は申請しなくても自動的に保険者から交付するというのは、そういうふうにしますという周知されているんですけども、なかなか村民一人一人というか、特に高齢の方には伝わりにくいと思いますけれども、先ほどは、ホームページに今後書くというんですけども、ホームページだけでなく、マイナ保険証の方、ひもづけしていない方とか、そういう分かりやすく広報のところに、特に大きく、高齢者でも分かるような周知の方法を取る考えはないでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまのご質問ですけれども、まずホームページのほうは、早急に分かりやすく掲載をさせていただきたいと考えております。

広報につきましては、年度更新、保険証の今、有効期限が令和7年7月31日までの有効期限がありますので、それまでは使えますというご案内を一度しておりますので、更新が近づきましたら、またそこで案内をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） その点については、周知のほうを分かりやすく、よろしくお願いいたします。

次に、均等割分ですけれども、先ほどの説明では、渋川市もせつかく今年度からやったわけですけれども、広域化に向けてはやめるような方向だという説明でしたけれども、それでは村として、広域化になるのはたしか令和15年、今徐々に始めているけれども、確実に広域化というか統一化されるのは何年度だったかというのと、それから、今現在、均等割分が、先ほど2万7,000円と9,000円加えて3万6,000円、その中の未就学児までは、半額国が補助しています。それは、やはり子育てに逆行するという国の考えもあって、そうなっているわけですけれども、そういった未就学児分は、村の国保財政としては浮くわけですね。その分プラスアルファで、例えば小学校2年生までとか、病気のしやすいそういう学年までと

か、統一化されるまでの間やるというのも一つ、どこの自治体もやっていないことをやるのもいいのじゃないかと思えますけれども、その確実な年度と、それから、そういうことでもやる気持ちはないのかどうか。先ほどははっきりと、やりませんと言われたんですけれども、そういう段階を追った、少しでも子育て支援としてやる気持ちがないのかどうか、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 日本国は国民皆保険の国であります。国民健康保険を使う人もおれば、大企業の健保組合の保険証を使う人もおれば、75歳を超えますと、後期高齢者の証を持って診療を受けると、公務員は公務員で共済制度のほうで受けるということで、誰もが医療を受けられると。その中で、国民健康保険につきましては、伊藤議員ご存じのとおり、国が今財政が厳しいので、国のお金で3,400億円負担していただいております。

その中で、先ほどお答えさせていただきましたが、平成30年度から群馬県31市町村、これを今は市町村が負担しておりますが、これが都道府県単位で、財政主体は都道府県というふうに法律が改正されておる、これはご存じだと思いますが、なので、渋川市さんが独自の制度をつくったとしても、先ほど担当課長がお答えさせていただきましたとおり、その時点になると群馬県全部統一されますので。

今現在は、嬭恋村キャベツ農家、今度106万円が109万円に上限が上がりますけれども、農家の皆さん、本当に109万円払う方、結構いらっしゃる。したがって、国民健康保険基金についても、基金が非常に我が村は多い。昭和村もそうです。ところが、これを全35市町村、都道府県が財政主体になりますから、税率も全部統一すると、こういう制度になっていまして、その移行期でございます。

それなので、渋川市さん独自のこういう制度をつくったとしても、担当課長がお答えさせていただきましたとおり、群馬県内全部統一されるという状況の過渡期にありますので、まずご理解いただきたいと思います。

それから、詳細説明、ほかの件の細かい点について、担当課長からお答えをさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ご質問の税率の統一の年度ですね。今、群馬県では、令和15年度

をめどに統一しようということで、35市町村、群馬県市町村国民健康保険連携会議という場で様々議論しているところでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 令和15年度に統一化される、それまでは村独自のこともやれるというのでは、やる気持ちさえあれば、できないということではないということで、先ほど言ったように、国も均等割は、本当に3万6,000円、お子さんが3人いたら10万円以上、それが子育て世代の方が国保で納めなくちゃいけない、そこを減らしてあげたら、どんなに喜ぶかなと思って、それで、それをアピールしたいという思いがあったんですけども、先ほどお話ししたように、今はまだ令和6年ですから、あと9年あります。その間でもやるとしたら、その間に若い世代の呼び込みができるのではないかと思いますので、先ほどはきっぱりと断られたので、今後子育てしやすい村として、何をもっとほかの町村にないことをやるのか求めて、この質問はこれ以上やっても無理のようですので、終わりにします。

次に、職員体制ですけれども、会計年度職員について、我が嬭恋村は最初から3年で公募というのをやっていなかったというので、それは1点聞きましたので、安心しております。

ただ、職員の中に、この資料では255人中、会計年度職員が94名、それを計算すると、本当に4割近くが会計年度職員、そこで正規の方を望む方がいますかと言いましたら、試験をしてくださっているというので、ほっとしたんですけども、決算書を見ると、決算書の中の職員構成がばらばらで、将来的にちょっと不安になる部分もあるので、年齢別職員数を調べましたところ、決算書で見ると、32歳から35歳が1桁、40歳から43歳も1桁、そういうので、今後長期的に職員構成を均等にやって、課長さんになる方がなったときにまた順番という、そういうアンバランスじゃないものが取られるかどうか心配でしたので、そのことを聞きましたけれども、その辺では村のほうはきちんと考えていらっしゃるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えしたいと思います。

言われるとおり、30代、40代の中堅職員の採用は一時期、国の集中改革プランとかというのがございまして、人員削減の施策がございました。それでちょっと、均等的な採用ができなかったというか、してこなかった経緯がありまして、今になって、これから幹部職員になる職員が非常に少なくなって、組織がうまく回るのかというところの心配は、ご指摘のと

おりしております。

そういうことを受けて、現状の会計職員が正規職員になってもらうとかということも今進めておりますので、組織が硬直しないようにしていきたいというふうには考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） やっぱ一番、村役場の役割は、住民サービスをきちんと提供できることが仕事ですから、今総務課長がおっしゃったように、そういう点については毎年度考慮して、職員採用などやっていただきたいと思います。

この件で、あと村の組織図を頂いて見たところ、西部学童保育所と東部学童保育所に職員の配置がされていないので、どうしてですかと聞いたら、きちんとした机がないという大変ですけども、席がなくて、児童に応じて何か運営しているというから、それを聞いて私はびっくりして、学童保育を必要とする人は結構、東部保育所から来た方が多いから、常にやっているものと思っていたんですよ。そうしたら、こういう状況になっているので、これでは子育てしやすい、学童保育料も無償化していますと言っているのに不安定なのではないかと思いましたけれども、その点は現場はどうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 伊藤洋子議員のご質問ですが、申し訳ありません、少し細かいところは分からないんですが、学童の場合は午前中、長期休業を除いて、午前中は子供はいません。午後からということなんですが、東部のほうは大分活用がありますが、時期にもよるんですけども、西部学童のほうはいない場合もあります。

そんな関係から、随時もちろんいるわけなんですけど、その示されるところには表記されていないということになっているということだと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は子育てしやすい村として、学童保育の充実もすごい、この実情を聞いて、望みたいと思いました。

というのは、学童は、私が東京で経験したのでは、午前中から指導員の方は、午後から来る子供たちのために、きちんと学童保育の準備をしているわけですよ。そうすると、子供たちは、おやつ作りをしたり、先生と一緒に遊んだりとか、それを楽しみにして来ていると

いうのでは、学童保育の充実もしなければ、やはり子育てしやすい村として、もっともっとほかにアピールするには不十分じゃないかと思いましたが、今聞きましたら現状がそうなっていますので、より職員採用もしながら、学童保育の充実も求めて、真に子育てしやすい村、若い人が本当に安心して子育てできる村にさせていただくためにも、学童保育所のこともきちんと対応していくことを求めて、この質問は終わります。

次に、村有財産についてですけれども、先ほど述べられたのは、村有財産については特に触れられていなかったんですけれども、決算書にも村有財産の一覧表というか、なかったんですけれども、例えば、これまでに買った渡辺パイプの下のほうのどこかとか、いろいろあったと思いますけれども、そういうところを長野原町のように何か全国公募して、例えば学校、それから、病院はちょっとアサマ2000のほうじゃ大変ですけれども、サービス付高齢者住宅とか、何か温泉付の施設とか、そういう固定資産税を何年間は免除しますよとか、何か特典をつけて活用を考える気持ちはないでしょうか。その点については、村長にお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 村有財産、土地及び建物が中心でございますが、土地については太平洋クラブの土地ですね、あれが年間、ざっくりですけれども約6,000万円、それから渡辺パイプグループ、こちらのほうは広大な面積でございますが、こちらはホテルを新しく建てましたので、固定資産税が、新しい建物ですから固定資産税も多くなっておりますが、700万円前後でお貸ししておるということであります。これが大きな土地であります。

あわせまして、仲介さんが持っておりました183ヘクタール、これは以前、議会のご承認も得まして、太平洋クラブの1年分の賃貸料と、土地代ということで了解をいただいて、あそこを購入させていただきました。広大な土地でございますから、有効活用するのは当然だと思っています。

それから、土地については、村がどうしても必要なものを借りている土地もたくさんあります、村が借りている土地。それから、村が貸している土地もございます。これらのほうは、貸すほうはなるべく高く借りていただくように交渉してきています。借りるほうについては、なるべく安く貸していただきたいという交渉をさせてもらってきました。

それから、失われた30年になりますけれども、リーマンショック以降、やっぱりデフレ傾向にあるときは、必要なものは買わせていただくということで、村民がどうしても必要な土

地は買うということで、また、不要なものについては売却をするということで来ました。今後も、村民の財産でございますから、土地・建物、特に不動産につきましては、しっかり管理をしてまいりたいと思っています。

また、伊藤議員のおっしゃいますとおり、民間企業でPFI／PPP、こういうところが使いたいというような話があれば、現在、いこいの広場と平和不動産については、民間の業者に今お貸しをしていただいております。担当が逐次、どういう活用しているかをチェックしながら、有効利用していただいておりますという状況でございます。

伊藤議員の言うように、何かどこかいいスーパー企業が村内に来てもらえればいいなと、特に大野議員さんが、インドのタタのグループをどうぞという話も今いただいておりますが、こういうところが村有地を活用していただいて、働く場所ができたり、そういう企業誘致ができれば、すばらしいなと思っています。

それと、公にはちょっとできませんけれども、何社かの企業が村内にということで、ホテルどうでしょうかという話もあります。決まるか決まらないか、ぜひともいい形で、いいホテルに来ていただいて、雇用も増えて、またいい形でPRができる、いいホテルが来てもらえればいいなと思っています。

その他、ウイスキー工場どうだというような話も、まだくすぶってはいるんですけども、企業も来ておりますが、いい企業が、しっかりとした企業が、いい雇用、仕事をしていただいて、なおかつ産業の振興、また税金にもつながるようなことがしてもらえればいいなと思っていますので、ぜひとも伊藤議員さんも、いい企業がありましたら、PFI／PPPを活用しながら、みんなで協議をして誘致を図っていかれたらと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 村長もいろいろと考えている雇用の確保、特に村に来て仕事がないというのが大きな悩みになります、若い方が来ると。それに向けての対策として、私としては、今村長がおっしゃったように土地の活用を考えているということでは、もっと前向きにということで、例えば先ほど言ったように、固定資産税を5年間免除するだとか、具体的な村が受け入れるものを考えて、仲介さんの土地182ヘクタールだか何か言ったの、そこには、じゃこういう条件でどうだろうということで発信する、そういうことも実際に取り組んでいただきたいという思いで、この質問を取り上げたわけですが、その点は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 嬭恋村にウイスキー工場はどうかという企業がお見えになりました。

群馬の東毛地域におけます固定資産税の減価償却税等の減免措置等も資料も収集し、勉強もさせていただきまして、もしこちらに来て、誰もが知っておる企業で、うまくいい仕事をしてくれるということであれば、議会のほうには、減価償却税10年間無償にするというような制度の導入も頭の視野に入れて、来ておる経緯もございます。

ぜひとも、前もってこの土地について、こういうふうに、工業団地なんかは必ずそうすると思われすけれども、嬭恋村の土地で図面も出して、ここはこういうふうな減免措置をしますよという必要性があって、来る可能性が十二分にあるということが、可能性があるんならば、そういうものも考えていく必要があるのかなとは思います。

特に青山地区については、5,270万円をかけて測量も終わっています。先ほど申しましたように、国土交通省利根川水系砂防工事事務所が土地の件についても、半分は駄目で、半分のこちらのほうはいいでしょうという話を、つい先日回答をいただきましたので、所管替えを今していただいておりますけれども、あそこにしかるべくストックヤードを造っていただくということで話を進めております。まだ、我が村の土地ではございませんけれども、それに応じて、縦断図、横断図、お金がかかる、しっかり中に入る道路、これも国交省が造るというお約束で、今まであそこ、話を進めてきておりますので、ああいうところであるんならば、PFIを含めた形で、面積は非常にフラットであるし、誘客、企業を誘致するにも、特定の面積のところを特定に、減免措置をやりますからいかがでしょうという話ができる可能性が十分あると私は思っております。

そういうことで、機を見て対応してまいりたいと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、青山の土地についても触れていただきましたので、この件については終わりにしますが、先ほどちょっと控室で話したときに、今はどうか分からないんですけれども、都会のほうに南海トラフとか、いろいろ災害が起こったときのバックアップ施設として使うこともあるよねという話を聞いたので、いろんなところでそういう発信をしながら、ぜひ土地の活用、若い方の雇用につながるような活用を求めて、この質問については終わります。

最後に、ＪＲ吾妻線なんですけれども、担当課からは逐次説明いただきまして、ありがとうございます。

私もＪＲ吾妻線の活性化プロジェクトに入らせていただいているんですけれども、ただ、それよりももっと大きな問題として、６月議会のときだったか、９月のときにも言いましたけれども、群馬県知事は、２０２２年には長野原草津口から大前をバス路線にという戦略を発表しているんですけれども、そういうバックがあるので、私としてはすごい心配で、千葉県の久留里線は同じ頃、任意協議会か法定協が立ち上がったら、廃線になってバス路線にするという決定をしたというのが、ＮＨＫのＳＮＳニュースでも書かれています。

そんな背景があるので、やっぱり村長として、吾妻線を守ると言っているんですしたら、上信道のことで国会に行くんだから、ＪＲ吾妻線のことでも、ぜひ行っていただきたいということなんです。

１９４５年に渋川から長野原まで来ているのを１９７１年に嬭恋村まで引っ張ってきたそのときには、嬭恋村は国会議員から村議会議員から村長から、皆さんが行ったというのが村史にも書かれています。それくらいの取組をしていただきたいと思いますけれども、村長としてどう考えるかお答えください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） １９７１年（昭和４６年）、大前まで開通したということであります。当時やったのは国鉄でございますので、国鉄、国が１００％株式を持っている時代でありました。延長するについては、福田赳夫先生、中曽根康弘先生、小渕恵三先生、社会党の山口鶴男先生、これらの方々の甚大なる力を得て、当時、村長あるいは議会の皆さん、一致結束してお願いをして、大前まで延びたという経緯があると、私は承知しておるところでございます。

１９８０年代、行政改革で中曽根政権のときに、ＪＲも民営化ということで、ＪＲが民営化、完全にされたということであります。政府は現在、株式は持っておりません。政府のほうで持っているのは、ＮＴＴの株をどうするんだと、あとＪＡＬですね、日本航空の株。これはまだ政府が株を持っていますから、特に郵政、ＪＰについては、その金を株を売却して、株が上がっているから売却して、それを有効活用しようという議論があつて、法律改正がされるような予定であるように伺っていますが、来年度の国会でその辺が議論されるのかなと思っています。ＪＲの場合は１００％、政府は株は持っておりませんので、完全に民営化されておるとい歴史がございます。

しかしながら、地域経済を守るために先人が苦勞して延ばしていただいたＪＲであります。しかし、民営化を完全にされると、伊藤さんも自分であれば、個人もそう、家計もそう、企業もそう、地方自治体もそう、やっぱり基本的に赤字、赤字、赤字が続いちゃまずいわねと私は思います。

そういう意味で、昔の国鉄、国が株を持っている時代と、ちょっと違ってきたと思っています。特にＪＲ分社をした各社、ご存じのように、ＪＲ北海道とＪＲ四国については、赤字路線がひどくて、廃止の路線がめちゃくちゃ多いのが現実であります。ＪＲ東日本につきましては、山手線等のドル箱と言っちゃ何なんですけど、そういう路線がありますので、現在も存続しておると。また新幹線についても、それだけの収益を上げているということでもあります。

しかしながら、吾妻線は、長野原草津口から大前の間でございますが、ご存じのように今、経緯はいろいろありますけれども、ＪＲ東日本高崎支社と群馬県と嬭恋村と長野原町で、現在任意の協議会を、ＪＲのほうからのご提案をいただき、また県のほうの地域交通係も中に入っていて、現在協議の担当を我が村もやっておるということでございます。

ぜひとも、ただ乗降客がやっぱり基本的にないと、今現在、公知の事実のとおりであります。この路線、今ここが、４億６,０００万円ぐらい赤字が出ているという現実がございます。やっぱり赤字が出ている以上、今アンケート取ったりして、利用者は高校生が圧倒的に多いということで、利用者の方々からのアンケートを取ったりしながら、今、協議会のほうで協議をしていただいておりますという現実があるわけがございます。

しかしながら、決して諦めているわけではなくて、一番利用者の方々のアンケートを取って、また事務方を中心に、今協議会のほうで議論をしていただいておりますので、またそれも見極めながら、しっかりとお願いすることはお願いしてまいりたいなと思っております。

利用者が増える、少なくとももう少し、４億６,０００万円の赤字がもう少し減るような方法があるか、あるいはコストがもっと減らせる方法があるか、この辺も、ＪＲ東日本さん自身は考えておられると思いますが、しっかり協議をして、お願いするところにはしっかりお願いをしてまいりたい、こう思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 1971年のときとは状況が違うというのは承知しております。

でも、赤字を理由にというと、渋川からの長野原町だって、決して黒字じゃないと思うんです。そうすると、今標的にされているのが長野原から大前だけれども、やっぱり全線がほ

ば赤字だと思われるんです、ちょっと元国鉄の方に聞いたら。

だから、今標的にされているけれども、やはり徐々に廃線にされるんじゃないかという不安もあるから、守るように渋川・吾妻線活性化協議会でも国に言う、高崎支社長がまだ白紙だと言うなら、本当に高崎支社長にもまめに通う、そういうことが必要ですし、今国は、地域公共交通の計画を立てなさいというので、ＪＲ吾妻線からの再度にわたる今のチョイソコみたいなものとか、そういう計画も立てて、住民の足を守るようにという、国が言っているわけですから、そういった点では国にも要望して、吾妻線はどうしても必要なんだというのを言っていかなければ、行動しなければ相手も動かないと思いますので、ぜひ村長には、上信道と同じように吾妻線を守るように、議会の皆さんにも村民から言われました、議会もぜひ動いてくださいというので、動かなければ変わっていかないとしますので、そのことを強く求めて、この質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、10番、伊藤洋子議員の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第２、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和６年第６回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1 時 5 8 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

署 名 議 員 黒岩 智未

署 名 議 員 土屋 哲夫

令和六年 第六回〔十二月〕定例会

婦恋村議会議録

令和六年 第六回〔十二月〕定例会

婦恋村議会議録